

府中市市民協働推進協議会

検討結果報告書

平成 26 年 10 月

府中市市民協働推進協議会

目 次

1	はじめに	1
2	本報告書作成にあたって	2
3	府中市市民協働推進行動計画（案）	3
4	府中市市民協働推進協議会（平成 26 年度）における主な意見	34
(1)	行動計画（案）に関する主な意見	34
(2)	ワークショップのまとめ	36
5	参考資料	38
(1)	府中市市民協働推進協議会設置要綱	38
(2)	府中市市民協働推進協議会名簿	40
(3)	協力団体・参加職員名簿	41
(4)	府中市市民協働推進協議会検討経過	43
(5)	市民協働に関する調査結果	44
(6)	都市宣言・基本方針について	80

1 はじめに

府中市市民協働推進協議会は、平成25年5月27日付で、高野市長から、2年間の任期で「市民協働に関する基本的方針」及び「市民協働に関する計画」について検討するよう、依頼を受けました。

平成25年度は、依頼事項のうち、「市民協働に関する基本的方針」のとりまとめについて、計10回の会議を開催し、過去10年に係る取組を踏まえつつ、協働の必要性や目指す方向性などについて様々な議論を重ね、「府中市市民協働の推進に関する基本方針（案）」（以下「基本方針」といいます。）及び「府中市市民協働都市宣言（案）」をとりまとめ、平成26年3月26日に中間報告として提出いたしました。

そして、平成26年度は、もう一つの依頼事項である「市民協働に関する計画のとりまとめ」について、基本方針において「協働を推進するための基盤づくり」として掲げた10項目を、市が具体的に取り組む行動計画としてとりまとめるための検討を行いました。

言うまでもなく、行動計画は、市民協働の推進に向けて行政が取り組む計画ですが、あくまでも「協働のまちづくり」の主役は市民であることから、計画に市民の視点を反映させるために、協議会委員と市職員による合同のワークショップを開催し、府中市として優先的に取り組むべき課題や解決策等について情報交換し、意識の共有を図りました。

その上で、市から、ワークショップの結果や平成26年6月に実施したNPO・ボランティア団体や事業所・教育機関、自治会・町内会・商店会を対象とした「市民協働に関するアンケート」の結果を踏まえ、先行自治体の取組事例等を参考に作成した、計画案のたたき台の提出を受け、これについて協議会で多角的に議論し、検討を進めてまいりました。

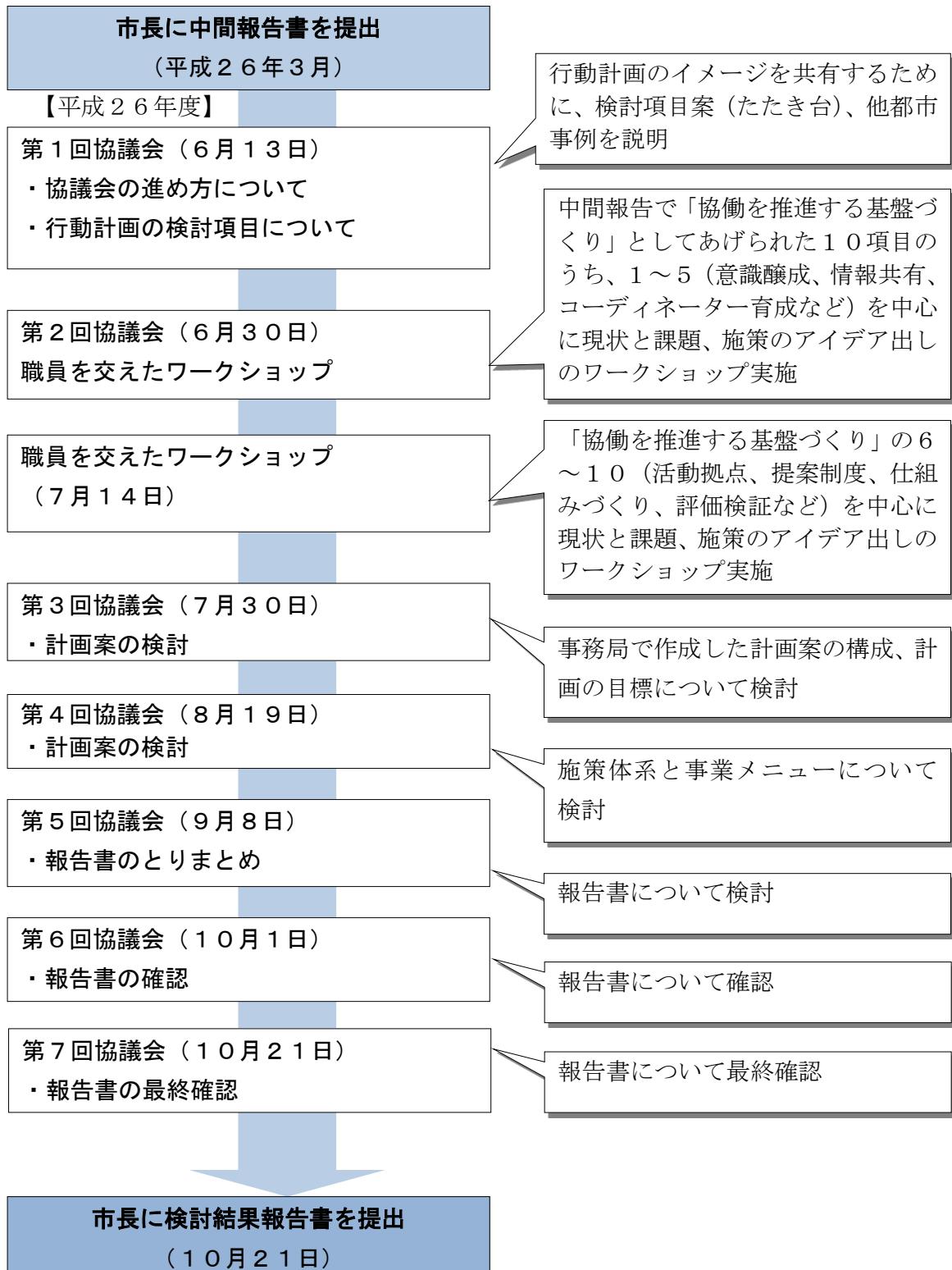
特に、計画をより実効性のあるものとするために、年次目標やスケジュール、進行管理の方法等について明示すべきことや、あらかじめ計画案の叩き台を庁内各部課に示し、積極的な意見交換を通じて検討を進めることを提言するなど、市民と市がともに考え、汗を流しながら、「府中市市民協働推進行動計画（案）」をとりまとめました。

このたび、当協議会におきましては、検討結果報告として当該行動計画（案）を提出し、高野市長からの依頼に対する任務を終えます。先の中間報告と合わせ、この報告が、今後の府中市の市民協働の推進のための羅針盤となり、行政のみならず、「まちの主役」である市民の皆様と共にされ、「府中市らしい協働」を創造し、市民協働による「みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち」の実現に寄与することを強く期待するものであります。

2 本報告書作成にあたって

本協議会は、平成25年度、26年度の2年にわたって開催してきました。

【平成25年度】協議会10回、ワークショップ2回開催



3 府中市市民協働推進行動計画(案)

府中市市民協働推進行動計画（案）

～輝くふちゅうのみらいへ、市民協働でスクラム＆トライ～

目 次

第1章 計画の概要.....	6
1 計画策定の経緯・趣旨	6
2 計画の位置付け	7
3 計画期間.....	7
4 本計画における用語の使用	8
5 施策体系図	9
第2章 市民協働推進のための具体的な施策.....	11
推進方策 1 市民の協働に対する意識の醸成.....	11
推進方策 2 職員の意識改革及びスキルアップ	14
推進方策 3 情報共有及び双方向型コミュニケーションの推進.....	15
推進方策 4 協働のコーディネート機能の育成	17
推進方策 5 市民活動拠点施設等の有効活用	18
推進方策 6 市民自身が市民の活動を支える環境づくり	20
推進方策 7 協働事業提案制度の整備	22
推進方策 8 協働を推進するための組織的な仕組みづくり	24
推進方策 9 協働事業の評価・検証の仕組みの整備	26
推進方策 10 協働の取組を効果的に進めるための行動計画の策定及び条例の整備...	27
第3章 計画の推進に向けて	29
第4章 計画のスケジュール	30

第1章 計画の概要

1 計画策定の経緯・趣旨

本市では、平成26年度を初年度とする第6次府中市総合計画の都市像「みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち」を、市民と市との協働によって実現することとしています。これは、まちの主役である市民一人ひとりが、主体的にまちづくりに参画することこそが、まちづくりの原点であるからです。

このため、平成25年5月に学識経験者、各活動団体の代表者、公募市民等で構成する「府中市市民協働推進協議会」を設置し、10年を超えるこれまでの本市における協働の取組を振り返るとともに、改めて協働の必要性等について議論を重ねました。

そして、平成26年5月に、これまでの取組をさらに進めるため、「公共分野を担うのは行政」との発想を大きく転換し、様々な主体が役割分担のもとに、地域課題を解決するための取組の方向性を示す「府中市市民協働の推進に関する基本方針」

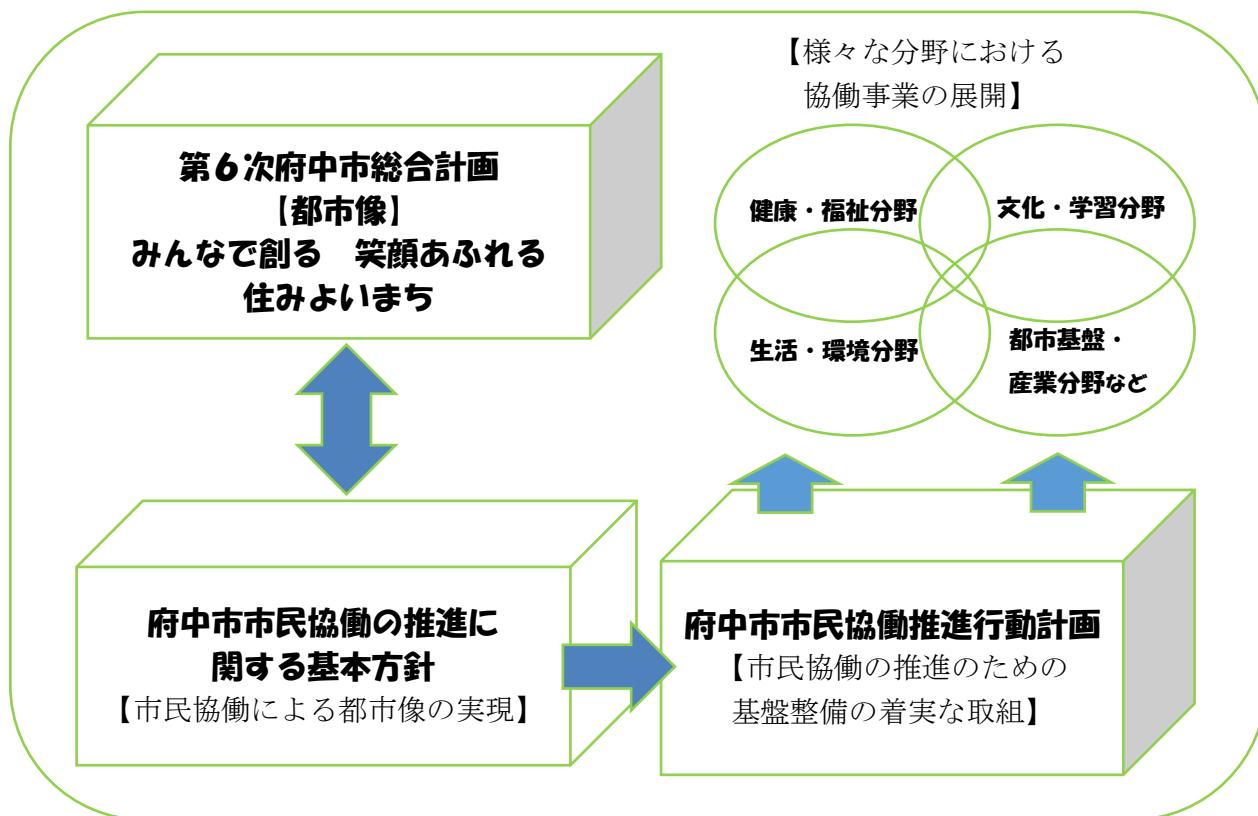
(以下「基本方針」といいます。) を策定し、第6次府中市総合計画の都市像の実現に向け、新たな一步を踏み出しました。

本計画は、このような経緯を踏まえ、「府中市らしい協働」を育むとともに、様々な主体による市民協働を推進し、多くの市民が住みやすい、住んで良かったと思えるまちをつくっていくため、基本方針第4章に定める10の推進方策の実現に向けた具体的な行動計画として策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、府中市の市政運営の基本方針である「第6次府中市総合計画」を、協働により実現するために、基本方針第4章に基づき、市民協働の基盤整備の推進に係る具体的な取組について定めるものです。

市では、基本方針の趣旨を踏まえ、本計画の取組を着実に推進するとともに、福祉、環境、防災、まちづくり等の様々な分野において、具体的に協働事業を進めていきます。



3 計画期間

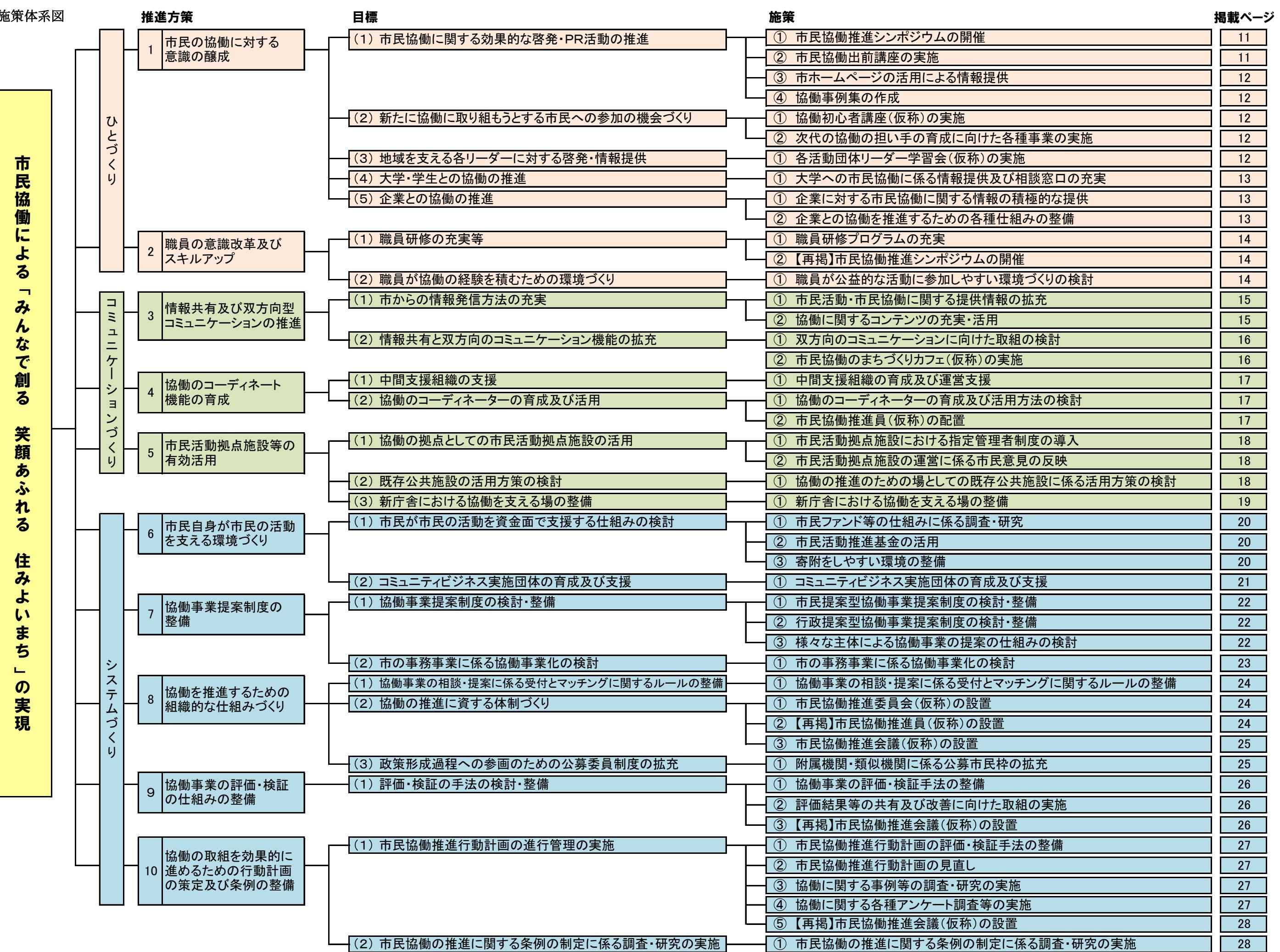
本計画の期間は、平成27年度から平成33年度までの7年間とします。ただし、計画施行後3年目において、協働推進に係る取組状況や社会経済情勢の変化等を踏まえて、計画の見直しを行うこととします。

区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
第6次 府中市総合計画	前期計画				後期計画			
市民協働 推進行動計画	策定手続	H27.4～H30.3						
				見直し				
					H30.4～H34.3			

4 本計画における用語の使用

本計画における「協働」や「市民」、「各活動団体」等の用語については、注記してあるものを除き、原則として基本方針に定めるところに従い、次のとおり使用しています。

用語	解説
協働	「多様で多層な主体が情報を共有し、相互の立場や特性を認めつつ、対等の立場で、それぞれの役割を果たし、共通する課題の解決や社会的な目的の実現に向けて、公益的な価値を相乗的に生み出すため、連携・協力すること」をいいます。
市民協働	市民と市との協働はもちろん、市民、自治会・町内会、各文化センター圏域のコミュニティ協議会、自治会連合会、NPO・ボランティア団体、教育機関、事業者、市等による様々な主体間の協働も視野に入れた取組をいいます。
市民	第6次府中市総合計画と同様に、住民だけでなく、事業者、在勤者、在学者及び市内で活動する方々や団体を含んだ広い意味で捉えています。ただし、他の主体と列記する場合などは、協働の主体として、狭い意味で捉えている場合があります。
市民（協働の主体としての市民）	市内に住み、働き、学び、又は活動する全ての人をいいます。
各活動団体	地縁型活動団体、目的型活動団体、教育機関又は事業者をいいます。
地縁型活動団体	自治会・町内会、コミュニティ協議会、自治会連合会等をいいます。
目的型活動団体	NPO・ボランティア団体、社会教育関係団体、各種任意団体等をいいます。
教育機関	小・中学校、高等学校、専門学校、大学等を言います。
事業者	企業、自営業者、商工会議所、商店街連合会、金融機関、各種法人、事業者団体等をいいます。
NPO	「Non Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、営利を目的としない団体の総称です。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格（個人以外で権利や義務の主体となり得るもの）を取得した法人を、NPO法人（特定非営利活動法人）といいます。
中間支援組織	いろいろな捉え方があり、必ずしも明確に規定された定義があるわけではありませんが、その機能、役割としては、主として①資源（ヒト、モノ、カネ、情報）の仲介、②NPO間のネットワーク促進、③価値創出（政策提言、調査研究）といった点が挙げられています。
市民ファンド	市民からの寄附を中心に、市民の活動に助成を行うことを目的とした、市民自らが運営する基金をいいます。
P D C A サイクル	計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、見直し（Action）のサイクルで、計画の進行管理を行う仕組みをいいます。



第2章 市民協働推進のための具体的な施策

推進方策1 市民の協働に対する意識の醸成

本市では、自治会・町内会等の地縁型活動団体や、NPO・ボランティア団体等の目的型活動団体、また教育機関、事業者など、様々な主体が地域で公益的な活動をしていますが、一方で、協働の手法についてはまだ十分には定着しているとは言えません。

このため、より多くの市民が協働について知り、関心を持ち、そして、協働によって地域課題の解決に取り組んでもらえるように、市全体で協働に対する意識の醸成に取り組むことが必要です。

このような観点から、効果的な情報発信や意識啓発に努めるとともに、学習機会を提供するなど、市民の意欲を高め、また意欲ある市民の受け皿を整備することによって、協働に取り組む団体や市民が増えることを目指します。

【目標】

- (1) 市民協働に関する効果的な啓発・PR活動の推進
- (2) 新たに協働に取り組もうとする市民への参加の機会づくり
- (3) 地域を支える各リーダーに対する啓発・情報提供
- (4) 大学・学生との協働の推進
- (5) 企業との協働の推進

(1) 市民協働に関する効果的な啓発・PR活動の推進

市民一人ひとりが市民協働について理解を深めることができるよう、効果的な啓発やPR活動を展開します。

事 業	市民協働推進シンポジウムの開催
内 容	市民協働の理念や市の取組について、広く市民にお知らせし、理解に資するためのシンポジウムを開催します。
年次目標	平成27年度～継続実施

事 業	市民協働出前講座の実施
内 容	市民や各活動団体等の要請に応じ、市が目指す市民協働の理念や取組状況等について、市職員が講師となって情報提供を行う出前講座を実施します。
年次目標	平成27年度～継続実施

事 業	市ホームページの活用による情報提供
内 容	市における協働のまちづくりに関する取組情報や、協働事業に関する情報を適時に提供できるように、市ホームページを活用します。
年次目標	平成27年度～継続実施

事 業	協働事例集の作成
内 容	市内の各活動団体等の様々な協働事例から、ノウハウや成果等を学ぶとともに、実務の手引きにもなる事例集を作成します。
年次目標	平成27年度…掲載内容の検討・作成 平成28年度…発行 平成29年度…第2版掲載内容の検討・作成（隔年で作成・発行）

（2）新たに協働に取り組もうとする市民への参加の機会づくり

公益的な活動や協働の取組に関心があっても参加する機会がなかった市民や、勤労、子育て等で継続的な参加が難しい意欲ある市民に対して、啓発やPR活動を行うとともに、協働の場への参加の機会を提供します。

また、未来の協働の担い手である子どもたちについて、地域への愛着や協働によるまちづくりに対する意識を醸成します。

事 業	協働初心者講座（仮称）の実施
内 容	これまで、意欲はあっても公益的な活動や協働事業に参加する機会がなかった市民や、これらの取組に参加したいという意欲のある若い世代を対象とした講座や学習会などを開催します。
年次目標	平成27年度…実施方法の検討 平成28年度…試行実施 平成29年度…実施

事 業	次代の協働の担い手の育成に向けた各種事業の実施
内 容	地域に愛着を持ち、積極的に地域活動や協働のまちづくりに取り組む将来の人材を育成するため、児童・生徒等の子どもたちが地域とつながりを深めることができる事業を実施します。
年次目標	平成27年度～継続実施

（3）地域を支える各リーダーに対する啓発・情報提供

各活動団体のリーダー等を対象に、本市が推進する市民協働に関する学習会の開催や各種情報提供を行います。

事 業	各活動団体リーダー学習会（仮称）の実施
内 容	各活動団体のうち、特に地縁型活動団体及び目的型活動団体のリーダーや活動の担い手となる人材を対象とした学習会等を実施します。
年次目標	平成27年度…検討 平成28年度…試行実施 平成29年度…実施

(4) 大学・学生との協働の推進

本市の特徴として、2つの国立大学が立地していることがあります。既に大学との協働事業の実績もありますが、一層効果的な取組を目指し、これまで以上に連携・協力できる環境を整えます。

事 業	大学・学生への市民協働に係る情報提供及び相談窓口の充実
内 容	大学・学生と、更に効果的な協働事業を実施するため、市の市民協働に向けた取組に係る情報や、市内における協働の機会等に係る情報を積極的に提供します。また、市との協働事業を実施するため、相談・調整をしやすい環境を整えます。
年次目標	平成27年度～継続実施

(5) 企業との協働の推進

近年、企業は、社会貢献活動として公益的な活動に積極的に取り組んでおり、活動場所や活動機会を求めていいます。

本市においても、企業との協働を積極的に進めていくため、情報提供などの側面的な支援策を講ずる一方で、企業に対しても、市の協働によるまちづくりに関する様々な取組への理解と協力を求めていきます。

事 業	企業に対する市民協働に関する情報の積極的な提供
内 容	企業に対して、市が推進する市民協働に関する情報を積極的に提供します。
年次目標	平成27年度…実施 平成28年度～継続実施

事 業	企業との協働を推進するための各種仕組みの整備
内 容	企業と各活動団体や市とが、積極的に協働事業を検討し、実施できるようにするため、相互に相談・調整・情報交換ができる仕組みや、市が推進する市民協働の取組に賛同し、協働によるまちづくりや各活動団体への支援などに積極的な企業を紹介する仕組みを整備します。
年次目標	平成27年度…仕組みの整備に向けた検討・調整 平成28年度…整備 平成29年度…実施

推進方策2 職員の意識改革及びスキルアップ

市民と市との協働を進めるために、職員が協働の意義や必要性等を十分に理解することが重要です。市民と市が協働して行う事業は、市が単独で行う場合と比べて時間が掛かる事などもあるため、職員は消極的になってしまふという意見もあります。

研修や体験を通して、職員一人ひとりが協働に対する意識改革を進め、職員同士も連携・協力しやすい仕組みをつくるなど、これまでの慣例にとらわれずに、市民との協働に取り組む職員を育成していく方策を進めます。

【目標】

(1) 職員研修の充実等

(2) 職員が協働の経験を積むための環境づくり

(1) 職員研修の充実等

職員の協働に対する理解を深め、意識向上を図るために、職員研修を行います。

特に、実際に協働事業の現場に職員を派遣して行う体験研修など、研修内容の拡充を図ります。

また、協働の実践例を知るための機会として、主として市民を対象に開催する「市民協働推進シンポジウム」への参加を促進します。

事 業	職員研修プログラムの充実
内 容	市民協働の理念や推進手法を学ぶ従来の研修に加え、実際の協働の現場において体験型の研修を行うなど、研修プログラムの充実を図ります。
年次目標	平成27年度…検討 平成28年度…協議 平成29年度…実施

事 業	【再掲】市民協働推進シンポジウムの開催
内 容	市民協働の理念や市の取組について、広く市民にお知らせし、理解に資するためのシンポジウムを開催します。
年次目標	平成27年度～継続実施

(2) 職員が協働の経験を積むための環境づくり

職員が、協働に係る意識やスキルを向上させ、協働の経験を積むことで、自ら協働を推進できる人材となるよう、職員が公益的な活動に参加しやすい環境の整備を検討します。

事 業	職員が公益的な活動に参加しやすい環境づくりの検討
内 容	休暇制度の見直しなど、職員が公益的な活動に参加しやすい環境づくりを検討します。
年次目標	平成27年度…調査・研究・検討 平成28年度…実施

推進方策3 情報共有及び双方向型コミュニケーションの推進

協働を推進するためには、各主体がお互いに信頼できる関係を築くことが重要です。

このため、市は積極的に情報を公開し、市民や各活動団体と情報を共有することにより、信頼関係の構築に努める必要があります。

特に市は情報の発信だけでなく、可能な限り多くの市民や活動団体が発信する情報を収集し、また、積極的に情報を受け、活用する仕組みを整備するなど、双向のコミュニケーションを活発にすることを目指します。

【目標】

(1) 市からの情報発信方法の充実

(2) 情報共有と双向のコミュニケーション機能の拡充

(1) 市からの情報発信方法の充実

協働に関する情報を一元的にまとめ、また、市民にわかりやすく発信するよう、情報の集約や発信の方法の充実を図ります。

事 業	市民活動・市民協働に関する提供情報の拡充
内 容	「コミュニティサイトふちゅう」やインターネット等を活用して、市民や各活動団体等の公益的な活動や協働に関する情報を収集するとともに、わかりやすく発信します。
年次目標	平成27年度…NPO・ボランティア活動センターホームページのリニューアル及びコミュニティサイトふちゅうとの統合による 提供情報の拡充及び一元化 平成28年度～提供情報の拡充

事 業	協働に関するコンテンツの充実・活用
内 容	市ホームページにおける、協働に関するコンテンツを活用し、協働によるまちづくりに関する情報や、各活動団体の取組等について集約し、市民、各活動団体等に分かりやすく発信し、情報共有できる仕組みを作ります。
年次目標	平成27年度…活用の検討 平成28年度～実施

(2) 情報共有と双方向のコミュニケーション機能の拡充

インターネットなど I C T (情報通信技術) の活用により、公益的な活動に関する情報の収集や各活動団体が発信する情報を受ける仕組みを整備するとともに、市民と市との双方向のコミュニケーション機能を拡充します。

事 業	双方向のコミュニケーションに向けた取組の検討
内 容	市民が自分に合った広報・広聴の手法をより一層活用することができるよう、S N S (ソーシャルネットワークサービス) を含めた各種情報媒体の活用について検討します。
年次目標	平成27年度～隨時検討・実施

事 業	市民協働のまちづくりカフェ（仮称）の実施
内 容	協働に取り組む市民や各活動団体の代表者、職員等が一堂に会して、ワールドカフェ ¹ などのワークショップ形式で情報交換できる機会を設けます。
年次目標	平成27年度…実施方法等の検討 平成28年度…試行実施 平成29年度…実施

¹「ワールドカフェ」とは、知識や知恵は機能的な会議室の中で生まれるのではなく、人々がオープンに会話をを行い、自由にネットワークを築くことのできる「カフェ」のような空間でこそ創発される、という考え方に基づいた話し合いの手法です（ワールド・カフェ・ネットホームページ）。

推進方策4 協働のコーディネート機能の育成

様々な主体間のコミュニケーションを促進し、ネットワーク化を図り、協働へつなげていくために、市民活動を支援するとともに、行政と各活動団体など様々な主体をつなぐ、中間支援組織や協働のコーディネーターの役割が重要です。

市民活動拠点の整備を契機に、中間支援組織の育成や、こうした専門性を持った人材の発掘・育成の方策を進めます。

【目標】

(1) 中間支援組織の支援

(2) 協働のコーディネーターの育成及び活用

(1) 中間支援組織の支援

中間支援組織については、専門性をもった人材の発掘や育成、市民活動拠点の管理など、市民協働の推進に当たって重要な役割が期待されるため、積極的な支援を行っていきます。特に中間支援組織は、活動資金の確保と組織のマネジメント、人材の確保などが課題とされており、こうした点から具体的な支援策を検討していきます。

事 業	中間支援組織の育成及び運営支援
内 容	市民協働の更なる推進を図るため、市において今後必要とされる中間支援組織の在り方や組織、運営方法等について検討するとともに、その支援策について検討・実施します。
年次目標	平成27年度～中間支援組織の在り方等に係る検討・支援の実施

(2) 協働のコーディネーターの育成及び活用

協働を推進し、各活動団体と市とをつなぐ役割を担う協働のコーディネーターを育成するとともに、効果的な活用方法について検討します。

事 業	協働のコーディネーターの育成及び活用方法の検討
内 容	養成講座を実施し、協働のコーディネーターを育成します。また、協働のコーディネーター登録制度等に係る先進事例について調査・研究し、より効果的に活用できる仕組みについて検討します。
年次目標	平成27年度…講座の継続実施、活用方法に係る調査・研究 平成28年度…講座受講生の活動支援継続、活用方法に係る制度実施 平成29年度…講座受講生の活動支援継続、活用制度継続実施

事 業	市民協働推進員（仮称）の配置
内 容	協働に係る先進事例等の情報を収集するとともに、各活動団体とのコーディネーター役を担い、協働の取組を推進するため、各課に市民協働推進員（仮称）を設置します。
年次目標	平成27年度～設置

推進方策5 市民活動拠点施設等の有効活用

府中駅南口再開発地区に設置予定の市民活動拠点施設をはじめ、協働の推進のための場として公共施設を積極的に活用する方法等について検討し、実施します。

【目標】

(1) 協働の拠点としての市民活動拠点施設の活用

(2) 既存公共施設の活用方策の検討

(3) 新庁舎における協働を支える場の整備

(1) 協働の拠点としての市民活動拠点施設の活用

新たに府中駅南口再開発地区に設置予定の市民活動拠点施設については、「協働の場」としても、中心的な役割を發揮することが期待されています。このため、中間支援機能を有する者等を指定管理者とともに、運営に当たっても、市民、各活動団体などの意見を取り入れ、より使いやすい施設としていきます。

事 業	市民活動拠点施設における指定管理者制度の導入
内 容	市民活動拠点施設については、指定管理者制度を導入し、中間支援機能を有する者等を指定管理者にすることにより、施設の効率的かつ効果的な管理・運営に取り組みます。
年次目標	平成27年度…指定管理者候補者の選定 平成28年度…指定管理者の指定、指定管理者による施設の管理・運営 平成29年度…指定管理者による施設の管理運営

事 業	市民活動拠点施設の運営に係る市民意見の反映
内 容	より使いやすい施設とするために、市民、各活動団体等の利用者を中心に運営協議会を設置し、意見を反映します。
年次目標	平成29年度～市民活動拠点施設運営協議会（仮称）の設置・運営

(2) 既存公共施設の活用方策の検討

文化センター等の既存公共施設について、地域の協働の推進のための場となるよう、積極的な活用方策を検討します。

事 業	協働の推進のための場としての既存公共施設に係る活用方策の検討
内 容	既存の公共施設について、公共施設マネジメント ² の考え方を踏まえ、活用の実態を検証するとともに、柔軟な運営により、地域における協働の推進のための場となるよう、活用方法を検討します。
年次目標	平成27年度～公共施設マネジメントの取組を踏まえた既存公共施設の協働の推進のための場としての活用方策の検討

(3) 新庁舎における協働を支える場の整備

新庁舎建設に当たり、市民との協働を支える場の設置について検討し、整備します。

事 業	新庁舎における協働を支える場の整備
内 容	新庁舎建設の設計を進めるに当たり、府中市庁舎建設基本構想及び今後策定する府中市庁舎建設基本計画の考え方を踏まえ、市民との協働を支える場の設置について検討し、整備します。
年次目標	平成27年度～検討・設計

²「公共施設マネジメント」とは、市民共有の財産である公共施設をより良い状態で未来に引き継いでいくため、総合的かつ長期的な視点に立った施設の維持管理及び活用を図っていく取組です（府中市公共施設マネジメント白書（平成24年度版））。

市では、「府中市公共施設マネジメント基本方針（平成24年5月策定）」及びこれに基づく「第1次府中市公共施設マネジメント推進プラン（平成26年8月策定）」により、第1段階として、平成26年度から平成29年度までの4年間で、施設の活用（利用者数や稼働率の向上だけでなく、現在のニーズに合わせた用途の転換や民間事業者の活用などを含みます。）について検討を進めることとしています。

推進方策6 市民自身が市民の活動を支える環境づくり

協働に係る「自主性尊重・自立化の原則」を踏まえ、市民による寄附意識の醸成や市民ファンド等の仕組みなど、行政からの助成だけでなく、市民自身がそれぞれの活動を支えていける環境づくりの検討を進めます。また、資金的に自立した市民活動であるコミュニティビジネス³の育成・支援に取り組みます。

【目標】

(1) 市民が市民の活動を資金面で支援する仕組みの検討

(2) コミュニティビジネス実施団体の育成及び支援

(1) 市民が市民の活動を資金面で支援する仕組みの検討

市民ファンドやクラウドファンディング⁴など、市民が市民の活動を資金面で支援する仕組みの設置について、先進事例等を踏まえて調査・研究を行います。

また、市民活動推進基金⁵の有効活用や市民の寄付意識の醸成などについても検討を進めます。

事業	市民ファンド等の仕組みに係る調査・研究
内容	市民ファンドやクラウドファンディングなど、市民が市民の活動を資金面で支援する仕組みや導入に係る課題等について、先進事例等を踏まえて調査・研究を行います。
年次目標	平成27年度～調査・研究

事業	市民活動推進基金の活用
内容	市民の自主的な活動支援や市民協働の推進に関する事業の財源として、市民活動推進基金を活用します。
年次目標	平成27年度～基金利子を市民活動の支援に係る事業の財源として活用

³ 「コミュニティビジネス」とは、地域資源を活かしながら地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むもので、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与すると期待されているものです（経済産業省関東経済産業局ホームページ）。

⁴ 「クラウドファンディング」とは、新規・成長企業と投資家をインターネットサイト上で結びつけ、多数の投資家から少額ずつ金を集めます（金融庁資料）。ビジネス分野だけでなく、NPOやコミュニティビジネスなど、社会的な活動に対する資金調達の仕組みとしても注目されています。

⁵ 「市民活動推進基金」とは、府中市基金条例（昭和40年4月第5号）第1条12号に定める、市民の文化、芸術、スポーツ、国際交流等の振興及び活動の推進に要する経費の財源に充てることを目的とする基金をいいます。

事 業	寄附をしやすい環境の整備
内 容	市が推進する市民協働の取組に賛同いただき、資金面で支援いただける方が増えるようにするため、寄附に係る窓口の一本化や手続の簡素化を図り、寄附をしやすい環境づくりに取り組みます。
年次目標	平成27年度…寄附に係る仕組みの整備 平成28年度～実施

(2) コミュニティビジネス実施団体の育成及び支援

地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むコミュニティビジネスを実施する団体の育成、支援方策等について検討します。

事 業	コミュニティビジネス実施団体の育成及び支援
内 容	コミュニティビジネスを実施する市民活動団体や企業等の育成、支援に取り組みます。
年次目標	平成27年度～コミュニティビジネスに関する講演会・連続セミナー・個別相談の実施

推進方策7 協働事業提案制度の整備

地域課題の効果的かつ効率的な解決に向け、市民の自由な発想に基づく協働事業の提案制度や、市が課題として掲げるテーマに基づき、市民から協働事業の提案を求める制度について検討し、整備します。特に、市民からの提案に基づく具体的な協働事業について、早期に市民と職員が共有し取り組めるよう、市民提案型の協働事業提案制度のモデル事業の実施に取り組みます。

【目標】

(1) 協働事業提案制度の検討・整備

(2) 市の事務事業に係る協働事業化の検討

(1) 協働事業提案制度の検討・整備

市民から市に対して協働事業の実施を提案する仕組みと、市が定めたテーマに基づき、協働事業を実施する団体から提案を求める仕組みについて検討し、整備します。

事 業	市民提案型協働事業提案制度の検討・整備
内 容	市民が自由な発想に基づき、協働事業の実施を市に対して提案ができる制度について、具体的な方法を検討し、整備します。
年次目標	平成27年度…モデル事業の実施、制度の検討・整備 平成28年度～実施

事 業	行政提案型協働事業提案制度の検討・整備
内 容	市が定めた地域課題に係るテーマに基づき、協働事業の実施を市に対して提案できる制度について、具体的な方法を検討し、整備します。
年次目標	平成27年度…制度の検討 平成28年度…制度の整備・試行実施 平成29年度…実施

事 業	様々な主体による協働事業の提案の仕組みの検討
内 容	各活動団体が、様々な主体との協働事業の実施を提案できる仕組みについて、検討します。
年次目標	平成27年度…情報収集 平成28年度…先進事例等の調査・研究、制度の検討 平成29年度…実施

（2）市の事務事業に係る協働事業化の検討

市のすべての事務事業について、協働の手法を取り入れることができないか、可能性を検討します。

事 業	市の事務事業に係る協働事業化の検討
内 容	市の事務事業の協働の可能性を検討するため、事務事業評価制度や政策会議などを通じ、新たな協働事業の実施に係る提案を促進します。
年次目標	平成27年度～継続実施

推進方策8 協働を推進するための組織的な仕組みづくり

協働を推進していくため、協働の推進に係る取組の進捗状況等について、情報を共有し、それぞれの事業に反映するなど、より連携・協力体制を組みやすい組織的な仕組みについて検討する必要があります。全庁的な組織のあり方や仕組みについて検討する必要があります。

また協働の推進に係る取組の進捗状況等について、市民の意見を反映するための市民参加の協議の場を設置します。

【目標】

- (1) 協働事業の相談・提案に係る受付とマッチングに関するルールの整備
- (2) 協働の推進に資する体制づくり
- (3) 政策形成過程への参画のための公募委員制度の拡充

(1) 協働事業の相談・提案に係る受付とマッチングに関するルールの整備

市民から協働事業の相談・提案がある場合に、円滑に関係部署を紹介し、相談等に応じられるようするため、庁内のルールを整備します。

事 業	協働事業の相談・提案に係る受付とマッチングに関するルールの整備
内 容	市民や各活動団体から、協働事業の実施等について相談や提案を受ける場合や、協働事業の提案がなされた場合のマッチングの仕組みなど、協働事業に関する手順などを示す庁内のルールを定めます。
年次目標	平成27年度…先進事例の調査・研究、制度整備に向けての検討・協議 平成28年度…ルールの整備・実施 平成29年度…継続実施

(2) 協働の推進に資する体制づくり

協働を推進するため、市民に対し、部署による対応の差が生じることのないよう、また、各部署で行っている協働の取組や成果、課題等について情報を共有できるよう、全庁的な推進体制を整備します。

事 業	市民協働推進委員会（仮称）の設置
内 容	協働事業の進捗状況等について、連絡調整を行うため、協働事業を実施する関係部署において構成する市民協働推進委員会（仮称）を設置します。
年次目標	平成27年度～設置

事 業	【再掲】市民協働推進員（仮称）の設置
内 容	所属する課が所管する事務事業について、協働に係る先進事例等の情報を収集し、所属する課内において、各活動団体とのコーディネート役を担い、協働の取組を推進するため、各課に市民協働推進員（仮称）を設置します。
年次目標	平成27年度～設置

事 業	市民協働推進会議（仮称）の設置
内 容	協働の推進に係る取組の進捗状況等について評価・検証を行うとともに、基本方針や市民協働推進行動計画の見直し、条例制定等について調査・研究を行うため、市民や学識経験者等で構成する市民協働推進会議（仮称）を設置します。
年次目標	平成27年度～設置

（3）政策形成過程への参画のための公募委員制度の拡充

市民や各活動団体の代表者等が、市の施策について意見やアイデアを述べる機会は、協働の推進に向けた第一歩となるため、附属機関・類似機関に係る公募委員制度を拡充します。

事 業	附属機関・類似機関に係る公募市民枠の拡充
内 容	市の施策の検討等を行う際に、広く市民の意見を聞くため、附属機関・類似機関を設置する際には、公募委員制度を積極的に採用することとします。
年次目標	平成27年度～継続実施

推進方策9 協働事業の評価・検証の仕組みの整備

協働事業の効果をより高めていくためには、プロセスを含め、協働事業の振り返りを行い、「協働の原則」に基づいて、評価・検証する仕組みづくりに取り組む必要があります。

具体的な施策として、市民参加による検討の場を設けて、評価・検証の手法を検討し、マニュアル化します。

【目標】

(1) 評価・検証の手法の検討・整備

(1) 評価・検証の手法の検討・整備

既存のものを含め、それぞれ行われている協働事業について、協働の理念、原則等に基づき、プロセスを含め、改めて評価、検証する手法を検討・整備します。

また、当該評価・検証手法に基づき、市民と市双方の立場から、協働事業について点検、評価を行うとともに、課題を共有し、改善に取り組みます。

事 業	協働事業の評価・検証手法の整備
内 容	個々の協働事業について、協働の理念や原則等に基づき評価・検証を行う手法について整備します。
年次目標	平成27年度…制度の検討・整備 平成28年度～実施

事 業	評価結果等の共有及び改善に向けた取組の実施
内 容	市民と市とが実施した協働事業について、市民と市それぞれの立場から、整備をした評価・検証の手法に基づき点検、評価を行い、課題や改善点を共有するとともに、具体的な改善に取り組みます。
年次目標	平成28年度…評価制度整備後実施 平成29年度…継続実施

事 業	【再掲】市民協働推進会議（仮称）の設置
内 容	協働の推進に係る取組の進捗状況等について評価・検証を行うとともに、基本方針や市民協働推進行動計画の見直し、条例制定等について調査・研究を行うため、市民や学識経験者等で構成する市民協働推進会議（仮称）を設置します。
年次目標	平成27年度～設置

推進方策10 協働の取組を効果的に進めるための行動計画の策定及び条例の整備

本計画を実効性のある計画とするために、具体的な実施スケジュールを設定し、PDCAサイクルに基づく進行管理を行います。

また、協働のまちづくりに係る基本理念や姿勢等を明確に定める条例の整備を検討します。

【目標】

(1) 市民協働推進行動計画の進行管理の実施

(2) 市民協働の推進に関する条例の制定に係る調査・研究の実施

(1) 市民協働推進行動計画の進行管理の実施

市が推進する市民協働の取組について、より効果的に推進するため、この行動計画の進捗状況等について評価・検証等を行う仕組みを整備し、PDCAサイクルに基づく進行管理を行うとともに、社会経済情勢の変化等を踏まえ、「市民協働推進行動計画」の見直しを行います。

また、先進的な協働事例の調査・研究を行うとともに、定期的にアンケート調査を実施します。

事業	市民協働推進行動計画の評価・検証手法の整備
内容	市民参加のチェック機関を設けるとともに、庁内横断的な協働の推進体制を整備するなど、市民協働推進行動計画の進捗状況について評価・検証等を行う手法について、整備します。
年次目標	平成27年度…制度の検討・整備

事業	市民協働推進行動計画の見直し
内容	市民協働を効果的に推進するため、社会経済情勢の変化等を踏まえ、市民協働推進行動計画の見直しを行います。
年次目標	平成29年度…実施

事業	協働に関する事例等の調査・研究の実施
内容	市民協働の効果的な推進に向けて、他自治体における先進的な協働事例等について、調査・研究を行います。
年次目標	平成27年度～調査・研究

事業	協働に関する各種アンケート調査等の実施
内容	市民協働の進捗状況や成果等を把握するとともに、効果的な推進方策を検討し、市民協働推進行動計画の見直し等に反映するため、適宜、市民や各活動団体、職員等に対し、アンケート調査を実施します。
年次目標	平成27年度～実施

事 業	【再掲】市民協働推進会議（仮称）の設置
内 容	協働の推進に係る取組の進捗状況等について評価・検証を行うとともに、基本方針や市民協働推進行動計画の見直し、条例制定等について調査・研究を行うため、市民や学識経験者等で構成する市民協働推進会議（仮称）を設置します。
年次目標	平成27年度～設置

（2）市民協働の推進に関する条例の制定に係る調査・研究の実施

市民協働を推進するため、その要否を含め、条例制定に係る調査・研究を進めます。

事 業	市民協働の推進に関する条例の制定に係る調査・研究の実施
内 容	条例を制定している先行事例について調査を行うとともに、その要否を含め、条例制定の課題等について研究します。
年次目標	平成28年度…調査・研究、課題抽出 平成29年度…制定に係る検討

第3章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

計画を推進するために、市民参加のもと、協働の推進に係る取組の進捗状況の評価・検証等を行う「市民協働推進会議（仮称）」を設置します。

この会議は、協働の主体である自治会・町内会等の地縁型活動団体、NPO・ボランティア団体等の目的型活動団体、事業者、公募市民及び学識経験者等によって構成します。

また、協働事業の進捗状況等について連絡調整を行うため、協働事業を実施する関係部署等において構成する「市民協働推進委員会（仮称）」を設置するとともに、各課に協働のコーディネーターの役割を担う「市民協働推進員（仮称）」を設置し、計画を円滑に推進できる体制を整備します。

さらに、市民活動拠点施設の有効活用を図るとともに、中間支援組織の支援等を通じ、協働の担い手となる市民や各活動団体を支援します。

2 計画の進行管理等

本計画に掲げる施策・事業を計画的に推進するためには、各事業の進捗状況を定期的に確認するとともに、その成果について評価し、改善点を次の事業へと反映させる進行管理が重要となります。

このため、本計画については、計画(Plan)－実行(Do)－結果・成果の評価(Check)－改善・改良(Action)のサイクルを経て、また次の計画へ反映させるP D C A サイクルの考え方に基づき進行管理を行うこととします。

また、本計画の計画期間は、平成27年度から平成33年度までの7年間とし、計画施行後3年目に、取組状況や社会経済情勢の変化等を踏まえて、計画の見直しを検討することとしていることから、各施策・事業の取組目標年次ごとに進捗状況を点検し、評価するとともに、計画施行後3年目には、計画全体について点検・評価を行い、計画の見直しにつなげます。

第4章 計画のスケジュール

計画施行後3年目である平成29年度において、協働推進に係る取組状況や社会経済情勢の変化等を踏まえて、見直しを行います。

このため、30年度以降のスケジュールについては、計画策定段階における展望であり、当該見直しにより、変更の可能性があります。

1 市民の協働に対する意識の醸成 <11ページ>

事業	27年度	28年度	29年度	30年度~
----	------	------	------	-------

(1) 市民協働に関する効果的な啓発・PR活動の推進

市民協働推進シンポジウムの開催	継続実施			継続実施	
市民協働出前講座の実施	継続実施			継続実施	
市ホームページの活用による情報提供	継続実施			継続実施	
協働事例集の作成	検討	作成	発行	検討	作成

(2) 新たに協働に取り組もうとする市民への参加の機会づくり

協働初心者講座（仮称）の実施	検討			試行実施	実施
次代の協働の担い手の育成に向けた各種事業の実施	継続実施			継続実施	継続実施

(3) 地域を支える各リーダーに対する啓発・情報提供

各活動団体リーダー学習会（仮称）の実施	検討			試行実施	実施
---------------------	----	--	--	------	----

(4) 大学・学生との協働の推進

大学への市民協働に係る情報提供及び相談窓口の充実	継続実施			継続実施	継続実施
--------------------------	------	--	--	------	------

(5) 企業との協働の推進

企業に対する市民協働に関する情報の積極的な提供	実施			継続実施	継続実施
企業との協働を推進するための各種仕組みの整備	検討	調整	整備	実施	継続実施

2 職員の意識改革及びスキルアップ <14ページ>

事業	27年度	28年度	29年度	30年度~
----	------	------	------	-------

(1) 職員研修の充実等

職員研修プログラムの充実	調査・研究・検討	実施	継続実施	継続実施
【再掲】市民協働推進シンポジウムの開催	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(2) 職員が協働の経験を積むための環境づくり

職員が公益的な活動に参加しやすい環境づくりの検討	調査・研究・検討	実施	継続実施	継続実施
--------------------------	----------	----	------	------

3 情報共有・双方向型コミュニケーションの推進 <15 ページ>

事業	27年度	28年度	29年度	30年度～
----	------	------	------	-------

(1) 市からの情報発信方法の充実

市民活動・市民協働に関する提供情報の拡充	拡充	継続拡充	継続拡充	継続実施
協働に関するコンテンツの充実・活用	検討	実施	継続実施	継続実施

(2) 情報共有と双方向のコミュニケーション機能の拡充

双方向のコミュニケーションに向けた取組の検討	随時検討・実施	随時検討・実施	随時検討・実施	随時検討・実施
市民協働のまちづくりカフェ（仮称）の実施	検討	試行実施	実施	継続実施

4 協働のコーディネート機能の育成 <17 ページ>

事業	27年度	28年度	29年度	30年度～
----	------	------	------	-------

(1) 中間支援組織の支援

中間支援組織の育成及び運営支援	検討	検討	実施	継続実施	継続実施
-----------------	----	----	----	------	------

(2) 協働のコーディネーターの育成及び活用

協働のコーディネーターの育成及び活用方法の検討	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
市民協働推進員（仮称）の配置	設置	継続設置	継続設置	継続実施

5 市民活動拠点施設等の有効活用 <18 ページ>

事業	27年度	28年度	29年度	30年度～
----	------	------	------	-------

(1) 協働の拠点としての市民活動拠点施設の活用

市民活動拠点施設における指定管理者制度の導入	選定	指定	管理・運営	管理・運営	継続管理・運営
市民活動拠点施設の運営に係る市民意見の反映				設置・運営	継続設置

(2) 既存公共施設の活用方策の検討

協働の推進のための場としての既存公共施設に係る活用方策の検討	検討	継続検討	検討結果のとりまとめ	検討結果に応じ対応
--------------------------------	----	------	------------	-----------

(3) 新庁舎における協働を支える場の整備

新庁舎における協働を支える場の整備	検討	継続検討	継続検討	整備
-------------------	----	------	------	----

6 市民自身が市民の活動を支える環境づくり <20 ページ>

事 業	27年度	28年度	29年度	30年度～
-----	------	------	------	-------

(1) 市民が市民の活動を資金面で支援する仕組みの検討

市民ファンド等の仕組みに係る調査・研究	調査・研究	調査・研究	調査・研究	調査・研究
市民活動推進基金の活用	活用	継続活用	継続活用	継続活用
寄附をしやすい環境の整備	整備	実施	継続実施	継続実施

(2) コミュニティビジネス実施団体の育成及び支援

コミュニティビジネス実施団体の育成及び支援	実施	継続実施	継続実施	継続実施
-----------------------	----	------	------	------

7 協働事業提案制度の整備 <22 ページ>

事 業	27年度	28年度	29年度	30年度～
-----	------	------	------	-------

(1) 協働事業提案制度の検討・整備

市民提案型協働事業提案制度の検討・整備	検討・整備	実施	実施	継続実施	継続実施
行政提案型協働事業提案制度の検討・整備	検討	整備	実施	実施	継続実施
様々な主体による協働事業の提案の仕組みの検討	情報収集	調査・研究・検討	実施	継続実施	

(2) 市の事務事業に係る協働事業化の検討

市の事務事業に係る協働事業化の検討	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
-------------------	------	------	------	------

8 協働を推進するための組織的な仕組みづくり <24 ページ>

事 業	27年度	28年度	29年度	30年度～
-----	------	------	------	-------

(1) 協働事業の相談・提案に係る受付とマッチングに関するルールの整備

協働事業の相談・提案に係る受付とマッチングに関するルールの整備	調査・研究	検討・協議	整備	実施	継続実施	継続実施
---------------------------------	-------	-------	----	----	------	------

(2) 協働の推進に資する体制づくり

市民協働推進委員会（仮称）の設置	設置	継続設置	継続設置	継続設置
【再掲】市民協働推進員（仮称）の設置	設置	継続設置	継続設置	継続設置
市民協働推進会議（仮称）の設置	設置	継続設置	継続設置	継続設置

(3) 政策形成過程への参画のための公募委員制度の拡充

附属機関・類似機関に係る公募市民枠の拡充	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
----------------------	------	------	------	------

9 協働事業の評価・検証の仕組みの整備 <26 ページ>

事 業	27年度	28年度	29年度	30年度～
-----	------	------	------	-------

(1) 評価・検証の手法の検討・整備

協働事業の評価・検証手法の整備	検討・整備	実施	継続実施	継続実施
評価結果等の共有及び改善に向けた取組の実施	制度構築	実施	継続実施	継続実施
【再掲】市民協働推進会議（仮称）の設置	設置	継続設置	継続設置	継続実施

10 協働の取組を効果的に進めるための行動計画の策定及び条例の整備

<27 ページ>

事 業	27年度	28年度	29年度	30年度～
-----	------	------	------	-------

(1) 市民協働推進行動計画の進行管理の実施

市民協働推進行動計画（仮称）の評価・検証手法の整備	検討・整備	実施	継続実施	継続実施	継続実施
市民協働推進行動計画（仮称）の見直し				実施	
協働に関する事例等の調査・研究の実施	調査・研究	調査・研究	調査・研究	調査・研究	調査・研究
協働に関する各種アンケート調査等の実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
【再掲】市民協働推進会議（仮称）の設置	設置	継続設置	継続設置	継続設置	継続実施

(2) 市民協働の推進に関する条例の制定に係る調査・研究の実施

市民協働の推進に関する条例の制定に係る調査・研究の実施		調査・研究、課題抽出	検討	検討結果に応じ実施
-----------------------------	--	------------	----	-----------

4 府中市市民協働推進協議会(平成 26 年度)における 主な意見

(1) 行動計画(案)に関する主な意見

第1章 計画の概要

- ・行動計画は職員のものでもあり市民のものもある。
- ・「市民の協働に対する意識の醸成」について、意欲のある市民だけでなく、市民の意欲を高めるということも入れてほしい。
- ・「職員の意識改革及びスキルアップ」について、行政だけで行う場合より手間が掛かるとあるが、手間が掛かる場合でもそれによってお互いの意見を深く交換できることがある。
- ・ワークショップでも、まず職員間の協働が必要なのではないかという意見があった。
- ・ワークショップでも、相談窓口が分からぬと言う意見が多かったので、市民団体等に提案や参加を求める制度や組織の整備の項目をぜひ入れてほしい。
- ・協働コーディネーターの育成について、育成したあとやその先が問題。
- ・若者との協働という話が出ているが、学生はなかなか地域に目が向かない。小さなことが協働のきっかけになる。
- ・計画案は市がやるべき施策をまとめたものであるが、市民も読むものなのでわかりやすい文章にしてほしい。
- ・施策の体系図は全体の構造がわかりやすい図にしてほしい。
- ・計画のタイトルを市民になじみやすいものにしてほしい。
- ・協働は拙速にはいかない。継続が大切。
- ・全体を通じて、若者（児童）を含む、と女性、シニアの活動が活性化するような視点を折り込んでほしい。
- ・施策体系図にはページ番号を追記し、カラー印刷にすると分かりやすい。

第2章 市民協働推進のための具体的な施策

1 市民の協働に対する意識の醸成

- ・市民活動にはお金がかかる。ボランティアは無償というイメージがあるが、この認識を改めることが必要。
- ・「市民協働シンポジウムの開催」を、「市民協働シンポジウムの開催と継続活用」とし、シンポジウムの情報や資料を広く活用できるようにしたい。
- ・文化センターを児童・生徒の居場所にするなど、地域とつながるような体制を作れないか。
- ・モチベーションがアップするので、表彰制度や活動紹介の場があるとよい。
- ・学習会に参加した人には証書などを発行し、○○リーダーなどの称号をあげてほしい。帽子やバッジなどのグッズもあると、やる気が高まる。

2 職員の意識改革及びスキルアップ

- ・企業側から楽しいことをやろうという提案しても、市の職員は引いてしまう。
- ・新しい取組を始めると公金を使うために失敗が許されないという意識があつて、職員がリスクを避ける傾向にある。
- ・市民に対して、職員の気持ちや誠意を見せる工夫が必要。
- ・職員が民間企業に出向したり、企業からの受け入れをしたりする機会を設ける。

3 情報共有及び双方向型コミュニケーションの推進

- ・地域課題解決するための仕組みとして若い世代の参加がネックである。そのためには話し合う場づくりが必要。
- ・役所と市民のコミュニケーションをよくするために、挨拶運動のようなことをしたらどうか。
- ・コミュニケーションが大事。
- ・双方向からもっと範囲を広げて、ネットワークというかたちで、誰にでも閲覧できるようにし

てはどうか。	
・J：COMを活用してビデオを作り、市民協働の事例集を開示してはどうか。市での助成も検討してほしい。	
4 協働のコーディネート機能の育成	
・協働を始めようとしてもどこに行けばよいのか、わからないのではないか。協働のコーディネーターの設置が必要。	
・現在あるNPO・ボランティア活動センターを、強化・充実させて、市がバックアップする体制にした方がよいのでは。中間支援組織がいくつもあると、市民には分かりにくい。	
5 市民活動拠点施設等の有効活用	
・交流が大事。カフェや飲み屋などわくわくする場が必要ではないか。	
・市にはいろいろ施設があるので、施設の有効活用が必要ではないか。	
・「検討」「継続検討」ではなく、すぐにでもやってみることが重要。	
6 市民自身が市民の活動を支える環境づくり	
・行政が音頭を取っても制度疲弊してしまうのではないかと言う意見がある。いかに市民に立ち上がってもらうかを検討することも必要。	
・協働による税の優遇制度をつくることはできないか。	
・地域通貨について盛り込めないか。	
・「市民活動推進基金」の用語解説が必要。	
7 協働事業提案制度の整備	
・大学との協働、スポーツ大会での企業協賛、ボランティア袋、観光振興などには、可能性を感じる。	
・企業が地域で活躍できるような仕組みをつくりたい。グラウンドワークのような言葉で表現できなか。	
・市民と行政だけではなく、企業も関わるということが重要。	
8 協働を推進するための組織的な仕組みづくり	
・市から企業にどう相談すればいいか、企業と協働する窓口がわからない。	
・いろいろなセクションの職員が月1回くらい集まって、情報発信できる取組をしてはどうか。	
・すでに実施されている事業や根付いている取組とのマッチングで、認知度を上げていくことが重要。	
・「チャレンジ資金」というように、失敗が許容される範囲の資金を別に用意するというアイデアもある。	
9 協働事業の評価・検証の仕組みの整備	
・評価・検証は絶えず行う必要がある。	
10 協働の取組を効果的に進めるための行動計画の策定及び条例の整備	
・行動計画の見直し方法の先進事例はないのか。	
・行政の自己評価だけでは、本当にチェックの効果があるのかわからない。	
その他	
・協働の経験を積む必要があるので、まず小さい取組をやってみることからはじめる。大きな取組につながっていく可能性がある。	
・プレイパークについてもぜひ入れてほしい。	
・分かりやすいサブタイトルがあるとよい。	
・定年退職者に対する説明会等の場があれば、協働に積極的に関わっていただける年代の方々にお話しできるのではないか。	

(2) ワークショップのまとめ

第1回ワークショップ

1. 府中市の協働の実態

●JAZZ in FUCHU、障害者啓発事業である WaiWai フェスタ、よさこい祭り、軽スポーツ大会、福祉まつり、商工まつり、ボールふれあいフェスタ、コミュニティ協議会の開催する各種イベント（夏まつり、文化祭など）、男女共同参画推進フォーラムなどのイベントなど、福祉、教育、防災、安全、コミュニティ、環境、産業振興、政策形成、施設管理など、様々な分野で協働している。

2. 協働を推進するための課題

●市民

- ・協働についての認識を高めよう
- ・きっかけづくりが大事
- ・若年世代の参加を広げよう
- ・元気で熱意ある市民に呼びかけよう
- ・人材育成が大事
- ・企業には市民・行政に開かれた窓口が必要

●職員

- ・職員の認識が足りない
- ・職員は協働にはリスクがあると感じている

●施設・場

- ・市民の交流の場が必要

●市民活動の支援、お金

- ・補助金や市民への資金支援の見直しや、新たな支援方策が必要

●ルール、制度、進め方

- ・行政と市民団体をつなぐ役割や、市民協働の進め方や基準が必要
- ・協働の主体が互いに win-win 関係になっているか
- ・市の組織の問題（縦割り、府内での情報共有がなされていないなど）

3. 課題解決のためのアイデア

- 職員と市民との双方向のコミュニケーションをはからう
- 色々なセクションの職員が月 1 度で集まり、課題整理をして発信するなど、行政から情報発信する仕組みを作ろう
- 職員が協働への理解や経験を積む仕掛けを作ろう
- 行政だけでなく広く市民から資金を集める方法を考えよう
- 現在の協働事業・活動を再評価してステップアップしよう

第2回ワークショップ

1. 協働を推進するための課題

●市民

学生の参加が重要

●職員

職員の保守性が問題

●施設・場

既存施設を活用すべき

新たな市民活動拠点施設への要望、課題

●市民活動の支援、お金

お金の集め方・使い方をわかりやすくすべき

活動資金をどう工面するかが課題

●協働事業提案制度の整備

市の課題を提示し解決手段の提案を受ける

●ルール、制度、進め方

窓口と調整機能を担うセクションがない

行政にもコーディネーター機能が必要

●協働事業の評価・検証の仕組みの整備

協働して実施すべき内容かどうかを判断する指標、プロセスや協働の成果の検証方法、

第三者的にチェックする機関が必要

●協働の取組を効果的に進めるための行動計画の策定及び条例の整備

計画の進行管理、条例化の必要性の検討が課題

●自治会、地域

旧住民と新住民のつながりが課題である

2. 課題解決のためのアイディア

- 市民が交流できる施設にしよう
- 協働の担い手を育てるために郷土愛を育てよう
- 事業提案できる窓口や協働事業提案制度をつくろう
- 府内プロジェクトチームを活用しよう
- 職員のコーディネーターを育てよう
- 定期的に市民と職員がワークショップなどで意見交換できる場をつくろう
- マッチングの仕組みをつくろう
- SNS 担当市民など広報応援団など、広報業務の協働を考えよう
- パイロット事業（市民協働ポイント制度や地域通貨対象事業、トライアル予算など）

5 参考資料

(1) 府中市市民協働推進協議会設置要綱

府中市市民協働推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民との協働によるまちづくりに向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、府中市市民協働推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 市民との協働の推進のための基本的な方針及び計画に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市民との協働に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する委員13人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者3人以内
- (2) 府中市自治会連合会の構成員1人
- (3) コミュニティ協議会の構成員1人
- (4) 社会福祉法人府中市社会福祉協議会の構成員1人
- (5) むさし府中商工会議所の構成員1人
- (6) 市民との協働を推進している民間企業の構成員2人以内
- (7) 府中N P O・ボランティア活動センターの登録団体の代表者2人以内
- (8) 公募による市民2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事のうち、可否を決する必要がある場合は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、市民協働推進本部市民活動支援課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年3月29日から施行する。

(2) 府中市市民協働推進協議会名簿

(敬称略：五十音順)

No.	氏名	性別	選出区分	備考
1	太田 殖之	男	民間企業	
2	正満 たつる子	女	学識経験者	
3	千賀 裕太郎	男	学識経験者	会長
4	田中 善次郎	男	登録団体	
5	戸島 忠彦	男	公募市民	
6	長島 剛	男	民間企業	
7	長谷部 美佳	女	学識経験者	
8	原智子	女	登録団体	
9	日笠 玄紀	男	府中市社会福祉協議会	
※	吉井 康之	男		
10	村山 鑑恵	女	公募市民	
11	八木 博道	男	むさし府中商工会議所	
12	山上 義人	男	コミュニティ協議会	
13	山崎 猛	男	府中市自治会連合会	副会長

任期：平成25年5月27日～平成26年10月21日

※ 人事異動に伴い、委員を変更した

(3) 協力団体・参加職員名簿

グループインタビュー参加団体

(平成25年度実施)

区分	団体名
健康・福祉	府中市民生委員児童委員協議会
	府中の障がい福祉を拓く会
	NPO法人・自然育児友の会
	公益財団法人府中市シルバー人材センター
生活・環境	NPO法人府中かんきょう市民の会
	浅間山自然保護会
	府中野鳥クラブ
	府中市防犯協会
文化・学習	府中市文化団体連絡協議会
	生涯学習ボランティア「悠学の会」
	NPO法人府中市体育協会
	府中市スポーツ推進委員会
	青少年対策地区委員会

ワークショップ参加職員名簿

(平成26年度実施)

No.	職員名	所属
1	武澤 秀幸	政策総務部政策課
2	梶田 齊邦	政策総務部財政課
3	松本 寛	政策総務部広報課
4	田口 敦	政策総務部職員課
5	南學 進	行政管理部建築施設課
6	福田 博行	行政管理部防災危機管理課
7	藤原 裕司	生活環境部経済観光課
8	三原 智行 宗村 将之	生活環境部環境政策課
9		
10	尾崎 伸雄	生活環境部地域安全対策課
11	竹内 一人	市民協働推進本部市民活動支援課
12	須田 到	文化スポーツ部文化振興課
13	目黒 昌大	文化スポーツ部生涯学習スポーツ課
14	三竹 聰	福祉保健部高齢者支援課
15	本木 祐輔	福祉保健部障害者福祉課
16	関根 雅人	子ども家庭部児童青少年課
17	浅野 篤	都市整備部管理課
18	多田 真知子	都市整備部建築指導課
19	古塩 智之	教育部指導室

(4) 府中市市民協働推進協議会検討経過

回	開催日	主な協議事項
平成25年度 第1回	平成25年 5月27日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・依頼状の交付 ・正副会長の選出 ・今後の進め方の確認
第2回	平成25年 6月20日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・第6次府中市総合計画基本構想について ・協働に係る市の取組み状況
第3回	平成25年 7月23日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市行政視察
第4回	平成25年 8月 6日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・グループインタビュー ・市民協働意識調査結果について ・基本方針の策定に向けて
第5回	平成25年 9月10日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の策定に向けて～方針についての方向性及び構成の検討、『策定の経緯』『協働の必要性』を中心とした検討～ ・協働に関する宣言の検討について
一	平成25年9月18日(水)、 9月24日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップ
第6回	平成25年10月 2日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・協働に関する宣言の検討について ・基本方針の策定に向けて
第7回	平成25年11月 5日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市宣言（素案）の検討について ・基本方針（素案）の検討について
第8回	平成25年12月13日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市宣言（素案）の検討について ・基本方針（素案）の検討について
第9回	平成26年 2月10日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメント手続における意見の反映について ・中間報告書の検討について
第10回	平成26年 3月 7日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告書の最終確認
平成26年度 第1回	平成26年 6月13日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の進め方 ・計画策定までの手順 ・行動計画の検討項目について
第2回	平成26年 6月30日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員を交えたワークショップ形式による計画メニューの検討について
一	平成26年 7月14日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員を交えたワークショップ形式による計画メニューの検討について
第3回	平成26年 7月30日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・行動計画案の検討について
第4回	平成26年 8月19日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・行動計画案の検討について
第5回	平成26年 9月 8日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書の検討について
第6回	平成26年10月 1日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書の確認について
第7回	平成26年10月21日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書の最終確認について

(5) 市民協働に関する調査結果

① 平成25年度各活動団体との協働に係る実績調査 集計結果

■調査の概要

下表に示す4種の調査結果をもとに、府中市における地縁型活動団体、目的型活動団体、教育機関、企業・事業者との協働状況に加え、後援及び政策形成過程への市民等の参画状況について、「市民協働の推進に関する基本方針」に基づき、集計・整理した。

表 各調査結果の概要（調査時期：平成26年6月）

調査結果	概要
●各活動団体との協働に係る実績調査	協働の形態が「事業協力（市民主催）」「補助」「共催」「実行委員会・協議会」「事業協力（市主催）」「委託」に関するもの
●後援実績調査	協働の形態が「後援・協賛」に関するもの
●附属機関・類似機関一覧 (平成26年4月時点)	協働の形態が「政策形成過程への参画（審議会等）」に関するもの
●パブリック・コメント手続実施状況一覧	協働の形態が「政策形成過程への参画（パブコメ）」に関するもの

■集計結果の概要

ア 協働の件数

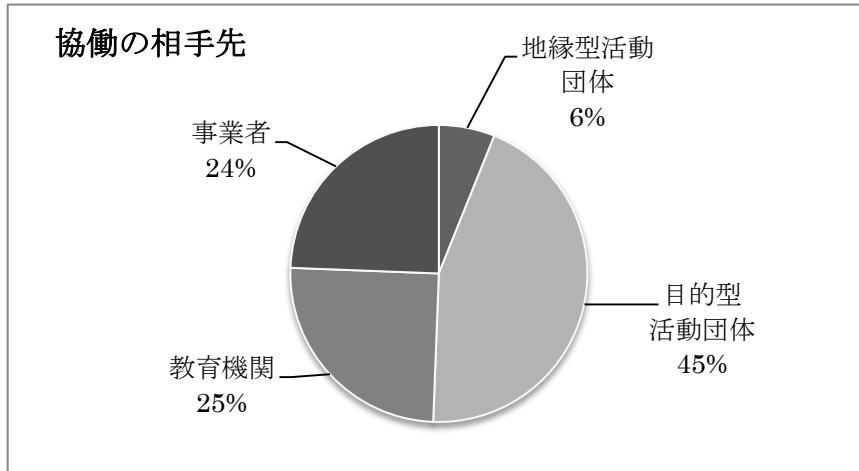
区分	協働件数
●協働の形態が「事業協力（市民主催事業）」「補助」「共催」「実行委員会・協議会」「事業協力（市主催事業）」「委託」に関するもの	164 事業
●協働の形態が「後援・協賛」に関するもの	246 件
●協働形態が「政策形成過程への参画（協議会等）」に関するもの	73 機関 平成26年4月時点
●協働形態が「政策形成過程への参画（パブコメ）」に関するもの	提出人数累計 130 人 提出意見累計 584 件

イ 協働の形態が「事業協力（市民主催事業）」、「補助」、「共催」、「実行委員会・協議会」、「事業協力（市主催事業）」、「委託」に関するもの

「協働の相手先」、「協働の領域」、「協働の形態」別に集計した結果を以下に示す。

【市の協働の相手先】

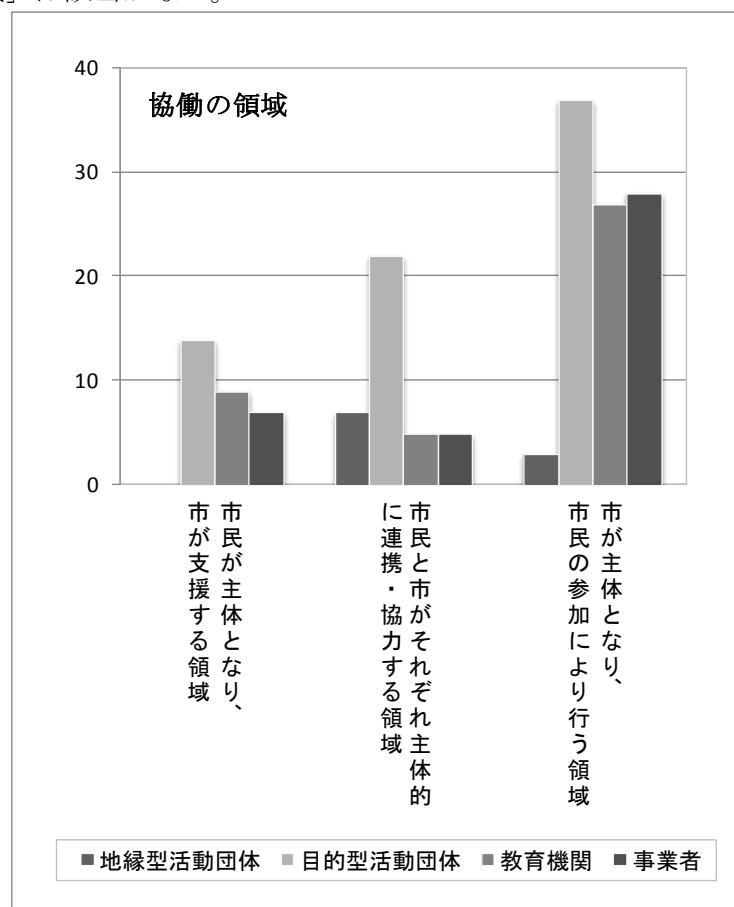
- 市の協働の相手先としては、NPO・ボランティア団体や各種任意団体などの「目的型活動団体」が最も多くなっている。



※上記には、1事業につき複数の協働の相手を持つものも含む。

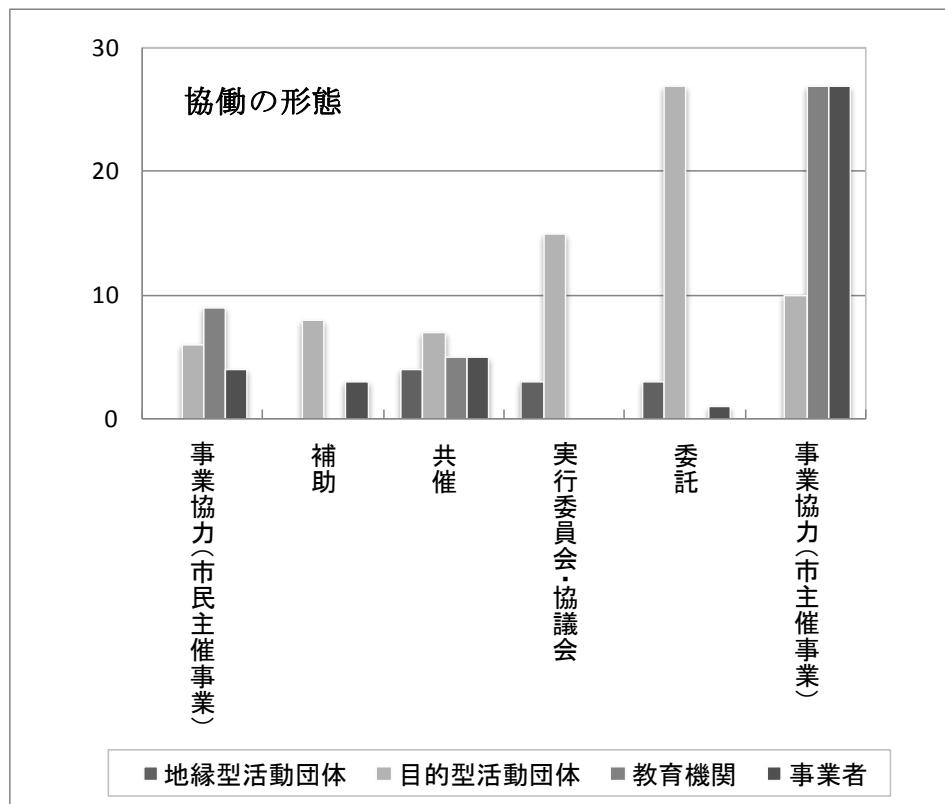
【協働の領域】

- 協働の領域としては、地縁型活動団体を除き、「市が主体となり、市民の参加により行う領域」が最も多くなっている。「地縁型活動団体」においては、「市民と市がそれぞれ主体的に連携・協力する領域」が最も多くなっており、「市民が主体となり、市が支援する領域」は該当がない。



【協働の形態】

- ・協働の形態としては、地縁型活動団体については、「共催」が、目的型活動団体については、「委託」が、教育機関及び事業者においては、「事業協力（市主催事業）」が最も多くなっている。



ウ 協働形態が「後援・協賛」に関するもの

- 各部課において後援での協働が見られる。

No.	部	課	部集計	課合計	市	教育委員会
1	政策総務部	政策課	6	0	0	0
		財政課		0	0	0
		秘書課		0	0	0
		広報課		6	5	1
		総務管理課		0	0	0
		職員課		0	0	0
2	行政管理部	財産活用課	3	0	0	0
		建築施設課		0	0	0
		契約課		0	0	0
		情報システム課		0	0	0
		防災危機管理課		3	3	0
3	市民部	総合窓口課	4	0	0	0
		保険年金課		1	1	0
		市民税課		3	2	1
		資産税課		0	0	0
		納税課		0	0	0
4	生活環境部	住宅勤労課	39	7	7	0
		経済観光課		21	21	0
		環境政策課		7	7	0
		地域安全対策課		0	0	0
		ごみ減量推進課		4	4	0
5	市民協働推進本部	市民活動支援課	11	11	11	0
6	文化スポーツ部	文化振興課	144	55	39	16
		ふるさと文化財課		1	1	0
		生涯学習スポーツ課		88	37	51
		図書館		0	0	0
		美術館		0	0	0
7	福祉保健部	地域福祉推進課	17	2	2	0
		生活援護課		0	0	0
		高齢者支援課		2	2	0
		障害者福祉課		9	9	0
		健康推進課		4	4	0
8	子ども家庭部	子育て支援課	7	1	1	0
		保育支援課		0	0	0
		児童青少年課		6	6	0
9	都市整備部	管理課	1	0	0	0
		計画課		0	0	0
		土木課		0	0	0
		公園緑地課		0	0	0
		下水道課		1	1	0
		建築指導課		0	0	0
10	事業部	地区整備課		0	0	0
		庶務課・事業課		0	0	0
11	出納課	出納課	0	0	0	0
12	教育部	総務課	14	0	0	0
		学務保健課		0	0	0
		指導室		14	1	13
13	選挙管理委員会事務局		0	0	0	0
14	監査事務局		0	0	0	0
15	議会事務局	庶務課・議事課	0	0	0	0
合計			246	246	164	82

※重複している事業を含む。(市・教育委員会双方からの後援事業あり。)

エ 協働形態が「政策形成過程への参画（協議会等）」に関するもの

- 各部課において協議会、審議会等の形で、政策形成過程での協働が見られる。

部課名		合計	附属	類似
1	政策総務部	政策課	3	3
		財政課	0	0
		秘書課	0	0
		広報課	2	2
		総務管理課	0	0
		職員課	2	2
2	行政管理部	財産活用課	0	0
		建築施設課	1	0
		契約課	0	0
		情報システム課	0	0
		防災危機管理課	2	2
3	市民部	総合窓口課	0	0
		保険年金課	1	1
		市民税課	0	0
		資産税課	0	0
		納税課	0	0
4	生活環境部	住宅勤労課	0	0
		経済観光課	3	1
		(農業委員会)	0	0
		環境政策課	7	3
		(環境保全センター)	0	0
		地域安全対策課	5	4
5	市民協働推進本部	ごみ減量推進課	1	1
		市民活動支援課	3	0
6	文化スポーツ部	文化振興課	1	0
		ふるさと文化財課	3	1
		生涯学習スポーツ課	1	1
		国体推進室	0	0
		図書館	1	0
		美術館	2	2
7	福祉保健部	地域福祉推進課	4	2
		生活援護課	0	0
		高齢者支援課	5	1
		障害者福祉課	4	1
		健康推進課	5	1
8	子ども家庭部	子育て支援課	3	1
		保育支援課	0	0
		児童青少年課	2	1
9	都市整備部	管理課	0	0
		計画課	5	5
		土木課	1	0
		公園緑地課	0	0
		下水道課	0	0
		建築指導課	1	1
		地区整備課	0	0
10	事業部	庶務課・事業課	0	0
11	出納課	出納課	0	0
12	教育部	総務課	0	0
		学務保健課	2	1
		指導室	3	0
13	選挙管理委員会事務局		0	0
14	監査事務局		0	0
15	議会事務局	庶務課・議事課	0	0
合計		73	37	36

オ 協働形態が「政策形成過程への参画（パブコメ）」に関するもの

- ・平成25年度のパブリック・コメント手続の実施数は15件、提出人数は130件、提出意見数は584件となっている。
- ・政策テーマにもよるが、各年度の実施件数あたりの提出意見数にはばらつきが見られる。

実施年度	パブコメ実施状況の実績			試算
	実施数	提出人数	意見提出件数	
平成18年度	8	24	81	10.1
平成19年度	12	228	769	64.1
平成20年度	5	95	363	72.6
平成21年度	12	151	311	25.9
平成22年度	5	16	46	9.2
平成23年度	7	137	292	41.7
平成24年度	6	125	576	96.0
平成25年度	15	130	584	38.9

② 平成 26 年度市民協働に関するアンケート結果報告

■調査の概要

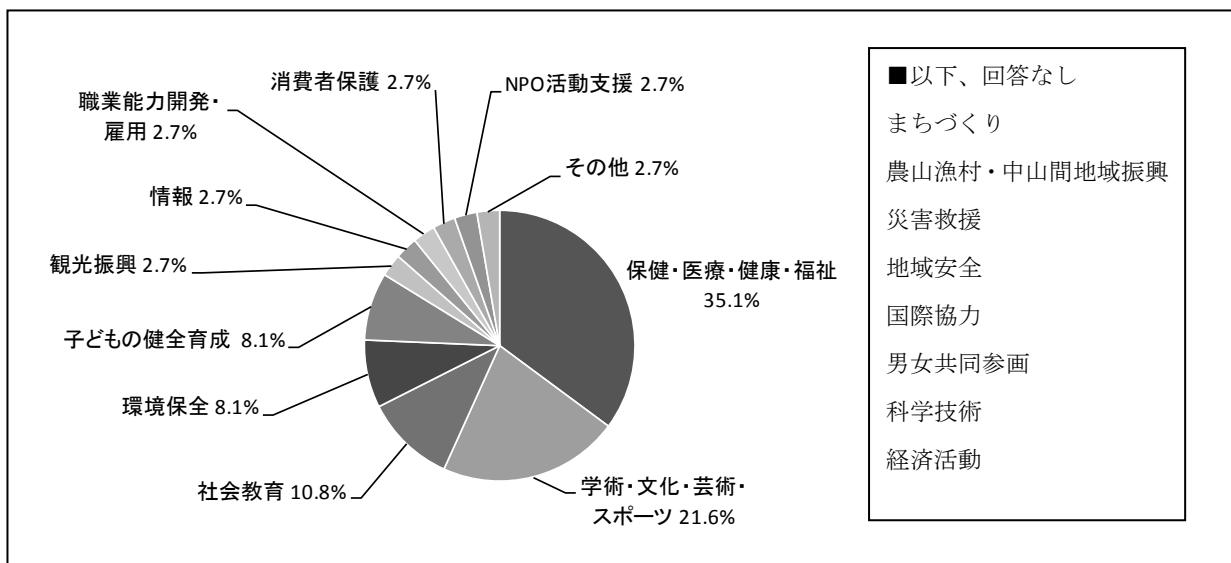
	NPO・ ボランティア団体編 (51 ページ~)	事業所・教育機関編 (60 ページ~)	自治会・町内会、 商店会編 (70 ページ~)
対象	NPO ボランティア活動センターに登録している団体	府中市内の事業所及び教育機関	府中市内の自治会・町内会及び商店会等
対象数	116	446	460
調査方法	郵送およびメール (NPO ボランティア活動センター経由) にて 調査票を送付	郵送にて調査票を送付	郵送にて調査票を送付
期間	<u>郵送</u> 6月 11 日 (水) ～6月 20 日 (木) <u>メール</u> 6月 2 日 (月) ～6月 13 日 (金)	6月 5 日 (木) ～6月 18 日 (水)	6月 2 日 (月) ～6月 13 日 (金)
回収数	37	165	253
回収率	31.9%	37.0%	55.0%

■ NPO・ボランティア団体編

貴団体の活動状況についてお伺いします

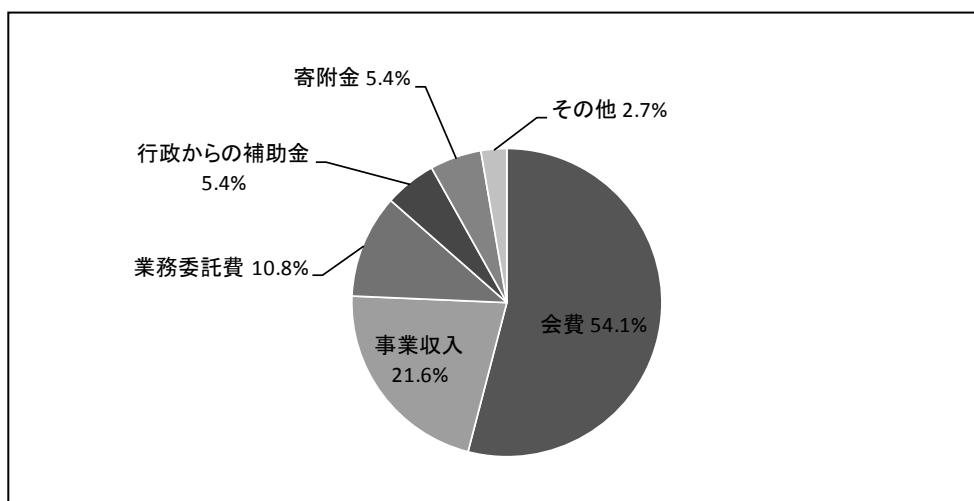
問 1. 主な活動分野を教えてください。(最も近いもの1つ)

- 「保健・医療・健康・福祉」が 35.1%と最も多く、次いで「学術・文化・芸術・スポーツ」 21.6%、「社会教育」 10.8%となっている。
- 「まちづくり」「農山漁村・中山間地域振興」「災害救援」「地域安全」「国際協力」「男女共同参画」「科学技術」「経済活動」は、いずれも回答が無かった。



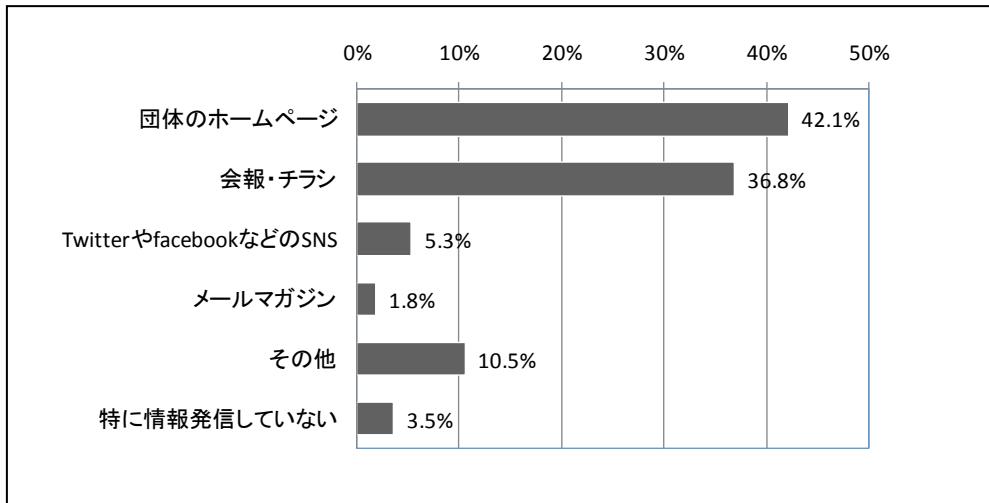
問 2. 主な収入源を教えてください。(最も近いもの1つ)

- 「会費」が 54.1%と最も多く、次いで「事業収入」 21.6%、「業務委託費」 10.8%となっている。



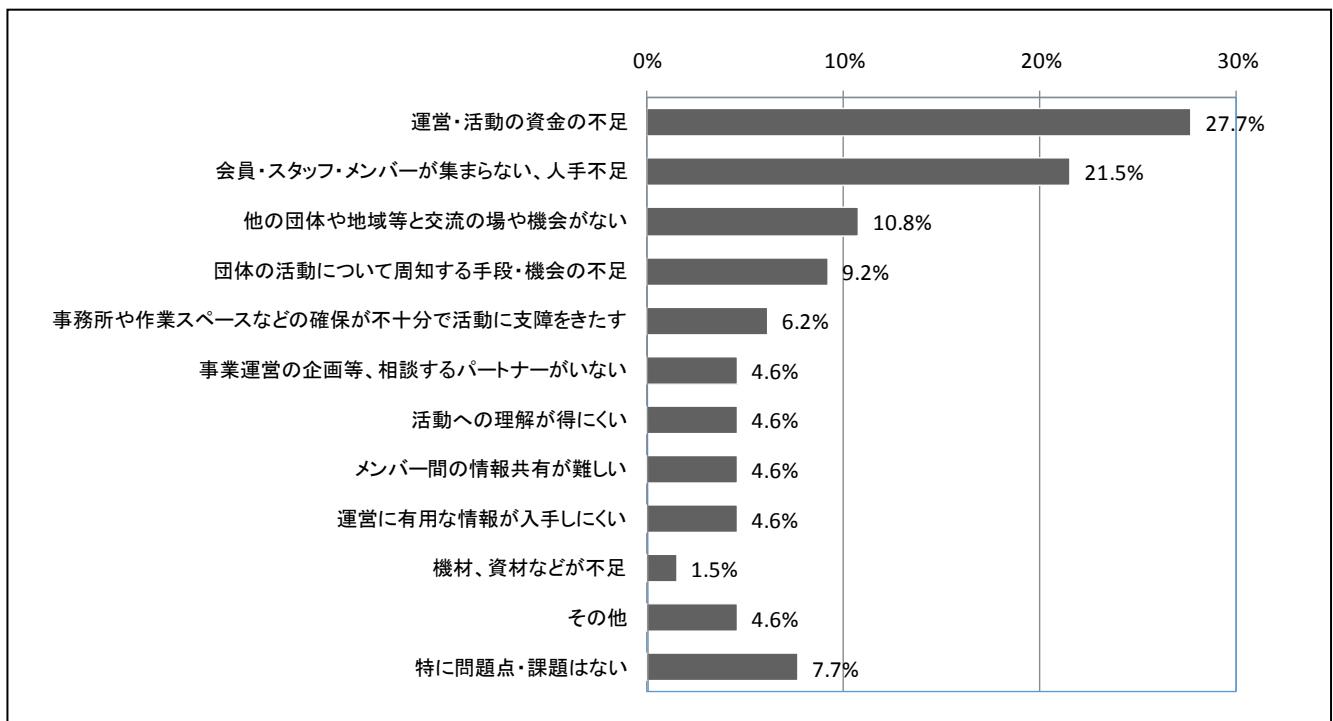
問3. 活動の情報発信方法は主にどのようなものですか。(複数回答可)

- ・「団体のホームページ」が42.1%と最も多く、次いで「会報・チラシ」36.8%、「TwitterやfacebookなどのSNS」5.3%となっている。
- ・「特に情報発信していない」は、3.5%にとどまっている。



問4. 貴団体で活動上の問題点・課題があるとするとどのようなものがあります。(複数回答可)

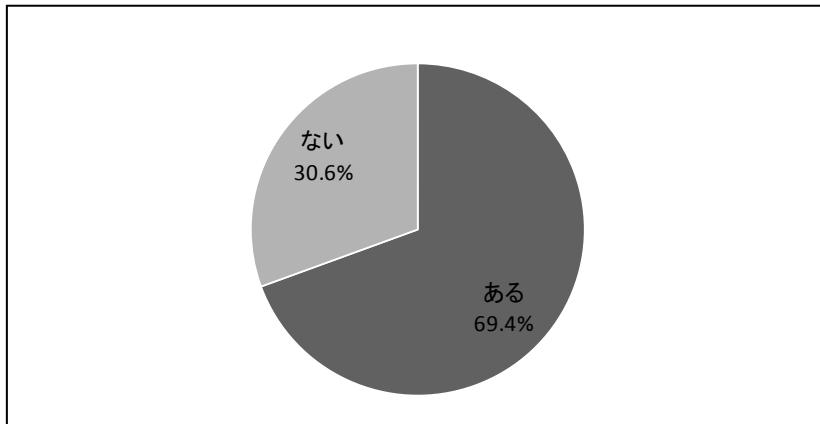
- ・「運営・活動の資金の不足」が27.7%と最も多く、次いで「会員・スタッフ・メンバーが集まらない、人手不足」21.5%、「他の団体や地域等と交流の場や機会がない」10.8%、となっている。
- ・「特に問題点・課題はない」は、7.7%にとどまっている。



協働事業についてお伺いします

問 5-1. 他団体と協働して事業を行ったことはありますか。(当てはまるもの 1 つ)

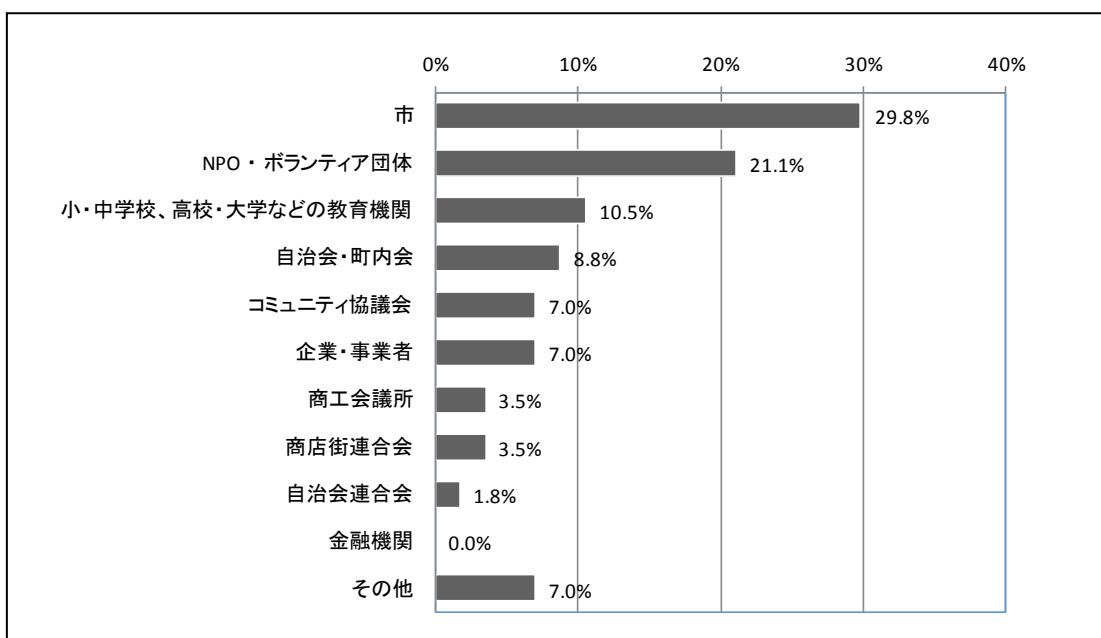
- 「ある」が 69.4%、「ない」が 30.6% となっている。



問 5-1 で、「(他団体と協働して事業を行ったことが)ある」と回答した方にお伺いします

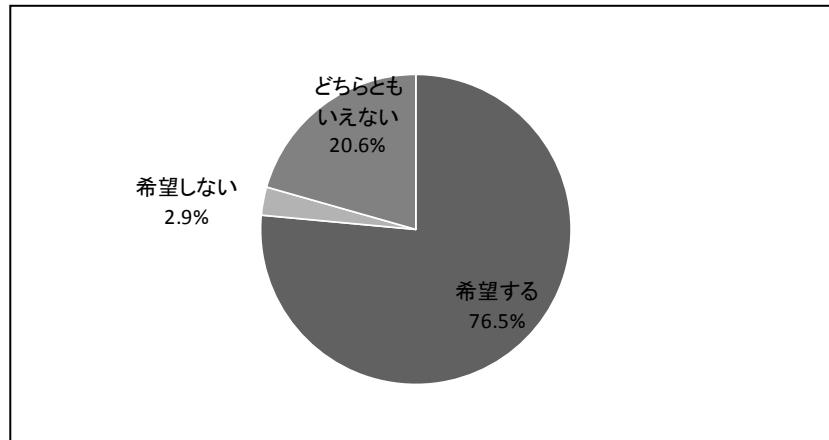
問 5-2. どのような団体と協働事業を行いましたか。(複数回答可)

- 「市」が 29.8% と最も多く、次いで「NPO・ボランティア団体」21.1%、「小・中学校、高校・大学などの教育機関」10.5% となっている。
- 「金融機関」の回答は無かった。



問 6-1. 今後、他団体等との協働を希望するお考えがありますか。(最も近いもの1つ)

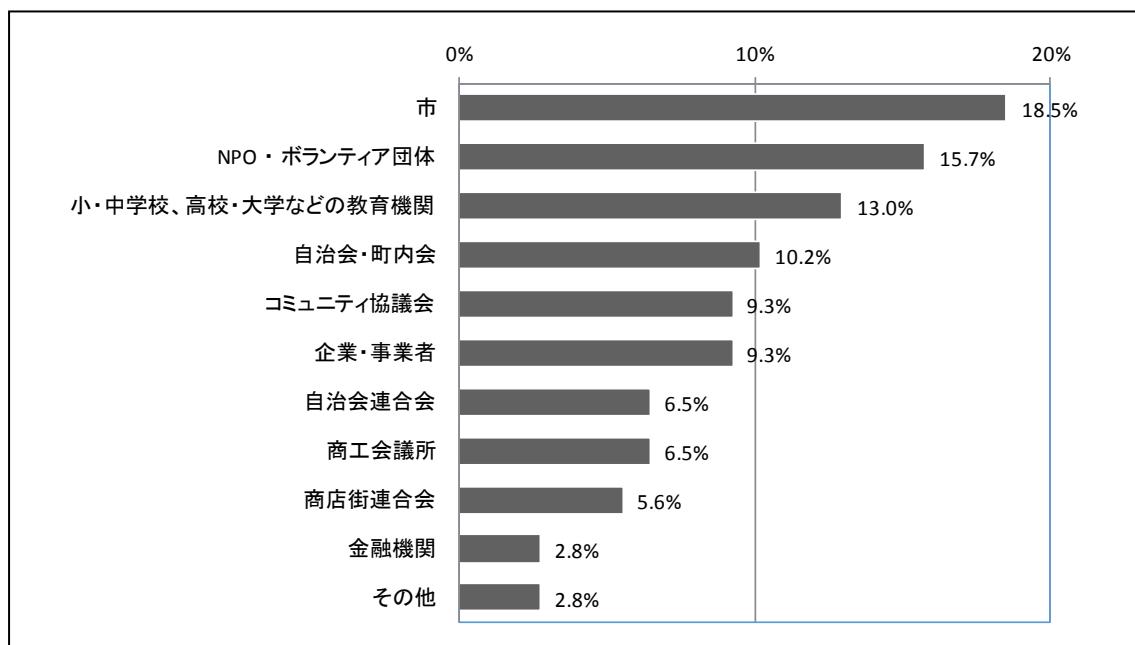
- ・「希望する」が、76.5%と多くを占めている。
- ・「希望しない」は、2.9%にとどまった。



問 6-1 で、「(今後、他団体との協働を)希望する」と回答した方にお伺いします

問 6-2. 今後、どのような団体と協働をしたいと考えていますか。(複数回答可)

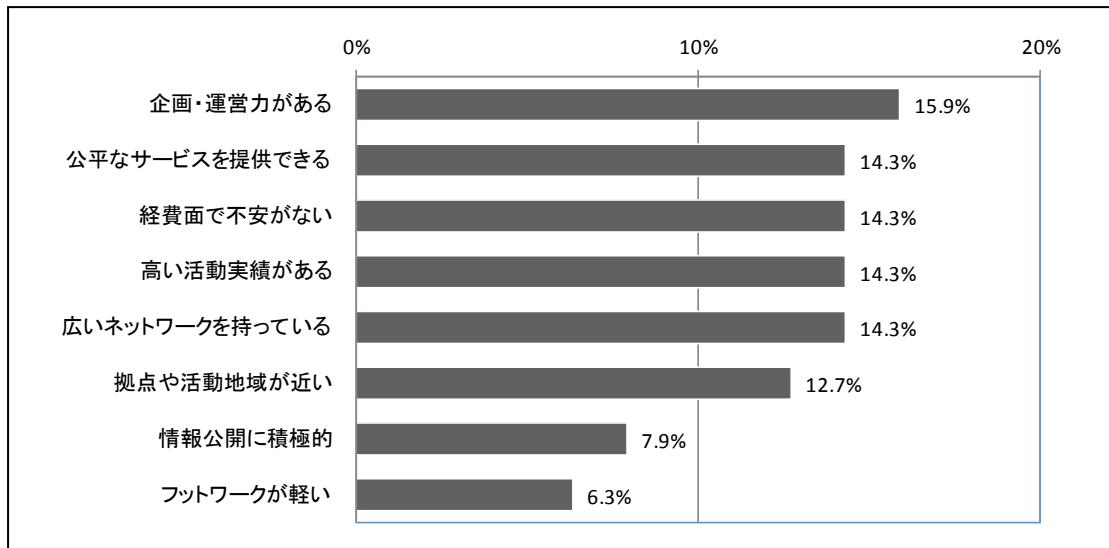
- ・「市」が 18.5%と最も多く、次いで「NPO・ボランティア団体」15.7%、「小・中学校、高校・大学などの教育機関」13.0%となっている。
- ・実際に協働が行われている相手先（問 5-2）と比較すると、ほぼ同じ順位となっている。



問 6-1 で、「(今後、他団体との協働を)希望する」と回答した方にお伺いします

問 6-3. 他団体と協働する際、相手先を選ぶときに重視するものは何ですか。(近いもの3つまで)

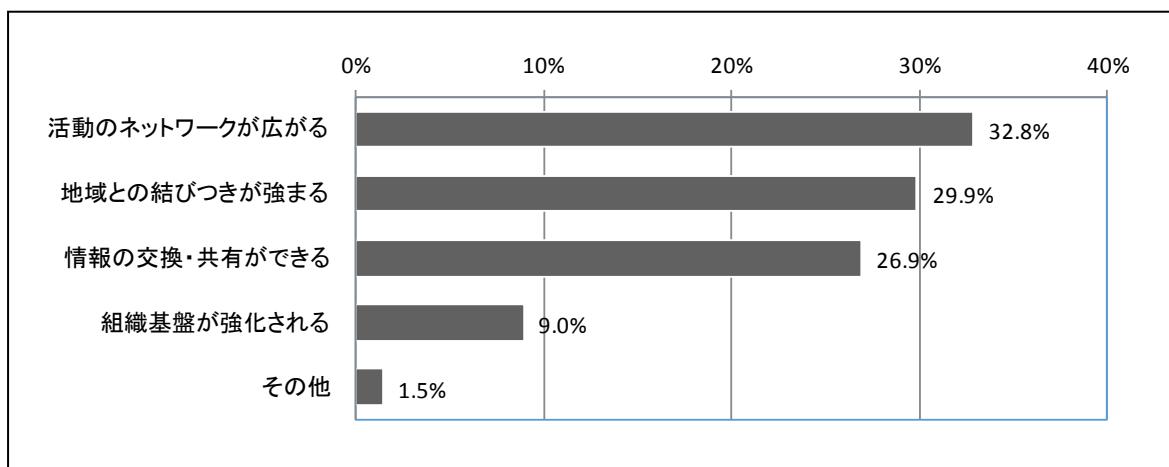
- ・「企画・運営力がある」 15.9%と、最も多くなっている。
- ・次いで「公平なサービスを提供できる」「経費面で不安がない」「高い活動実績がある」
「広いネットワークを持っている」が、いずれも 14.3%で同率となっている。



問 6-1 で、「(今後、他団体との協働を)希望する」と回答した方にお伺いします

問 6-4. 協働をするメリットはどのように感じていますか。(複数選択可)

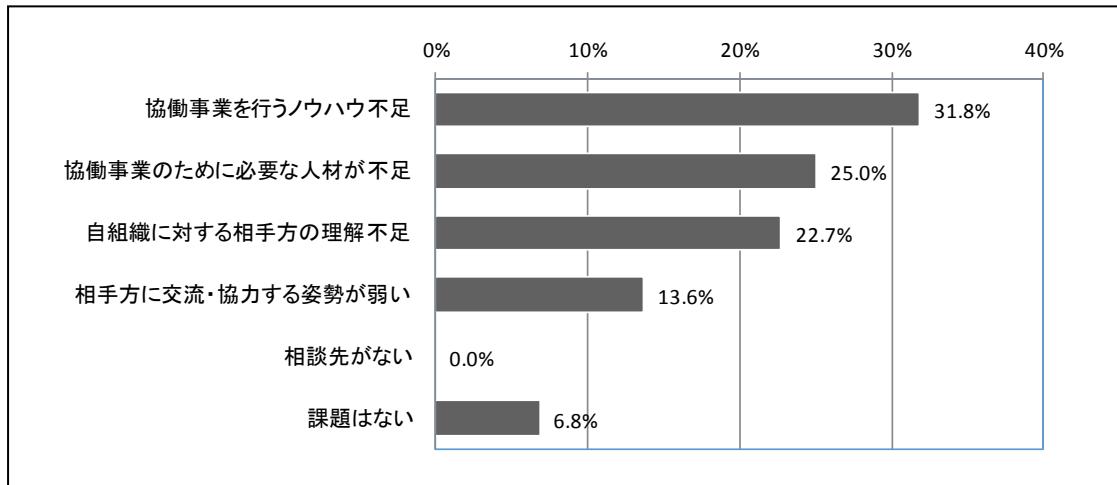
- ・「活動のネットワークが広がる」が 32.8%と最も多く、次いで「地域との結びつきが強まる」 29.9%、「情報の交換・共有ができる」 26.9%となっている。



問 6-1 で、「(今後、他団体との協働を)希望する」と回答した方にお伺いします

問 6-5. 他団体との協働を進めるためには何が課題と考えますか。(複数選択可)

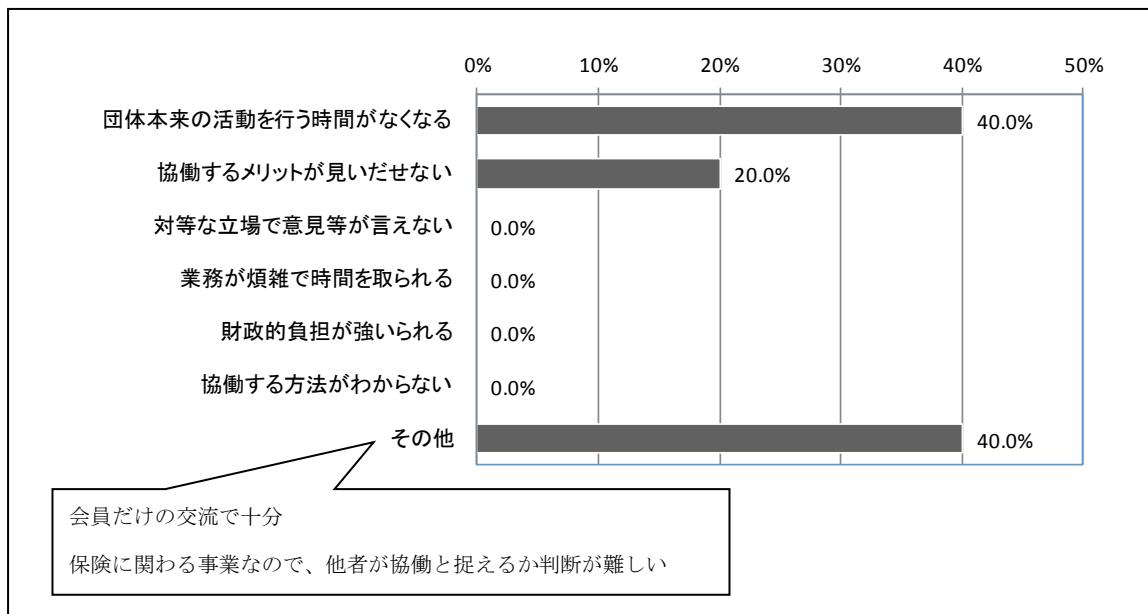
- 「協働事業を行うノウハウ不足」が 31.8%と最も多く、次いで「協働事業のために必要な人材が不足」 25.0%、「自組織に対する相手方の理解不足」 22.7%となっている。
- 「相談先がない」の回答は無かった。
- 「課題はない」は、6.8%にとどまっている。



問 6-1 で、「(今後、他団体との協働を)希望しない」と回答した方にお伺いします

問 6-6. 他団体等との協働を希望しない理由は何ですか。(複数選択可)

- 「団体本来の活動を行う時間がなくなる」が 40.0%と最も多く、次いで「協働するメリットが見いだせない」 20.0%となっている。
- 「対等な立場で意見等が言えない」「業務が煩雑で時間を取られる」「財政的負担が強いられる」「協働する方法がわからない」は、いずれも回答が無かった。

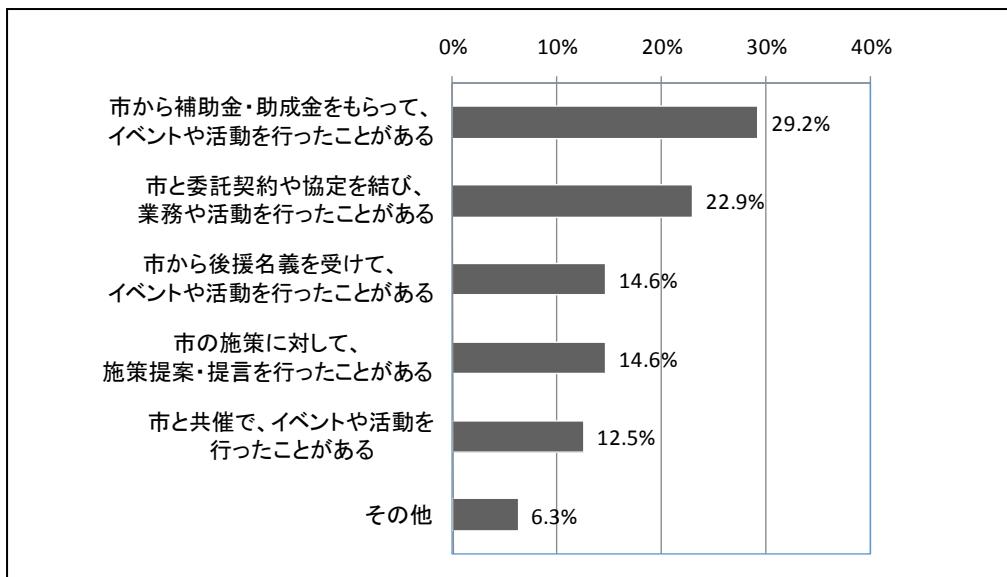


市との協働についてお伺いします

問 5-2 で、「市(と協働して事業を行ったことがある)」と回答した方にお伺いします

問 7. 市と協働事業をしたときに、どのような関わり方をしましたか。(複数選択可)

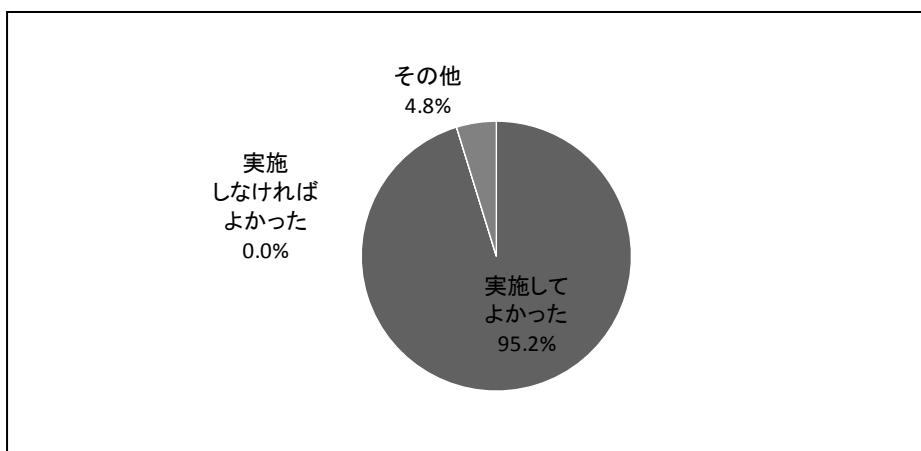
- 「市から補助金・助成金をもらって、イベントや活動を行ったことがある」が 29.2% と最も多く、次いで「市と委託契約や協定を結び、業務や活動を行ったことがある」 22.9% となっている。
- 「市から後援名義を受けて、イベントや活動を行ったことがある」「市の施策に対して、施策提案・提言を行ったことがある」が、いずれも 14.6% で同率となっている。



問 5-2 で、「市(と協働して事業を行ったことがある)」と回答した方にお伺いします

問 8-1. 市と協働して事業を行ってみて、どのような感想をお持ちですか。(最も近いもの1つ)

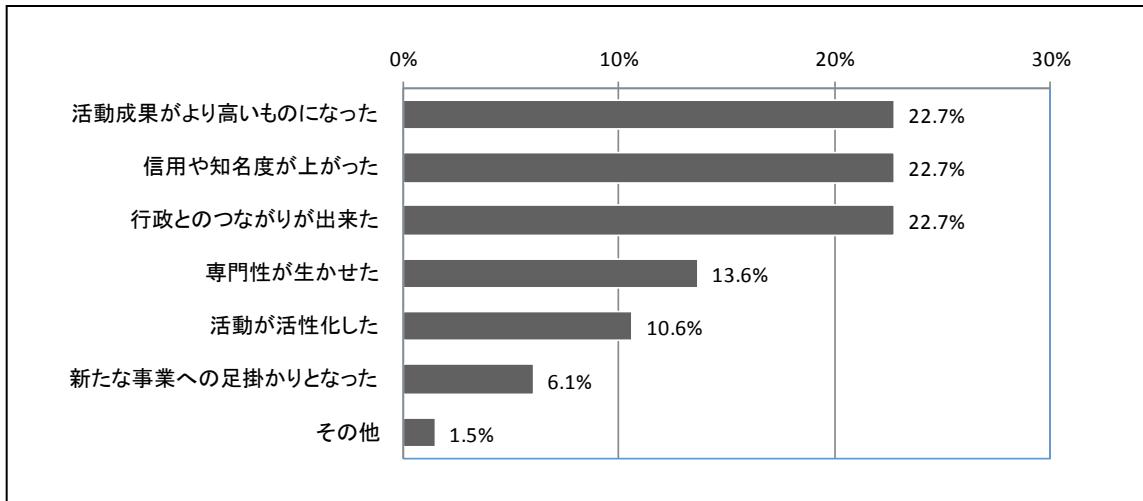
- 「実施してよかったです」が 95.2% と、多くを占めている。
- 「実施しなければよかったです」の回答は無かった。



問 8-1 で、「(市と協働して事業を)実施してよかったです」と回答した方にお伺いします

問 8-2. 実施してよかったですと思える理由は何ですか。(複数選択可)

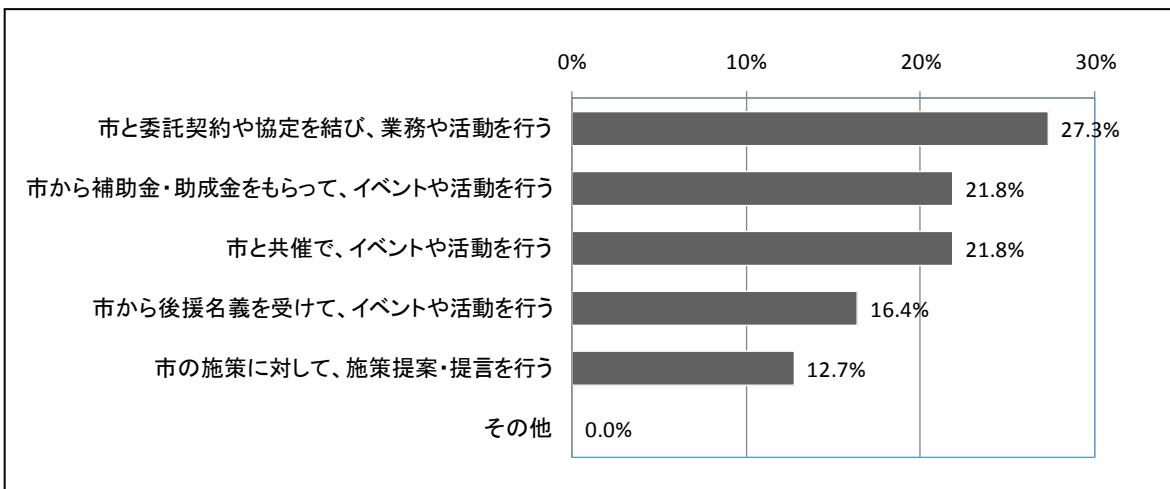
- 「活動成果がより高いものになった」「信用や知名度が上がった」「行政とのつながりが出来た」が、22.7%と同率で最も多い。



問 8-1 で、「(市と協働して事業を)実施してよかったです」と回答した方にお伺いします

問 8-3. 今後、市とどのように協働していきたいですか。(複数選択可)

- 「市と委託契約や協定を結び、業務や活動を行う」が27.3%と最も多く、次いで「市から補助金・助成金をもらって、イベントや活動を行う」「市と共に催で、イベントや活動を行う」が21.8%で同率となっている。
- 実際に行われた市との協働事業の関わり方（問7）と比較すると、「市と委託契約や協定を結び、業務や活動を行う」と「市から補助金・助成金をもらって、イベントや活動を行う」の順位が入れ替わっている。



問 8-1 で、「実施しなければよかったです」と回答した方にお伺いします →回答なしのため省略

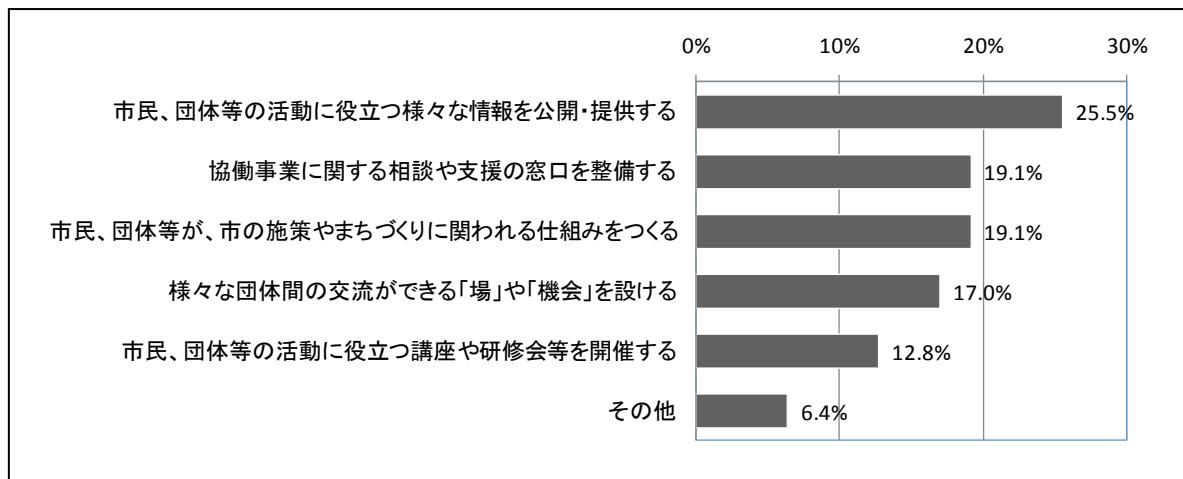
問 8-4. 実施しなければよかったですと思う理由は何ですか。(複数選択可)

問 9. 貴団体の特徴を生かした、市民協働を推進するための具体的な取組についてご記入ください。(自由記述) →省略

市民協働を推進するための取組についてお伺いします

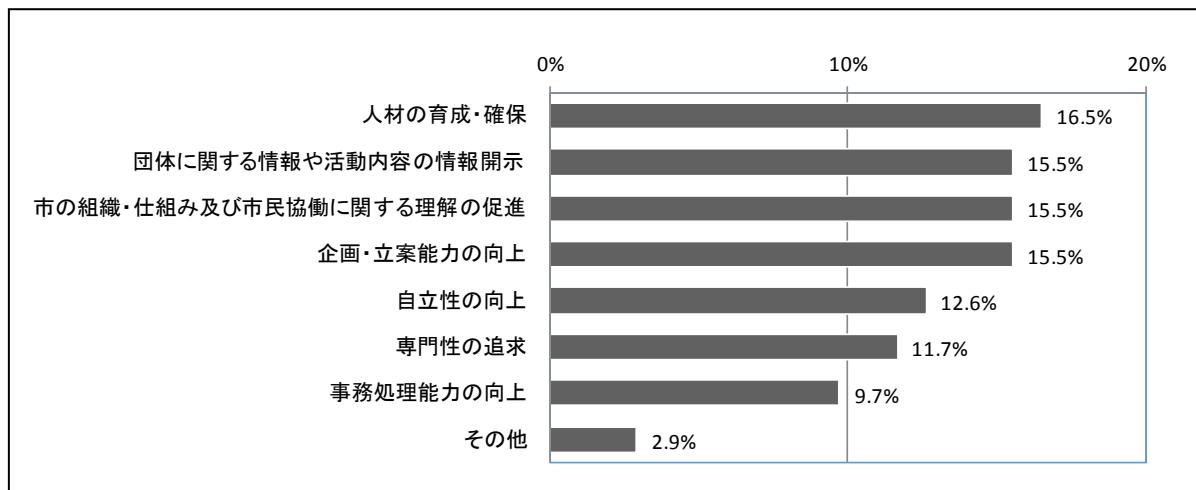
問 10. 市民協働を推進するために、市の体制や市職員に必要なことは何ですか。(複数選択可)

- 「市民、団体等の活動に役立つ様々な情報を公開・提供する」が 25.5%と最も多く、次いで「協働事業に関する相談や支援の窓口を整備する」「市民、団体等が、市の施策やまちづくりに関われる仕組みをつくる」が 19.1%で同率となっている。



問 11. 市民協働を推進するために、市民活動団体に必要なことは何ですか。(複数選択可)

- 「人材の育成・確保」が 16.5%と最も多くなっている。
- 次いで、「団体に関する情報や活動内容の情報開示」「市の組織・仕組み及び市民協働に関する理解の促進」「企画・立案能力の向上」が 15.5%で同率となっている。

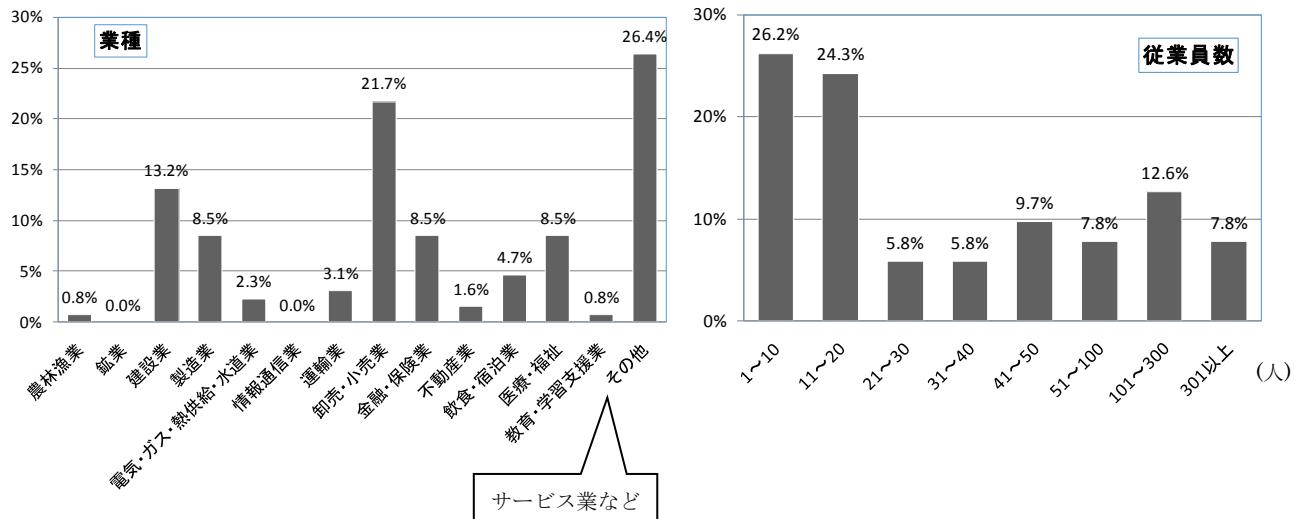


問 12. 協働について、ご意見をご記入ください。(自由記述) →省略

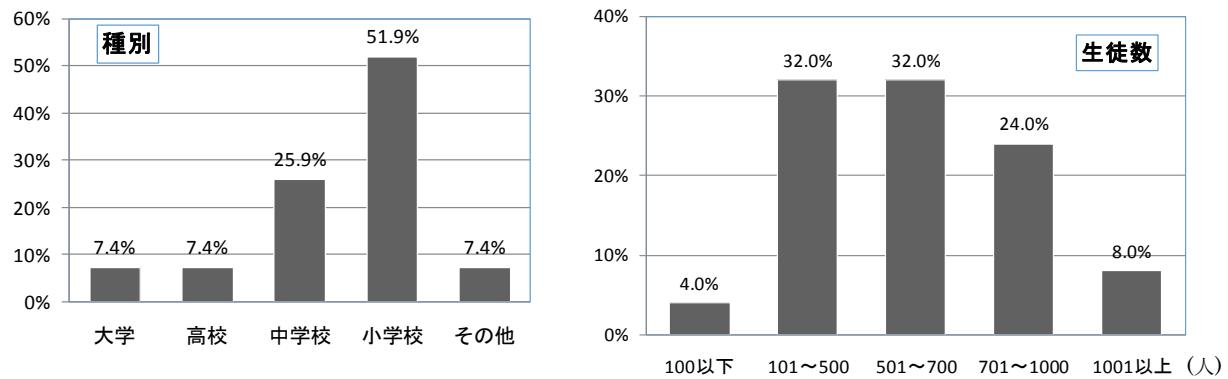
■事業者・教育機関編

回答者の属性

事業者



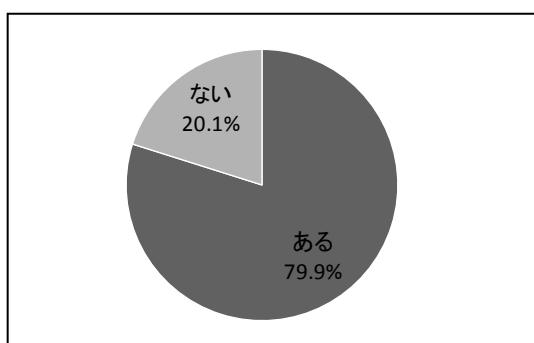
教育機関



貴団体の社会貢献活動についてお伺いします

問1. 貴団体では、今までに社会貢献活動を行ったことがありますか。

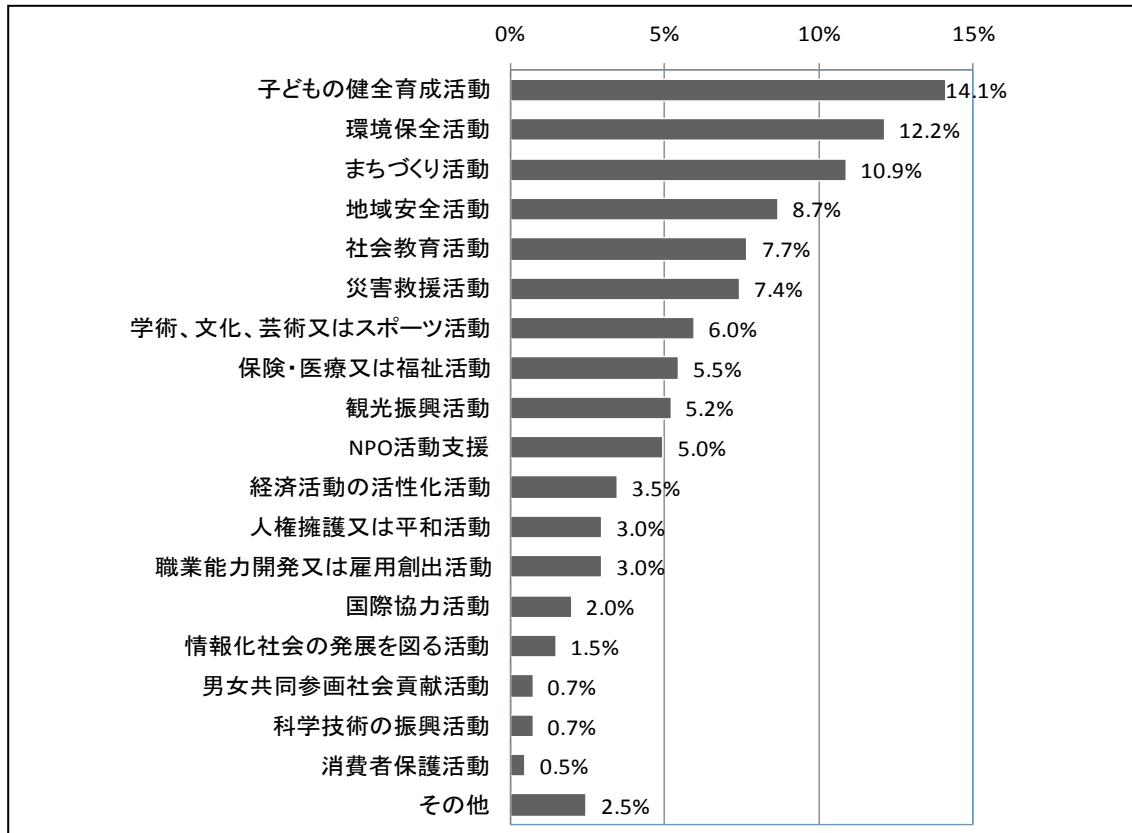
- 「ある」は79.9%、「ない」は、20.1%であった。



問1で、「(今までに社会貢献活動を行ったことが)ある」と回答した方にお伺いします

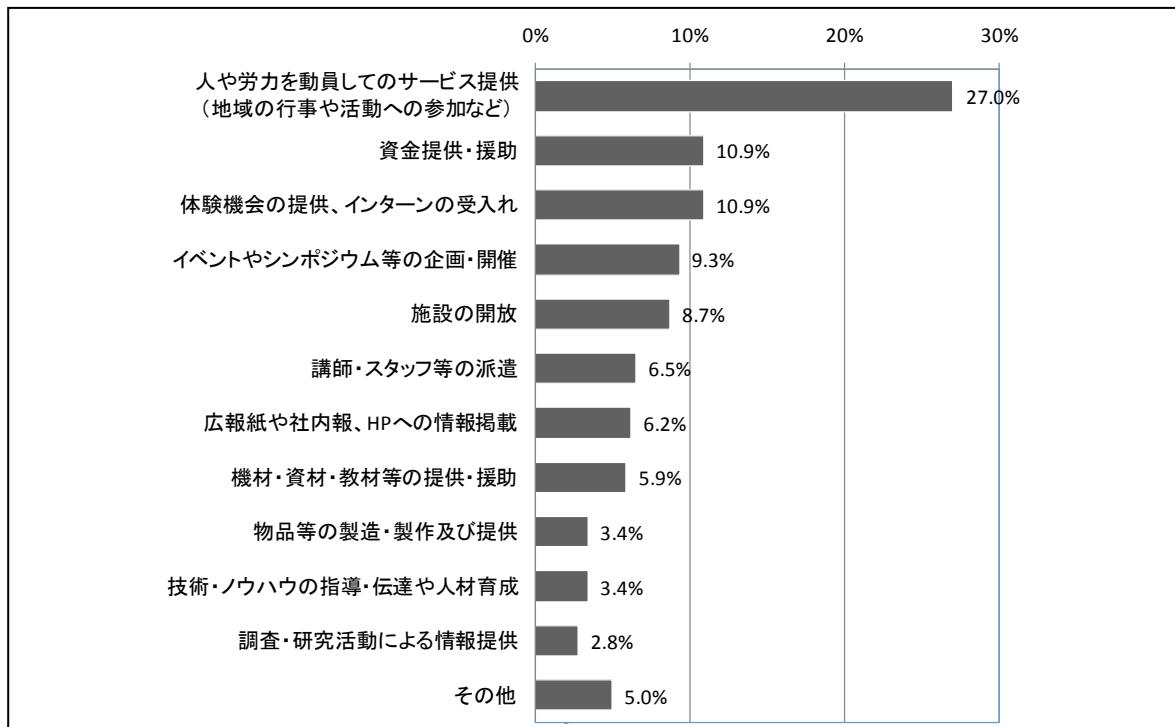
問1-①. 実施した主な社会貢献活動は、どのような分野ですか。(複数回答可)

- 「子どもの健全育成活動」が 14.1%と最も多く、次いで「環境保全活動」12.2%、「まちづくり活動」10.9%となっている。



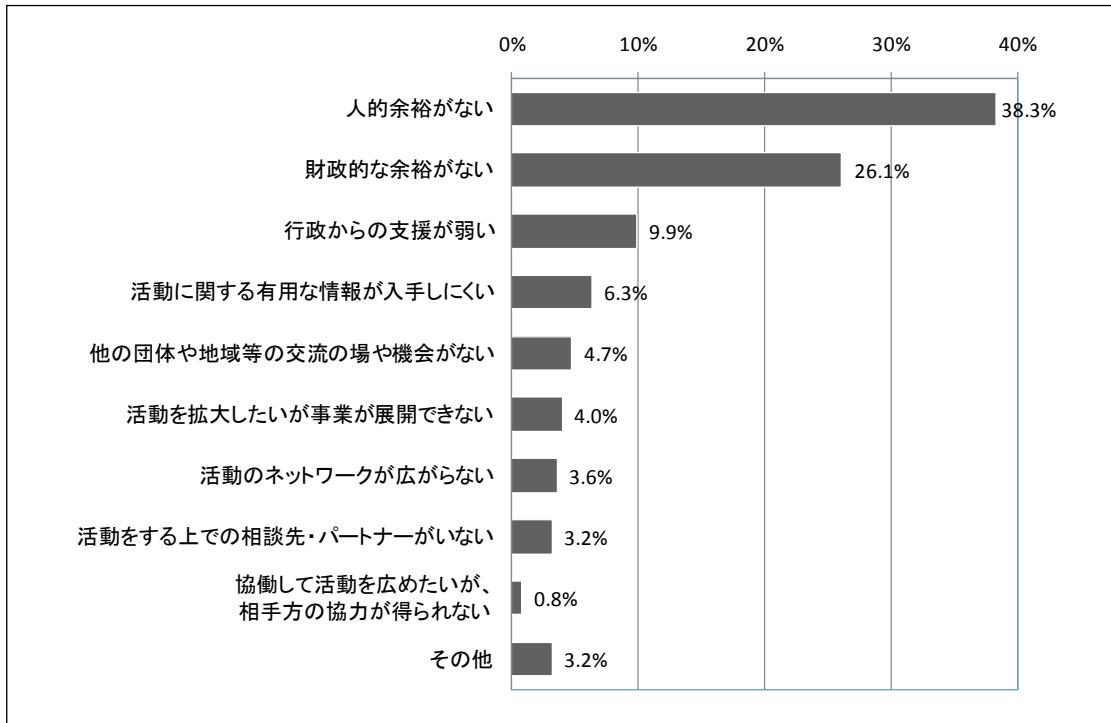
問1-②. その社会貢献活動は、どのような内容の活動ですか。(複数回答可)

- 「人や労力を動員してのサービス提供（地域の行事や活動への参加など）」が 27.0% と最も多く、次いで「資金提供・援助」「体験機会の提供、インターンの受入れ」がいずれも 10.9%で同率となっている。



問 2. 貴団体の社会貢献活動を行う上での問題点や課題があるとするとどのようなものですか。（複数回答可）

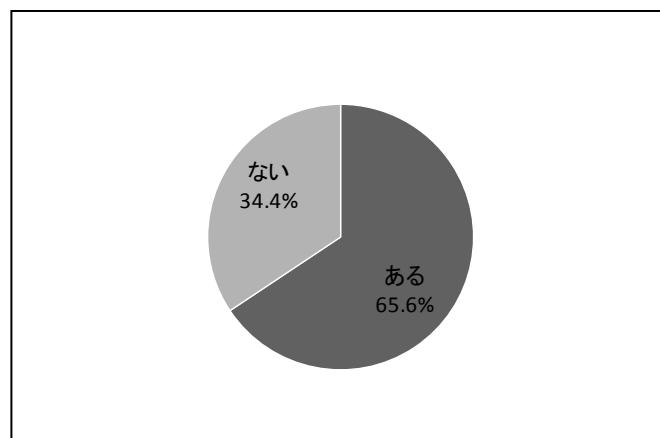
- 「人的余裕がない」が 38.3%と最も多く、次いで「財政的な余裕がない」 26.1%、「行政からの支援が弱い」 9.9%となっている。



貴団体と他団体（市を除く）との関係についてお伺いします

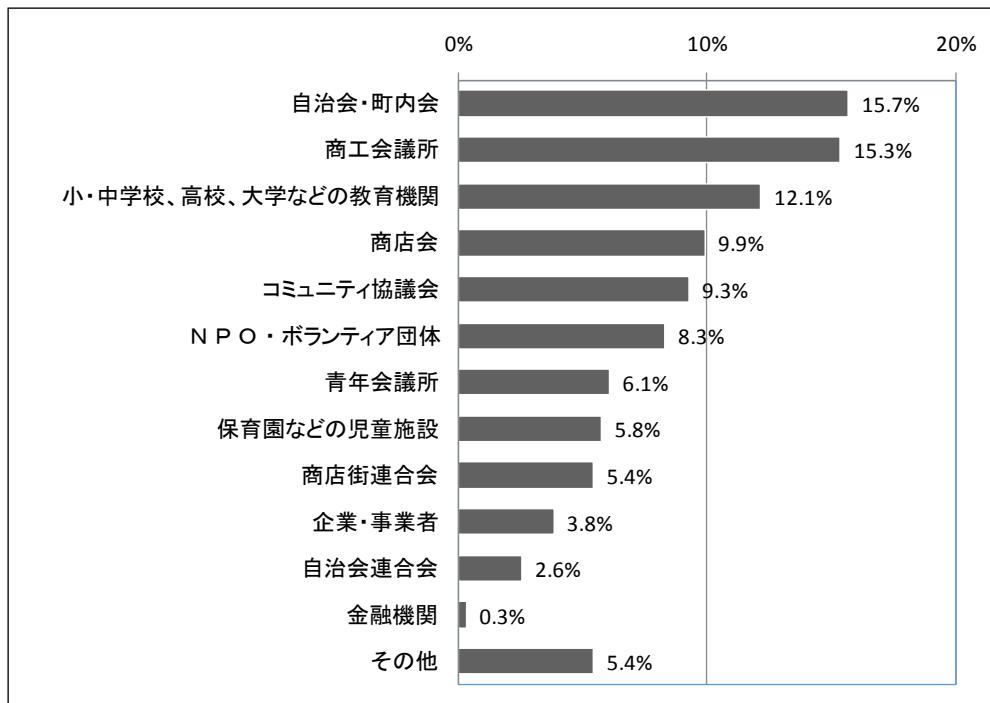
問 3. 貴団体が、主に府中市内で他団体（市を除く）と協力して、社会貢献活動に取り組んだことが過去にありましたか。

- 「ある」が 65.6%、「ない」が 34.4%となっている。



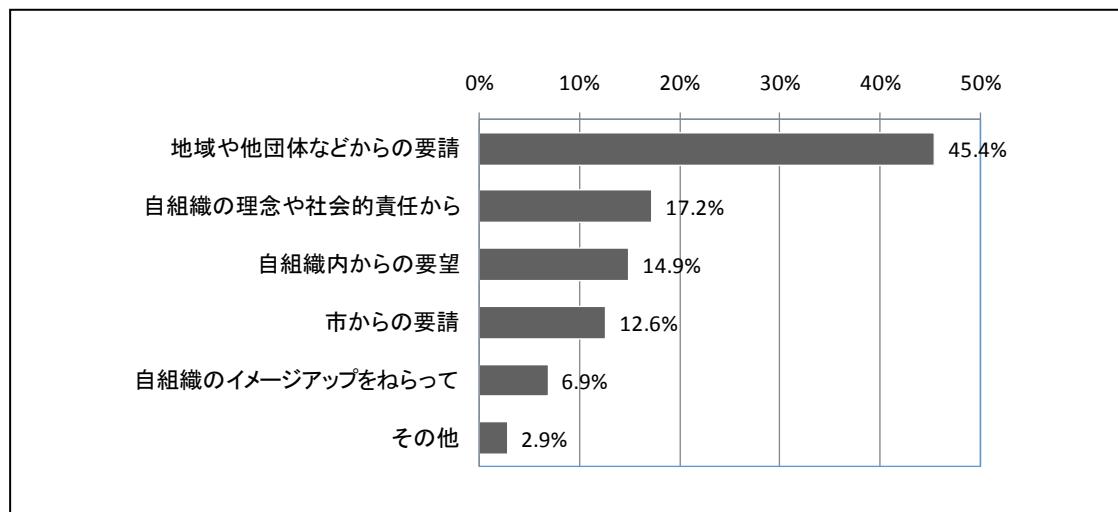
問 3-①. どのような団体と協力して、社会貢献活動に取り組みましたか。(複数回答可)

- 「自治会・町内会」が 15.7%と最も多く、次いで「商工会議所」 15.3%、「小・中学校、高校、大学などの教育機関」 12.1%となっている。



問 3-②. 協力して取り組んだ活動のきっかけはどのようなものですか。(複数回答可)

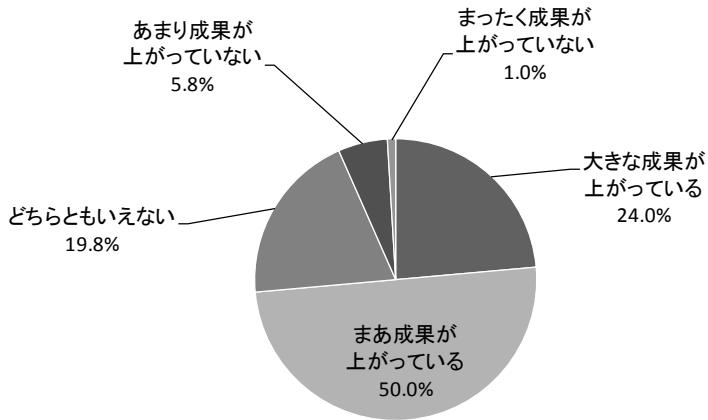
- 「地域や他団体などからの要請」が 45.4%と最も多く、次いで「自組織の理念や社会的責任から」 17.2%、「自組織内からの要望」 14.9%となっている。



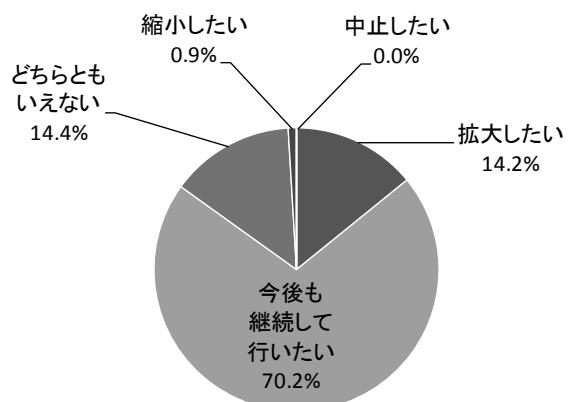
問 3-③. 協力して取り組んでいる活動はどのようなものですか。(自由記述) →省略

問3-④. 協力して取り組んでみて、総合的な評価と今後の意向について、それぞれ選んでください。(当てはまるものを1つだけ)

- 総合評価では、「大きな成果が上がっている」が24.0%、「まあ成果が上がっている」が50.0%となっている。
- 「大きな成果が上がっている」と「まあ成果が上がっている」を合わせると、「成果が上がっている」は74.0%となっている。
- 「あまり成果が上がってない」5.8%と、「まったく成果が上がってない」1.0%を合わせると、6.8%にとどまっている。

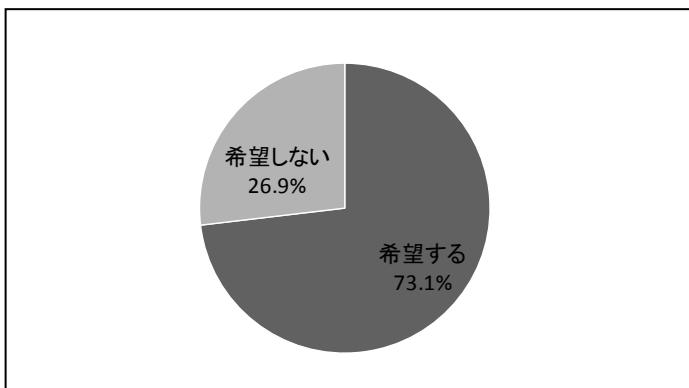


- 今後の意向では、「拡大したい」が14.2%、「今後も継続して行いたい」が70.2%となっている。
- 「拡大したい」と「今後も継続して行いたい」を合わせると、「継続したい」は84.4%となっている。
- 「縮小したい」は0.9%にとどまっている。
- 「中止したい」の回答は無かった。



問4. 今後、貴団体では、他団体との協力を希望する考えがありますか。(当てはまるもの1つ)

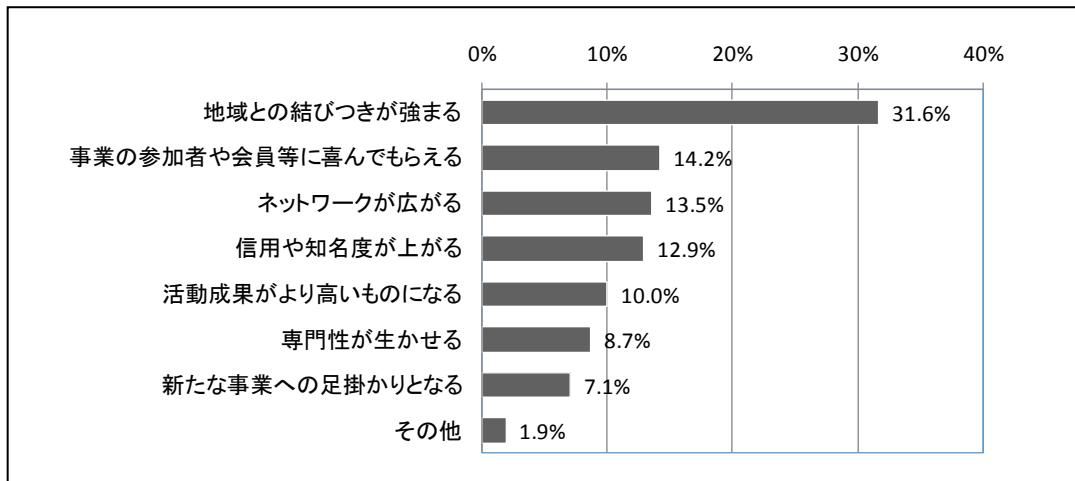
- 「希望する」が73.1%、「希望しない」が26.9%となっている。



問4で、「(他団体との協力を)希望する」と回答した方にお伺いします

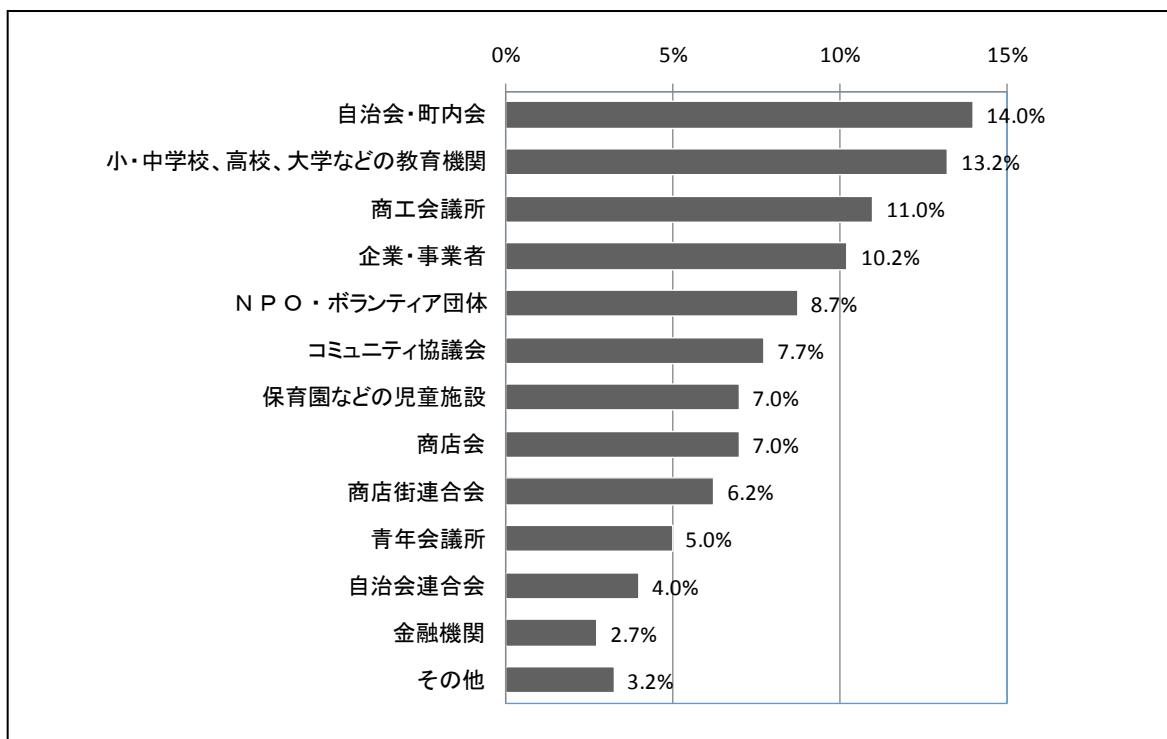
問4-①. 協力するメリットはどのように感じていますか。(複数回答可)

- 「地域との結びつきが強まる」が 31.6%と最も多く、次いで「事業の参加者や会員等に喜んでもらえる」14.2%、「ネットワークが広がる」13.5%となっている。



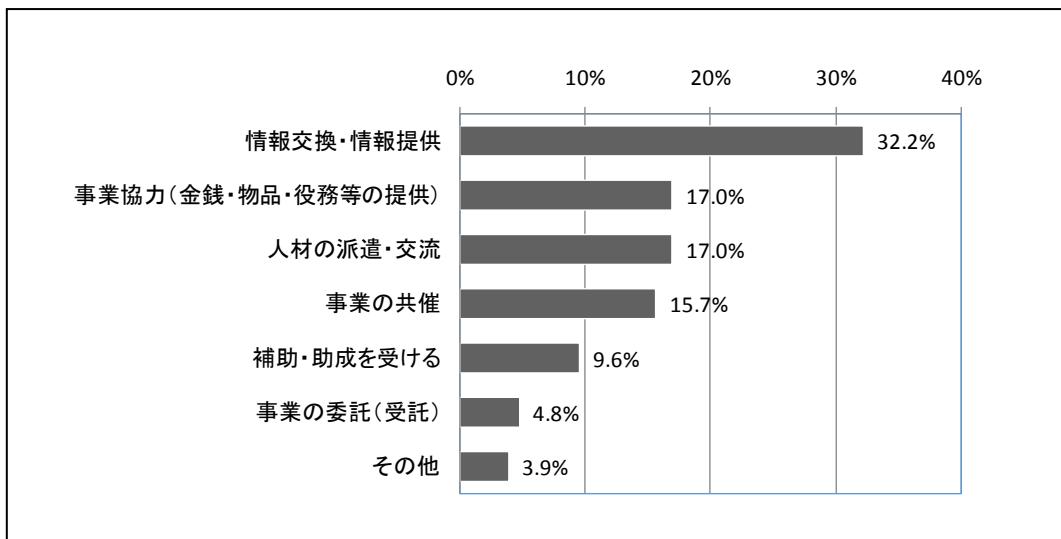
問4-②. 今後、どのような団体と協力したいとのご希望をお持ちですか。(複数回答可)

- 「自治会・町内会」が 14.0%と最も多く、次いで「小・中学校、高校、大学などの教育機関」13.2%、「商工会議所」11.0%となっている。
- これまでに協力して活動した団体(問3-①)と比較すると、「企業・事業者(10.2%)」の順位が 10 位から 4 位に上がっている。



問 4-③. どのような協力の形態をお考えですか。(複数回答可)

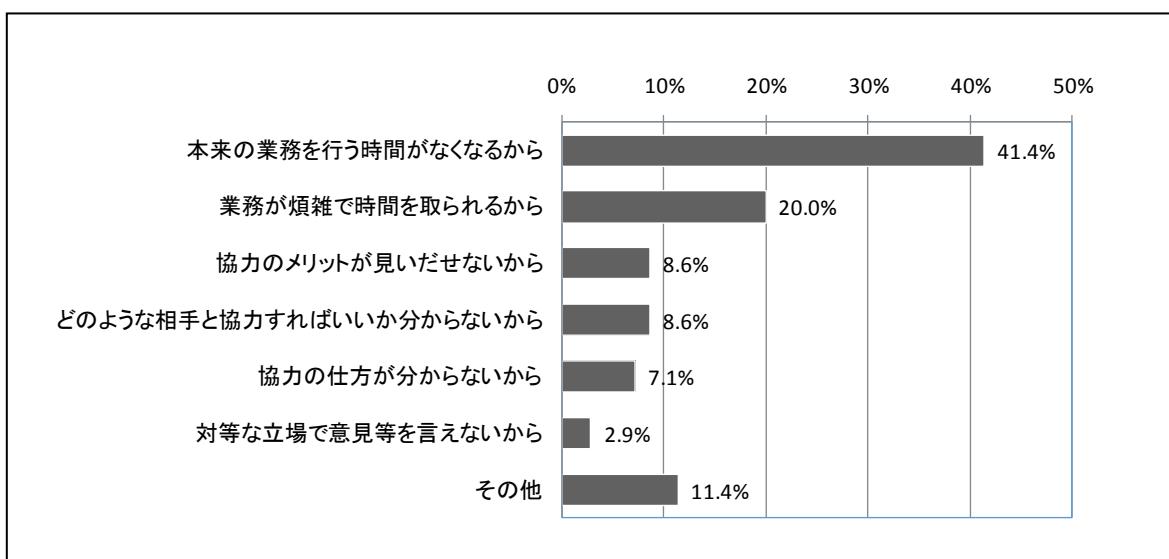
- 「情報交換・情報提供」が 32.2%と最も多く、次いで「事業協力(金銭・物品・役務等の提供)」「人材の派遣・交流」がいずれも 17.0%で同率となっている。



問 4 で、「(他団体との協力を)希望しない」と回答した方にお伺いします

問 4-④. 他団体との協力を希望しない理由はなんですか。(複数回答可)

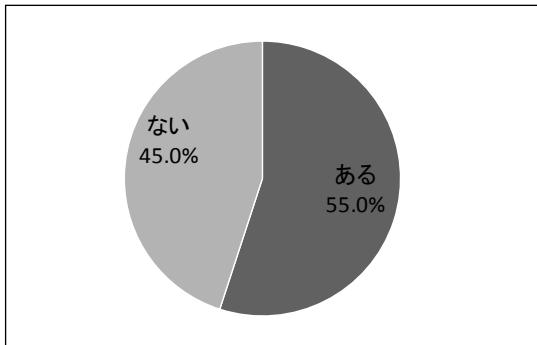
- 「本来の業務を行う時間がなくなるから」が 41.4%と最も多く、次いで「業務が煩雑で時間を取られるから」 20.0%となっている。
- 「協力のメリットが見いだせないから」「どのような相手と協力すればいいか分からないうから」がいずれも 8.6%で同率となっている。



市との協働事業についてお伺いします

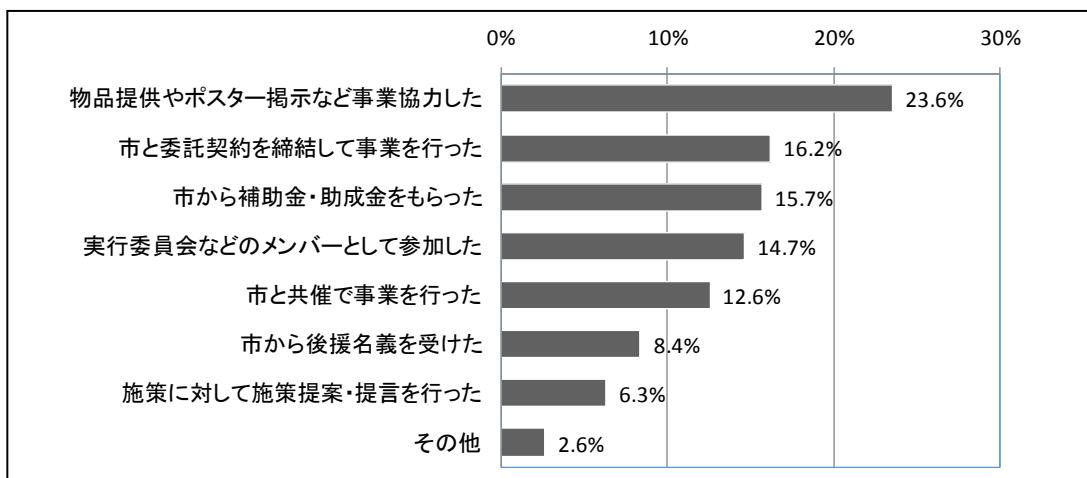
問 5. 貴団体は、市と協力をして、一緒に事業に取り組んだことはありますか。(当てはまるもの1つ)

- ・「ある」が 55.0%、「ない」が 45.0%となっている。



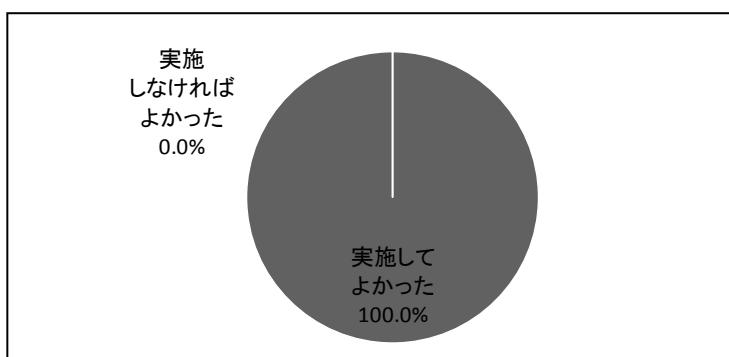
問 5-①. 市と協働事業を実施したときに、どのような関わり方をしましたか。(複数回答可)

- ・「物品提供やポスター掲示など事業協力した」が 23.6%と最も多く、次いで「市と委託契約を締結して事業を行った」16.2%、「市から補助金・助成金をもらった」15.7%となっている。



問 5-②. 市と事業を行ってみてどのような感想をお持ちですか。(当てはまるもの1つ)

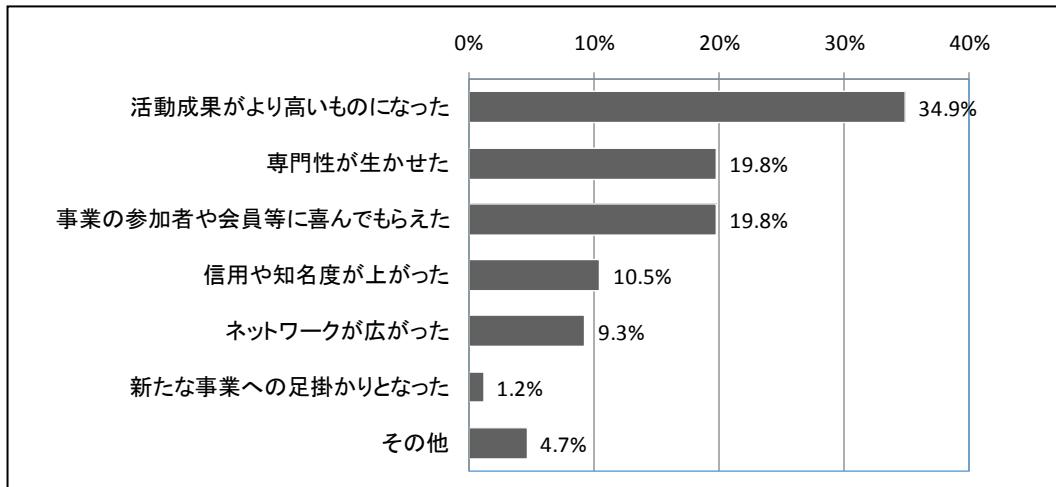
- ・「実施してよかったです」が、100.0%であった。
- ・「実施しなければよかったです」の回答は無かった。



問 5-②で、「(市と事業を)実施してよかったです」と回答した方にお伺いします

問 5-②-1. 実施してよかったですと思う理由は何ですか。(当てはまるもの1つ)

- 「活動成果がより高いものになった」が 34.9%と最も多く、次いで「専門性が生かせた」「事業の参加者や会員等に喜んでもらえた」が 19.8%で同率となっている。

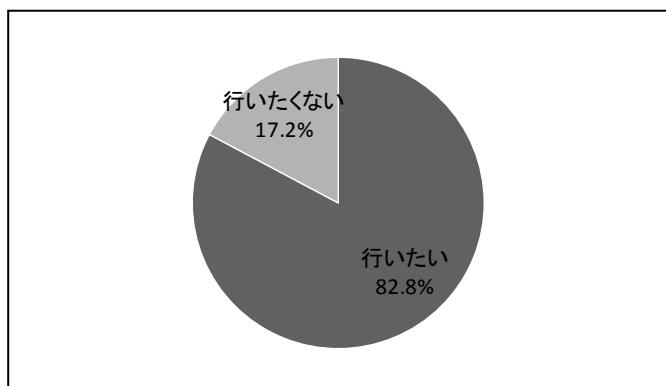


問 5-②で、「(市と事業を)実施しなければよかったです」と回答した方にお伺いします →回答なしのため省略

問 5-②-2. 実施しなければよかったですと思う理由は何ですか。(1つだけ)

問 5-③. 今後、市と協力をして一緒に事業を行いたいですか。(当てはまるもの1つ)

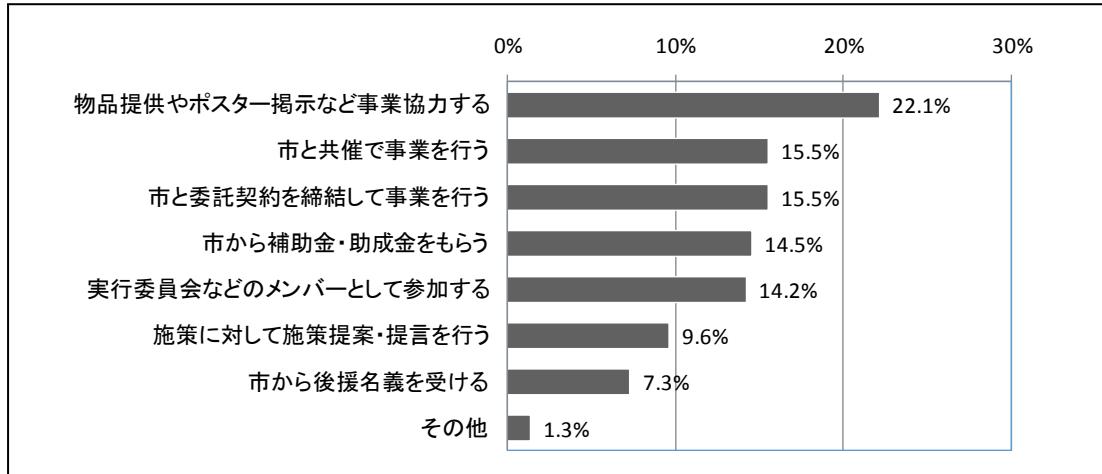
- 「行いたい」が 82.8%、「行いたくない」が 17.2%となっている。



問 5-③で、「(今後、市と協力をして一緒に事業を行いたい)と回答した方にお伺いします

問 5-③-1. 市と協働事業を実施する場合、どのような関わり方をしたいですか。(複数回答可)

- 「物品提供やポスター掲示など事業協力する」が 22.1%と最も多く、次いで「市と共に催で事業を行う」「市と委託契約を締結して事業を行う」が 15.5%で同率となっている。
- 実際に実施された関わり方（問 5-①）と比較すると、ほぼ同じ順位となっている。

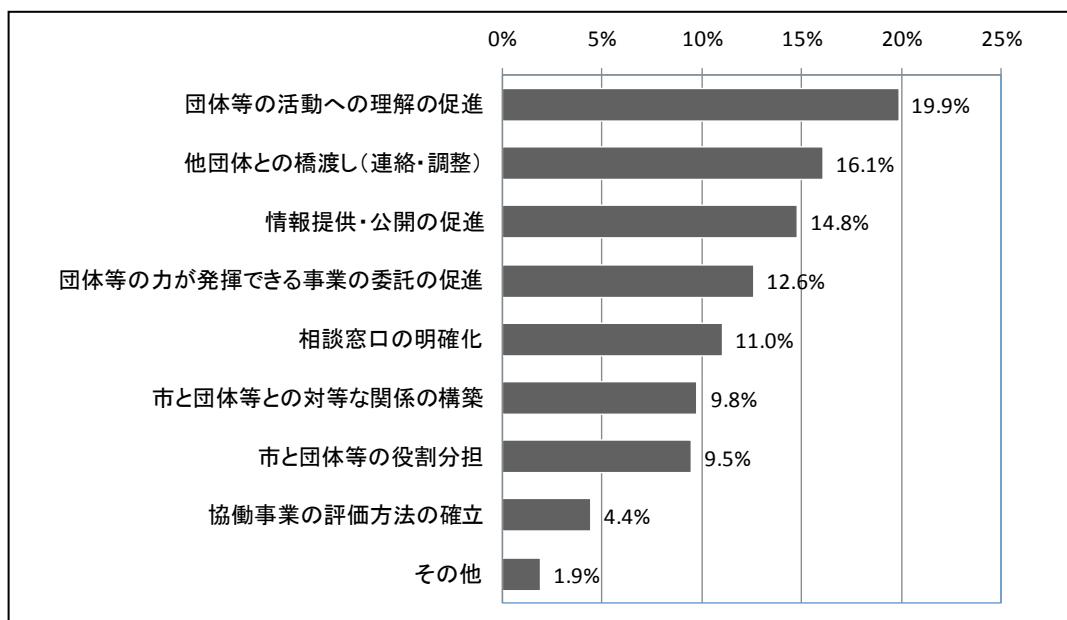


問 5-④. 貴団体の特徴を生かした、市民協働を推進するための具体的な取組について、ご意見・ご提案をご記入ください。(自由記述) →省略

市への要望についてお伺いします

問 6. 市民協働を推進するために、市の体制や市職員に必要なことは何ですか。(複数回答可)

- 「団体等の活動への理解の促進」が 19.9%と最も多く、次いで「他団体との橋渡し(連絡・調整)」 16.1%、「情報提供・公開の促進」 14.8%となっている。



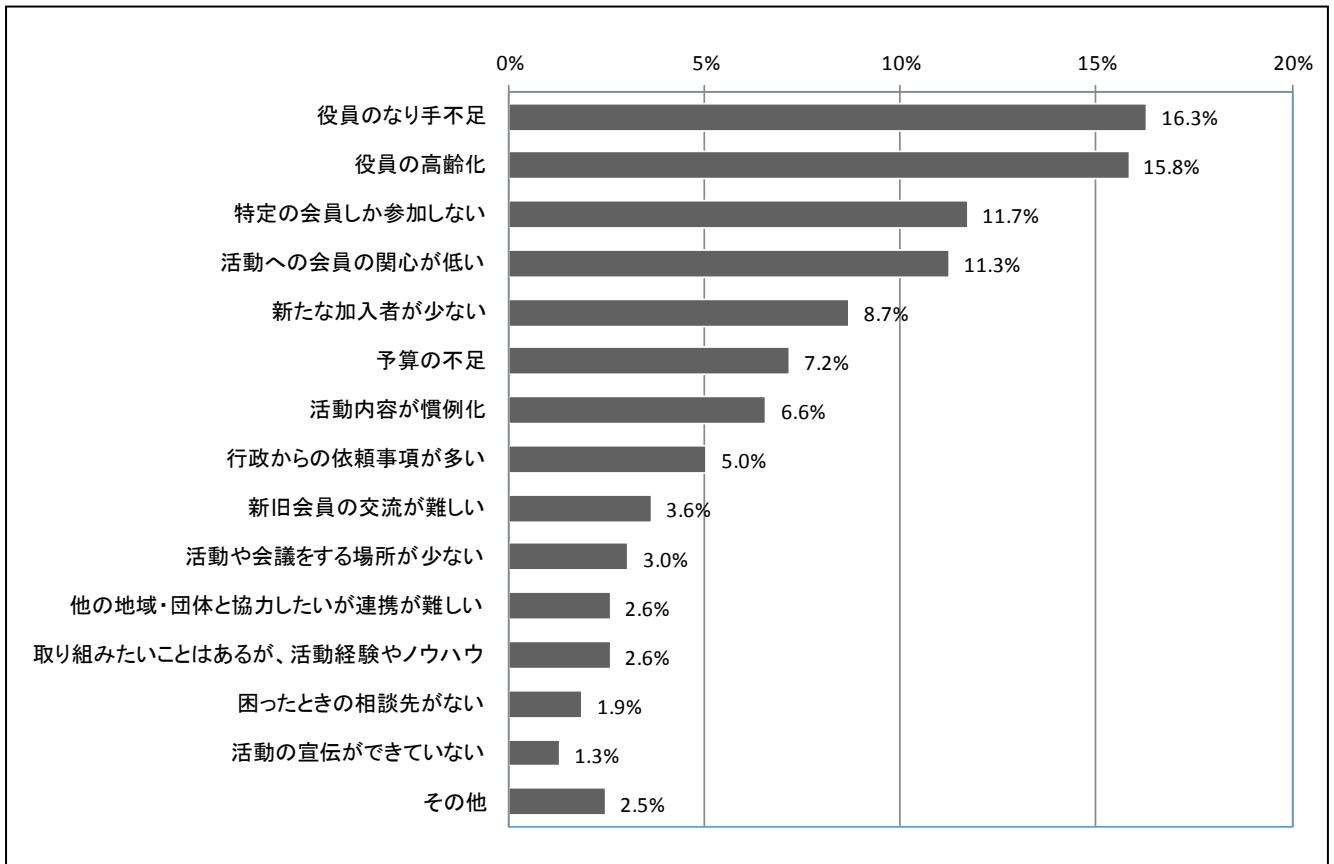
問 7. 他団体や市との協働に関することで、日頃感じていることがありましたらご記入ください。(自由記述) →省略

■ 自治会・町内会、商店会編

貴団体についてお伺いします

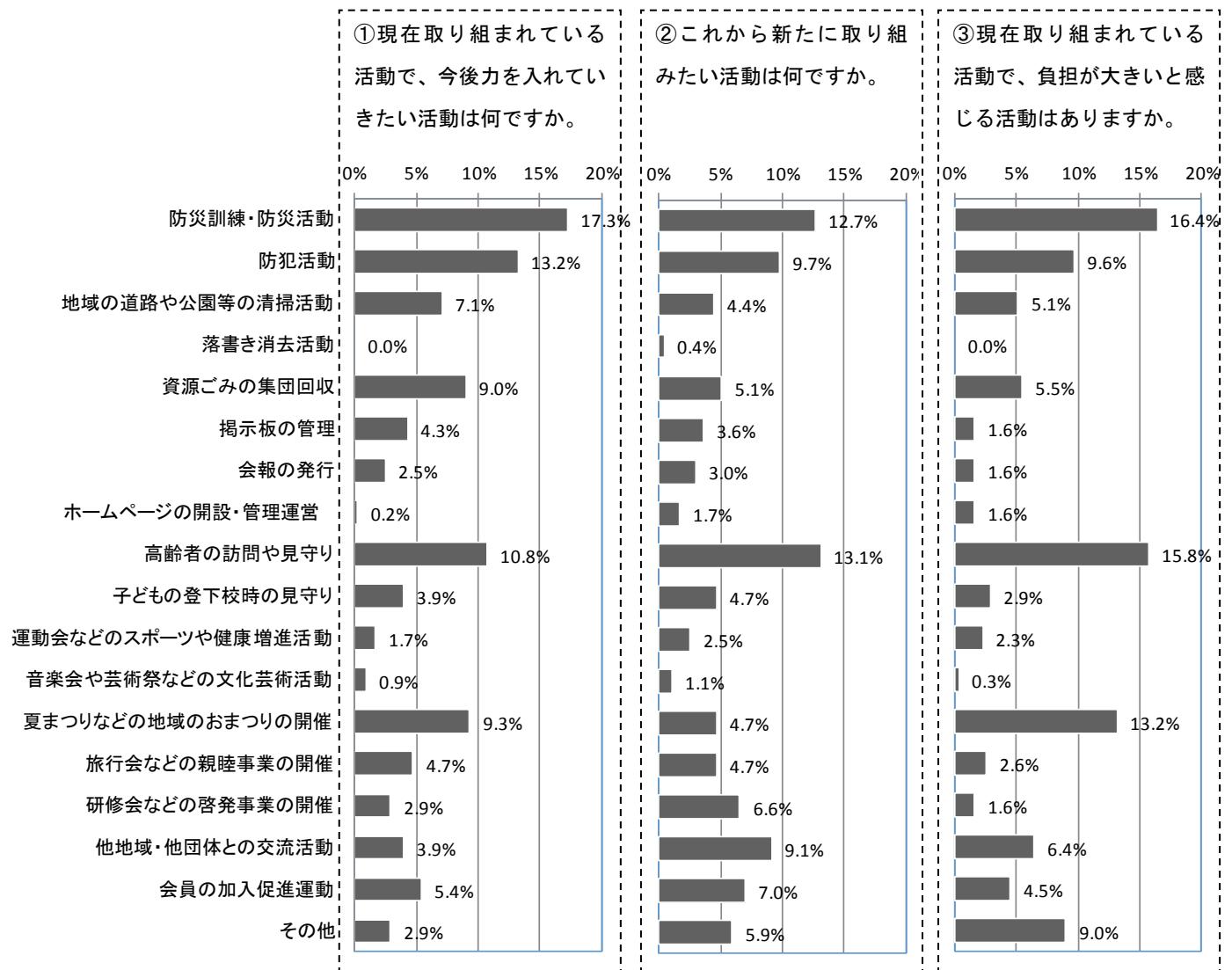
問 1. 会を運営していく上での課題は何ですか。(複数回答可)

- 「役員のなり手不足」が 16.3%と最も多く、次いで「役員の高齢化」 15.8%、「特定の会員しか参加しない」 11.7%となっている。



問2. 貴団体の活動についてお伺いします。(複数回答可)

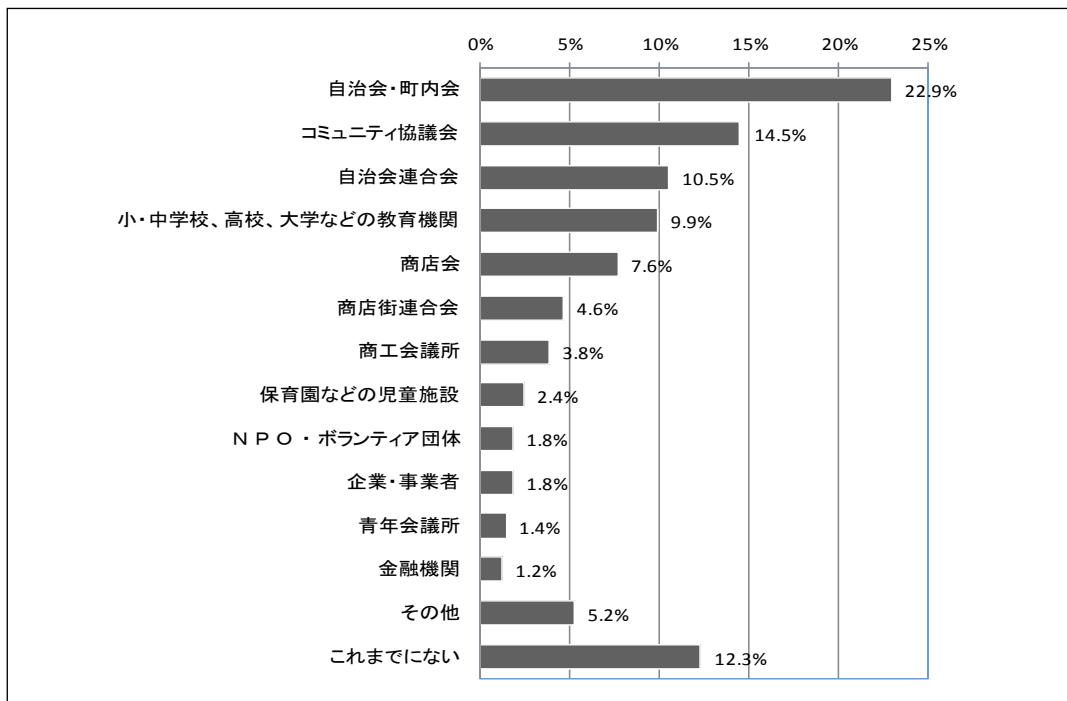
- ①今後力を入れていきたい活動では、「防災訓練・防災活動」が 17.3%と最も多く、次いで「防犯活動」13.2%、「高齢者の訪問や見守り」10.8%となっている。
- ②新たに取り組みたい活動では、「高齢者の訪問や見守り」が 13.1%と最も多く、次いで「防災訓練・防災活動」12.7%、「防犯活動」9.7%となっている。
- ③負担が大きいと感じる活動では、「防災訓練・防災活動」が 16.4%と最も多く、次いで「高齢者の訪問や見守り」15.8%、「夏まつりなどの地域のおまつりの開催」13.2%となっている。
- ①今後力を入れていきたい活動と②新たに取り組みたい活動では、上位3位が同じ項目となっているが、③負担が大きいと感じる活動では、「夏まつりなどの地域のおまつりの開催」が上位になっている。



他団体(市を除く)との協働事業についてお伺いします

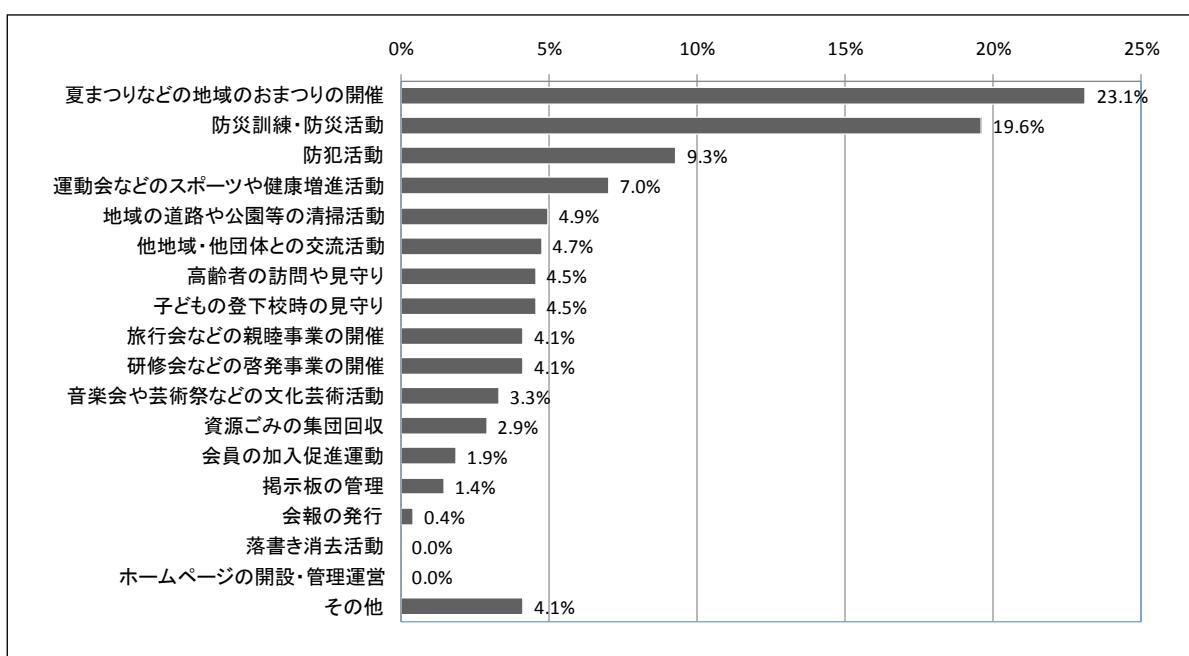
問 3-①. 貴団体が、一緒に事業に取り組んだことのある団体はありますか。(複数回答可)

- 「自治会・町内会」が 22.9%と最も多く、次いで「コミュニティ協議会」14.5%、「自治会連合会」10.5%となっている。
- 「これまでに(一緒に事業に取り組んだことは)ない」は、12.3%となっている。



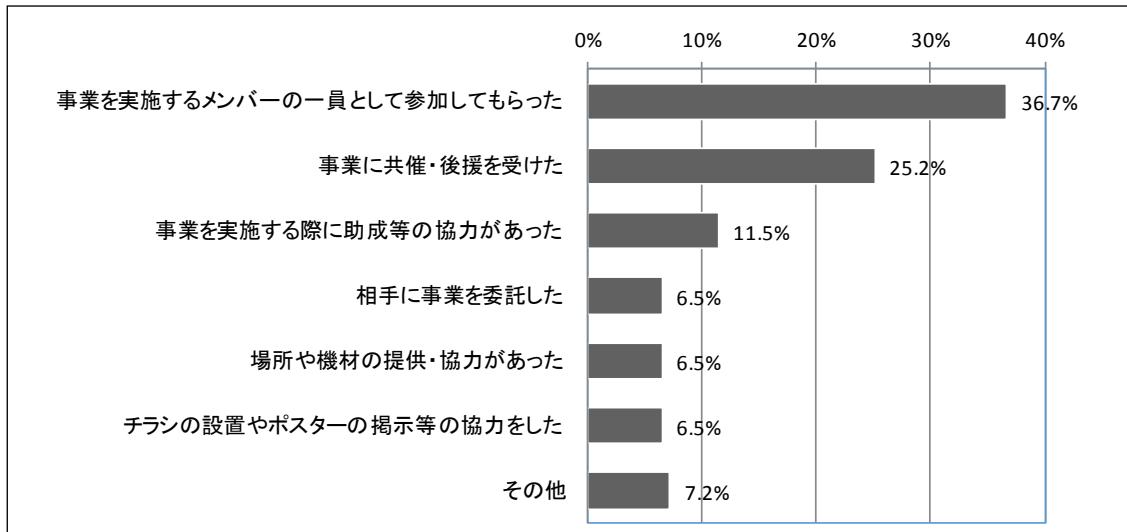
問 3-②. その活動はどのような活動でしたか。(複数回答可)

- 「夏まつりなどの地域のおまつりの開催」が 23.1%と最も多く、次いで「防災訓練・防災活動」19.6%、「防犯活動」9.3%となっている。



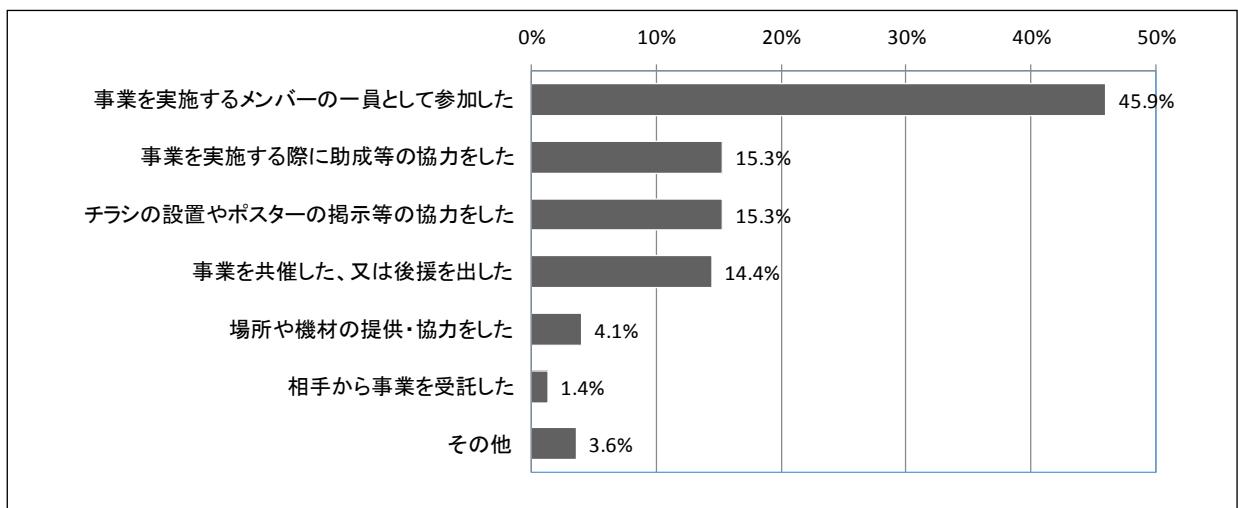
問 3-③. その活動はどのような形で、一番協力を受けることが多かったですか。（当てはまるもの 1つ）

- 「事業を実施するメンバーの一員として参加してもらった」が 36.7%と最も多く、次いで「事業に共催・後援を受けた」25.2%、「事業を実施する際に助成等の協力があった」11.5%となっている。



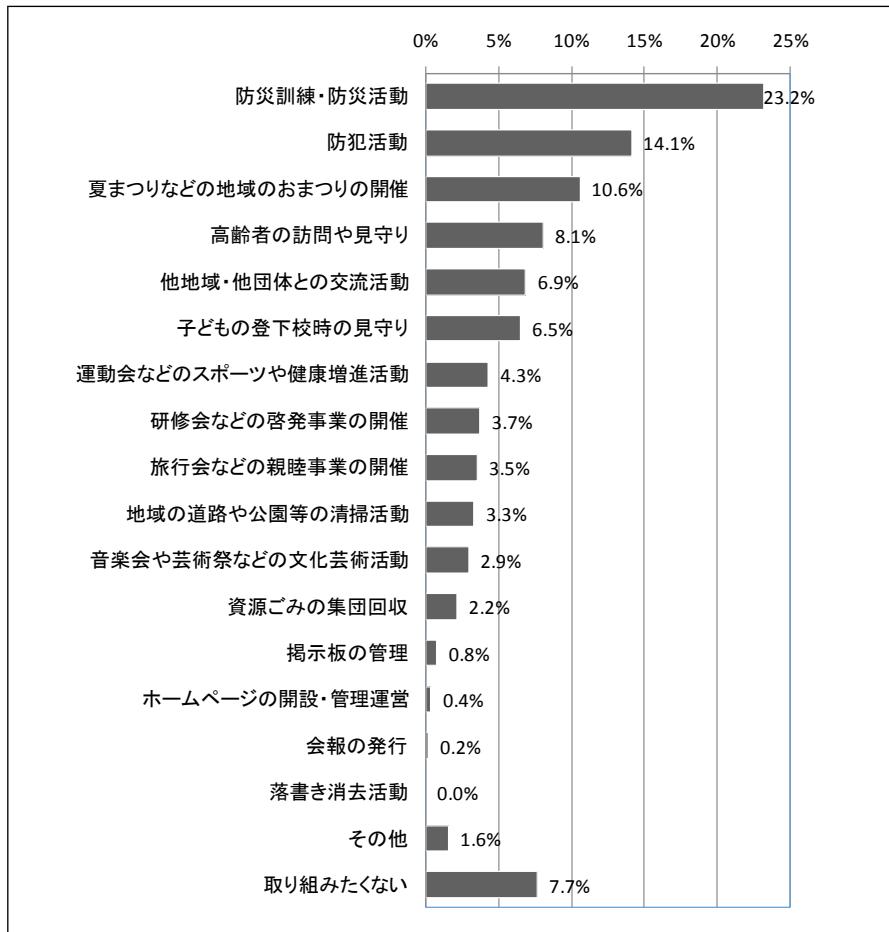
問 3-④. 貴団体はこれまで、他団体の活動に協力したことがありますか。（当てはまるもの 2つ以内）

- 「事業を実施するメンバーの一員として参加した」が 45.9%と最も多く、次いで「事業を実施する際に助成等の協力をした」「チラシの設置やポスターの掲示等の協力をした」がいずれも 15.3%で同率となっている。



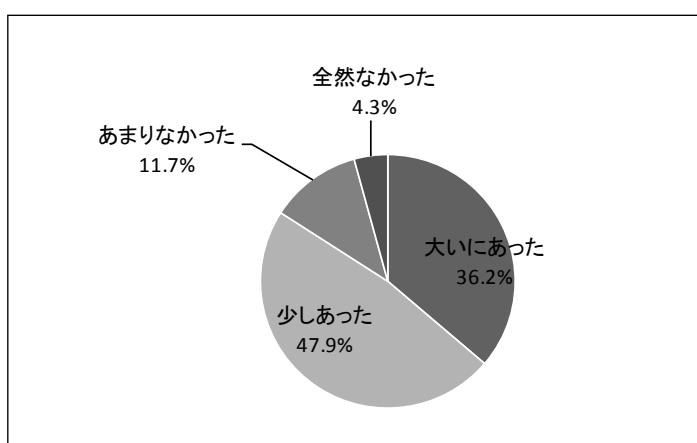
問 3-⑤. 今後、他団体と一緒に取り組んでみたい活動はありますか。(複数回答)

- 「防災訓練・防災活動」が 23.2%と最も多く、次いで「防犯活動」14.1%、「夏まつりなどの地域のおまつりの開催」10.6%となっている。
- 「取り組みたくない」は、7.7%となっている。



問 3-⑥. これまで、他団体と協力して活動するメリットはありましたか。(当てはまるもの1つ)

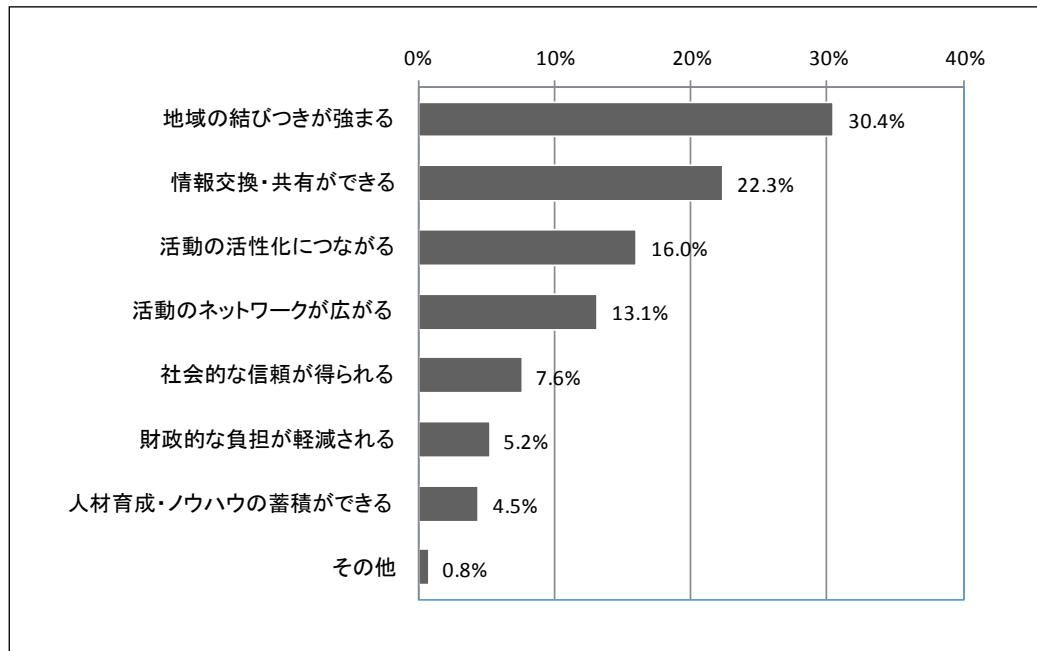
- 「大いにあった」が 36.2%、「少しあった」が 47.9%となっている。
- 「大いにあった」と「少しあった」を合わせると、「(メリットが) あった」は 84.1%となっている。
- 「あまりなかった」と「全然なかった」を合わせると、「(メリットが) なかった」は 16.0%となっている。



問 3-⑥で、(メリットが)「大いにあった」「少しあった」と回答した方

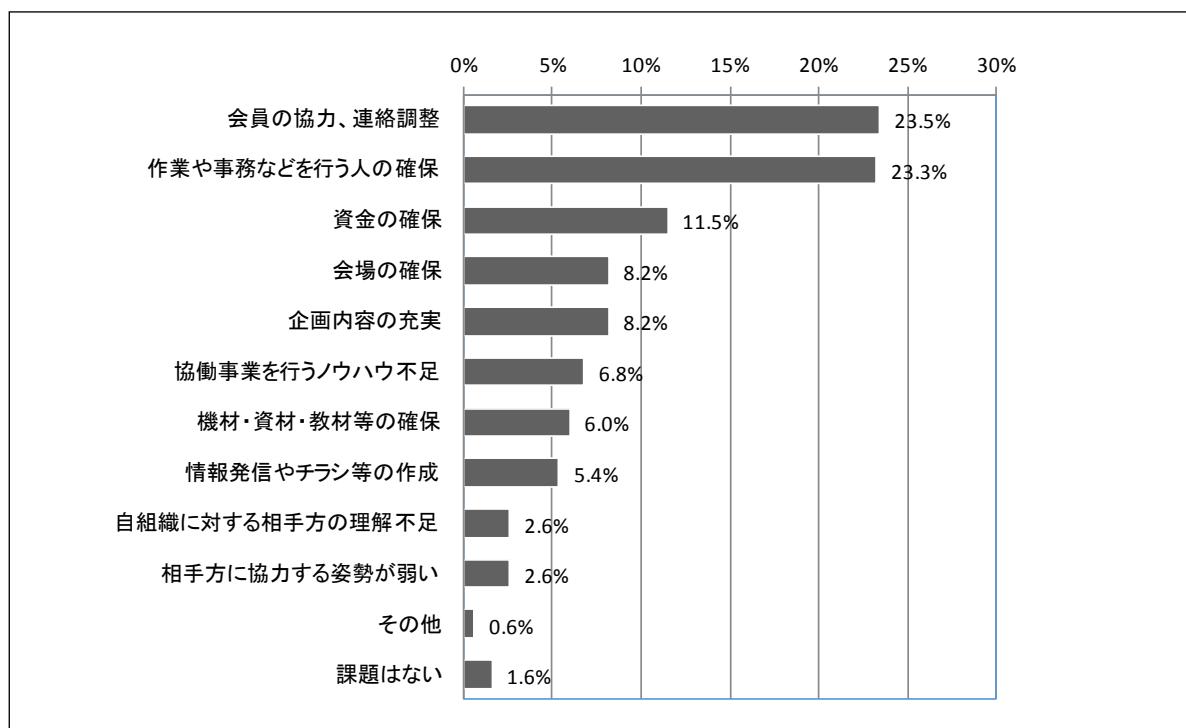
問 3-⑥-2. メリットをどのように感じていますか。(複数回答可)

- ・「地域の結びつきが強まる」が 30.4%と最も多く、次いで「情報交換・共有ができる」22.3%、「活動の活性化につながる」16.0%となっている。



問 3-⑦. 他団体と一緒に協働事業に取り組むとき、どのようなことが課題とお考えですか。(複数回答可)

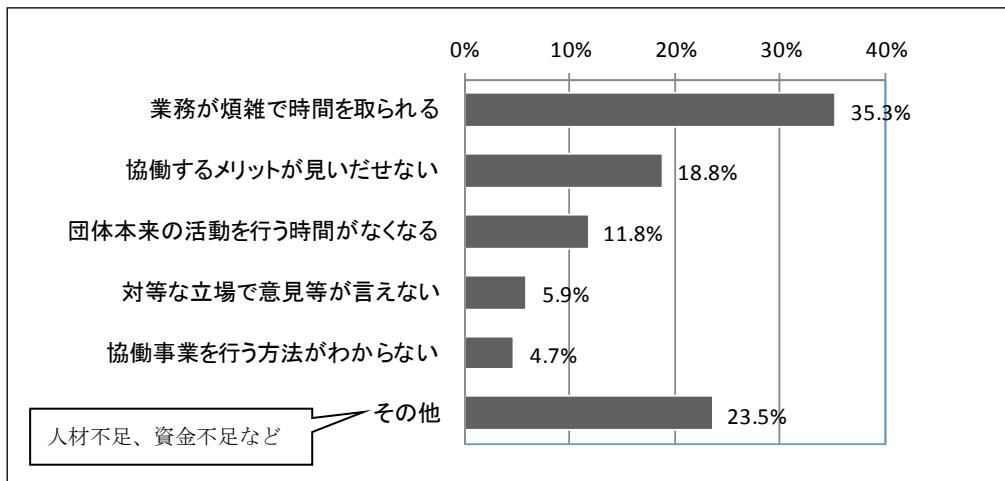
- ・「会員の協力、連絡調整」が 23.5%と最も多く、次いで「作業や事務などを行う人の確保」23.3%、「資金の確保」11.5%となっている。
- ・「課題はない」は、1.6%にとどまっている。



問 3-⑤で、「(今後、他団体と協力して活動に)取り組みたくない」と回答した方

問 3-⑧. 他団体との協働を希望しない理由は何ですか。(複数回答可)

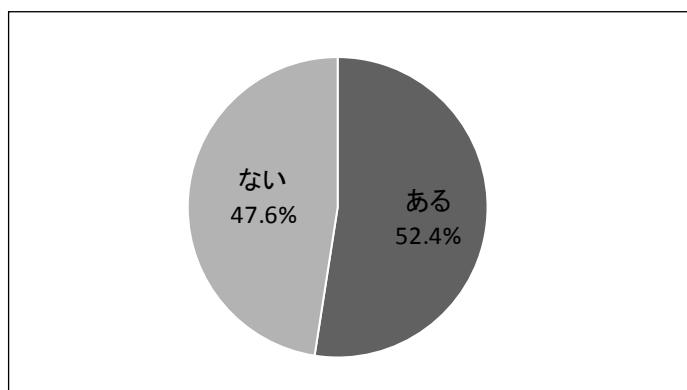
- ・「業務が煩雑で時間を取られる」が 35.3%と最も多く、次いで「協働するメリットが見いだせない」18.8%、「団体本来の活動を行う時間がなくなる」11.8%となっている。



市との協働事業についてお伺いします

問 4-①. 市と協力して、一緒に事業に取り組んだことはありますか。(当てはまるもの 1 つ)

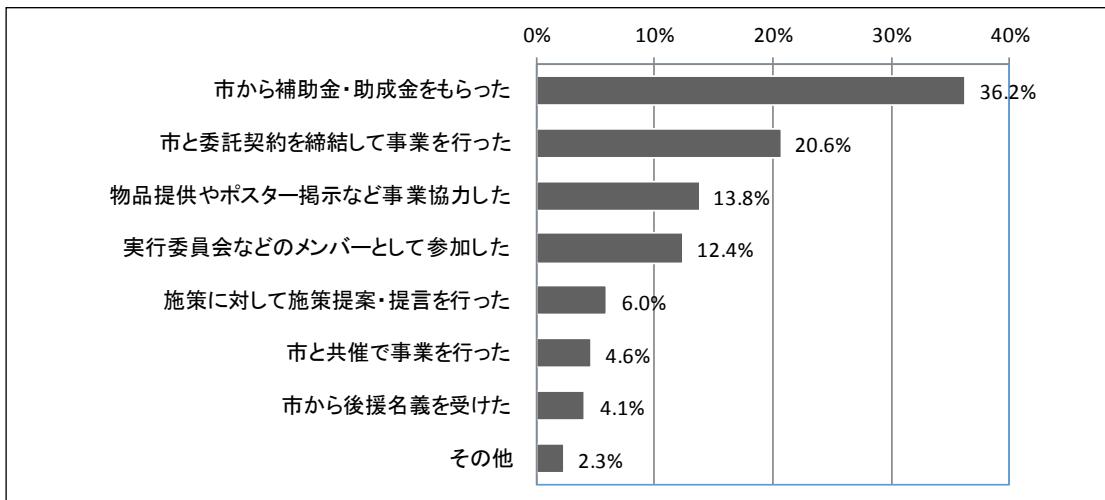
- ・「ある」が 52.4%、「ない」が 47.6%とほぼ半数ずつとなっている。



問4-①で、「(市と協働事業に取り組んだことが)ある」と回答した方

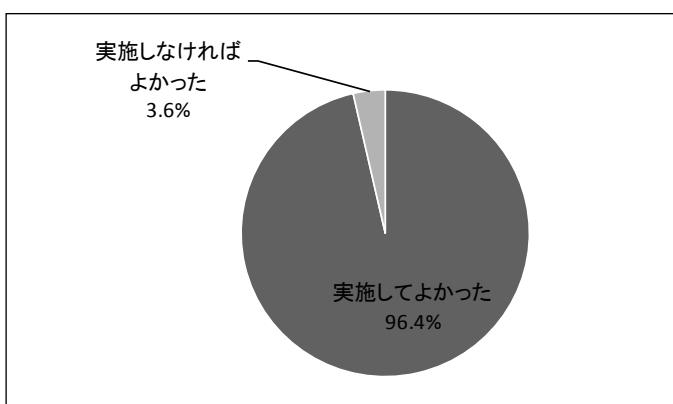
問4-①-2. 市と協働事業を実施したときに、どのような関わり方をしましたか。(複数回答可)

- 「市から補助金・助成金をもらった」が36.2%と最も多く、次いで「市と委託契約を締結して事業を行った」20.6%、「物品提供やポスター掲示など事業協力した」13.8%となっている。



問4-②. 市と事業を行ってみてどのような感想をお持ちですか。(当てはまるもの1つ)

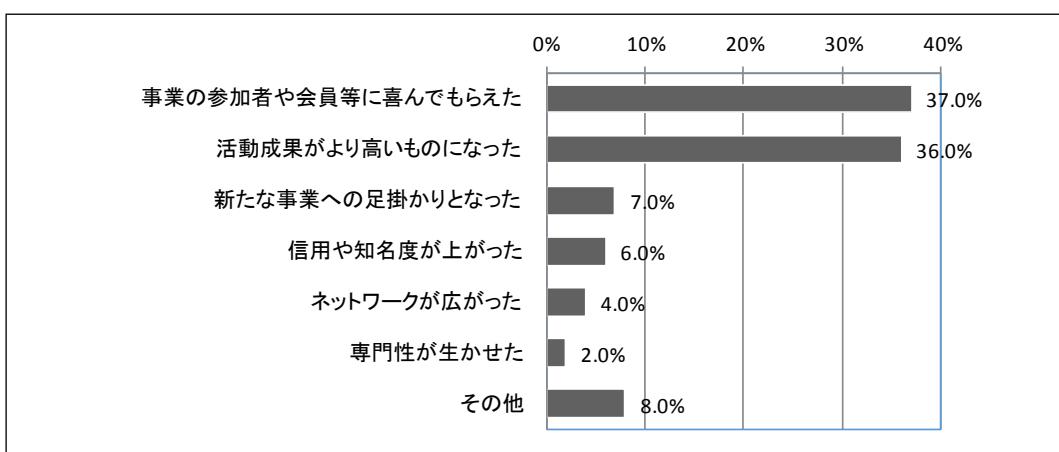
- 「実施してよかったです」が96.4%、「実施しなければよかったです」が3.6%となっている。



問4-②で、「(市と協働事業を)実施してよかったです」と回答した方

問4-②-1. 実施してよかったと思う理由は何ですか。(当てはまるもの1つ)

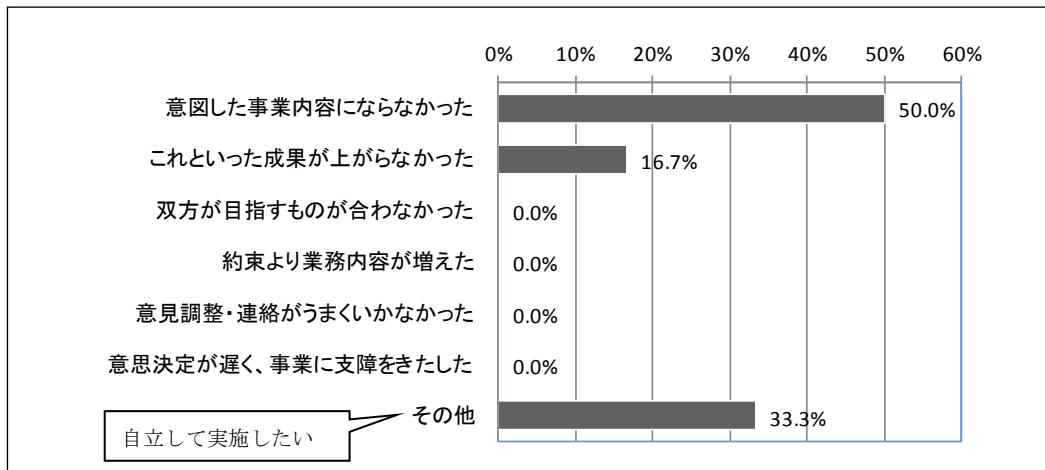
- 「事業の参加者や会員等に喜んでもらえた」が37.0%と最も多く、次いで「活動成果がより高いものになった」36.0%、「新たな事業への足掛かりとなった」7.0%となっている。



問 4-②で、「(市と協働事業を)実施しなければよかったです」と回答した方

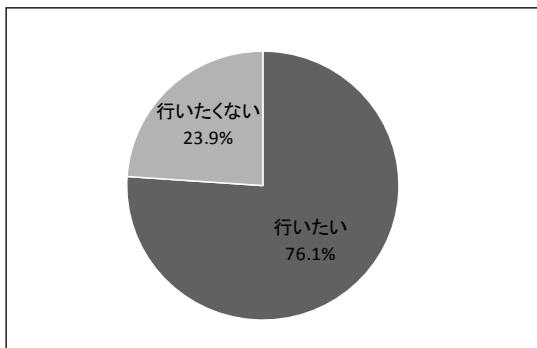
問 4-②-2. 実施しなければよかったですと思う理由は何ですか。(当てはまるもの 1つ)

- ・「意図した事業内容にならなかつた」が 50.0%と最も多く、次いで「これといった成果が上がらなかつた」が 16.7%となっている。
- ・「双方が目指すものが合わなかつた」「約束より業務内容が増えた」「意見調整・連絡がうまくいかなかつた」「意思決定が遅く、事業に支障をきたした」の回答は無かつた。



問 4-③. 今後、市と協力をして一緒に事業を行いたいですか。(当てはまるもの 1つ)

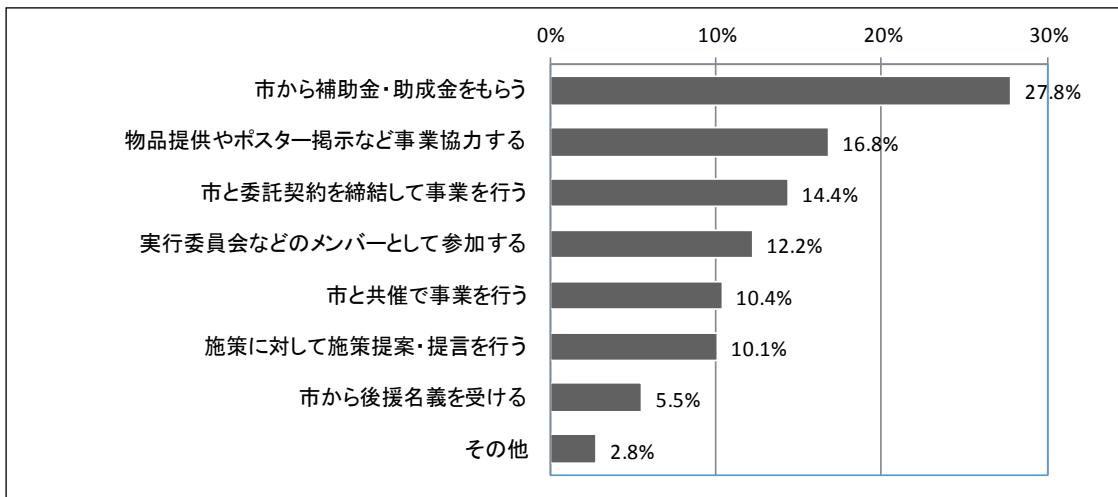
- ・「行いたい」が 76.1%、「行いたくない」が 23.9%となっている。



問 4-③で、「(今後、市と協力をして一緒に事業を) 行いたい」と回答した方

問 4-③-1. 市と協働事業を実施する場合、どのような関わり方をしたいですか。(複数回答可)

- 「市から補助金・助成金をもらう」が 27.8%と最も多く、次いで「物品提供やポスター掲示など事業協力する」16.8%、「市と委託契約を締結して事業を行う」14.4%となっている。

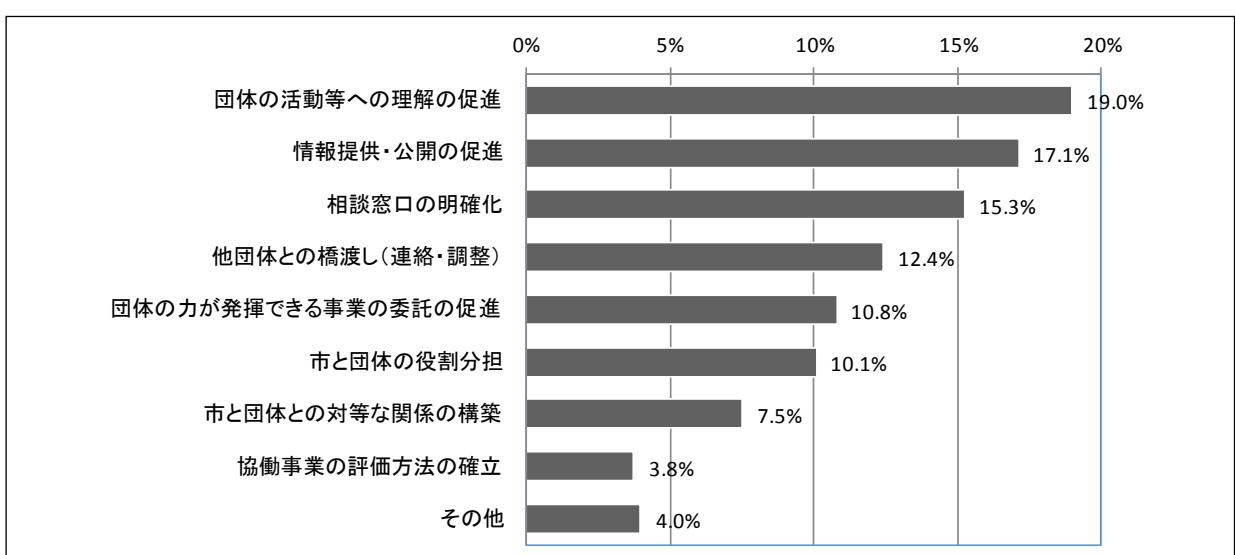


問 4-④. 貴団体の特徴を生かした、市民協働を推進するための具体的な取組について、ご意見・ご提案をご記入ください。(自由記述) →省略

市への要望についておうかがいします

問 5. 市民協働を推進するために、市の体制や市職員に必要なことは何ですか。(複数回答可)

- 「団体の活動等への理解の促進」が 19.0%と最も多く、次いで「情報提供・公開の促進」17.1%、「相談窓口の明確化」15.3%となっている。



問 6. 他団体や市との協働に関することで、日頃感じていることがありましたらご記入ください。(自由記述) →省略

(6) 都市宣言・基本方針について

① 府中市市民協働都市宣言（案）

都市としての住みよさや活力を併せ持ち、歴史と文化、豊かな自然に育まれた、わたしたちのまち府中。

わたしたちは、将来にわたってみんなが笑顔で暮らし、働き、学び、活動できるように、お互いの信頼関係のもとに協力し合い、支え合うまちを創ります。

わたしたちは、まちの主役として自らの役割を考え、できることから積極的にまちづくりに参加します。

わたしたちは、ともに考え、汗を流し、一体となって地域課題の解決に取り組みます。

洗練された輝き続けるまちへの更なる飛躍を誓い、ここに府中市を「市民協働都市」とすることを宣言します。

② 府中市市民協働の推進に関する基本方針（案）

府中市市民協働の推進に関する基本方針（案）

目 次

第1章 基本方針策定の経緯と位置付け	83
第2章 府中市が目指す協働の姿	84
1 協働の必要性	84
2 協働の定義と主体	85
3 協働の主な効果	86
4 府中市らしい協働	87
第3章 協働の進め方	90
1 協働の原則	90
2 協働の手法	91
第4章 協働を推進するための基盤づくり	94

第1章 基本方針策定の経緯と位置付け

これまで本市では、市内で継続的に社会貢献を行う NPO¹・ボランティア団体の活動・交流の拠点として、平成14年8月に「府中NPO・ボランティア活動センター」を設置し、早くからその活動を支援してきました。そして、平成15年8月には「府中市NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する指針」(以下「指針」という。)を策定し、NPO・ボランティア活動及び協働の推進における本市の基本的な考え方や支援の基本姿勢等を示しました。

次に、平成17年1月には「NPOとの協働推進マニュアル～職員用～」を策定し、先に記した指針に基づき、協働事業を行う市の職員の参考となるよう、市とNPO法人との協働に関する基本的な説明や、協働事業を具体的に進めるための手順等を示しました。また、市が直営で運営する府中NPO・ボランティア活動センターについても、平成21年度からNPO法人による運営に変更するなど、協働によるまちづくりの推進に努めてきました。

さらに、本市では、平成25年6月に、「第6次府中市総合計画」(平成26年度～33年度)を策定し、目指すべき都市像として「みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち～みどり・文化・にぎわいのある洗練された都市をめざして～」と掲げました。この都市像を実現するために、「市民と市が協働でまちづくりを展開」することとし、「市民」を住民だけでなく、事業者、在勤者、在学者並びに市内で活動する方々や団体も含んだ意味で捉え、市民と市との協働のまちづくりを展開することとしています。

以上を踏まえて、この基本方針は、NPO・ボランティア団体と市との協働の推進を中心とした従来の指針を一新し、市民と市との協働はもちろん、市民、自治会・町内会、各文化センター圏域のコミュニティ協議会、自治会連合会、NPO・ボランティア団体、教育機関、事業者、市等によるさまざまな主体間の協働も視野に入れた「市民協働」を推進していくため、各種施策や事業等の取組に係る方向性を示すものです。

本方針における「市民」の定義

本方針における「市民」については、第6次府中市総合計画と同様に、住民だけではなく、事業者、在勤者、在学者及び市内で活動する方々や団体を含んだ広い意味で捉えています。

ただし、(他の主体と列記する場合など) 次ページに定める協働の主体として、狭い意味で捉える場合があります。

¹ 「NPO」とは「Non Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、営利を目的としない団体の総称です。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格（個人以外で権利や義務の主体となり得るもの）を取得した法人を、NPO法人（特定非営利活動法人）といいます。（内閣府NPOホームページより）

第2章 府中市が目指す協働の姿

1 協働の必要性

少子高齢化による地域活動の担い手の高齢化・特定化や価値観の多様化・ライフスタイルの変化による近隣住民間のつながりの希薄化、それにともなう高齢者の見守りや社会的弱者に向けた支援の担い手の問題等、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、その課題もますます複雑化・多様化しています。

こうした状況においては、行政だけで、地域課題の解決や多様なニーズに応じた公共的なサービスを提供することは困難であるため、市民と行政が役割分担のもとに、それぞれの能力を発揮しながら協働してまちづくりに取り組んでいく必要があります。また、それぞれの地域においては、従来から、自治会・町内会やNPO法人等も活発に活動を行ってきましたが、単独で対応が難しい場面も生じており、複数の主体が、それぞれの得意分野を生かしつつ、連携して取り組むことも必要になっています。

例えば、阪神・淡路大震災や東日本大震災においては、ボランティアやNPO法人、民間企業等が、自分たちでできることを行おうと、行政と連携・協力しながら、さまざまな支援活動に取り組みました。このような地域課題の解決に向けた協働は、地域のニーズに合ったきめ細かいサービスの提供や、地域課題に市民が積極的に取り組む機会を創出し、さらにここから生まれる人と人とのつながりにより、まちの地域力を向上させます。

本市においても、第6次府中市総合計画の都市像を実現し、より住みよいまちにしていくために、市民、自治会・町内会、コミュニティ協議会、自治会連合会、NPO・ボランティア団体、教育機関、事業者等、地域にかかわる全ての人々と本市とが、これまで以上に連携を深めながら、まちづくりに取り組んでいくことが求められています。

本市では、自治会加入率が年々減少してはいるものの、近隣市と比較して高く、また、地域固有のまつりや商店街のイベントが多いなど、市民のまちづくりに対する意識は高いものがあります。また、多摩川やけやき並木等、自然にあふれ、大企業や国立大学、競馬場や競艇場といった大規模施設が多く、活気と賑わいがあります。さらに、総合病院や専門病院などの医療機関も充実しており、市民の暮らしに安心感を与えているなどの特徴があります。

これらの特徴は、まちづくりの強みとなるものであり、地域の賑わいを創出し、さらなるまちの発展につながることはもちろん、人と人とのつながりによるネットワークを活用した、防災・防犯にも強い地域づくり、まちづくりにつなげていける「土壌」があるといえます。

このような条件を生かし、それぞれの役割分担のもと、対等な立場で連携・協力し合う協働を推進していくことが、今、あらためて必要となっています。

2 協働の定義と主体

協働を推進し、その効果を高めるためには、協働に取り組む主体が、本市における協働の考え方について理解し、共通の認識を持つことが重要です。

(1) 協働の定義

本市では協働²を次のように定義します。

多様で多層な主体³が情報を共有し、相互の立場や特性を認めつつ、対等の立場で、それぞれの役割を果たし、共通する課題の解決や社会的な目的の実現に向けて、公益的な価値を相乗的に生み出すため、連携・協力すること。

(2) 協働の主体

協働事業を実施する主体を次のように位置付けます。

- ア 市民（市内に住み、働き、学び、又は活動する全ての人）
- イ 各活動団体
 - ① 地縁型活動団体（自治会・町内会、コミュニティ協議会、自治会連合会等）
 - ② 目的型活動団体（NPO・ボランティア団体、社会教育関係団体、各種任意団体等）
 - ③ 教育機関（大学、専門学校、高等学校、小・中学校等）
 - ④ 事業者（企業、自営業者、商工会議所、商店街連合会、金融機関、各種法人、事業者団体等）
- ウ 市

協働の主体同士は対等な協力関係にあることから、協働事業を実施する主体として記述する場合は、市も主体の一つとして位置付けます。

公的機関(警察、消防等)との協働

複雑化・多様化が進む地域課題への対応に当たっては、市以外にも、警察・消防・東京都等の公的機関の役割が重要になっています。

例えば、第6次府中市総合計画では、基本目標「安全で快適に暮らせる持続可能なまち」を実現するため、市は、各種施策の実施に当たり、警察・消防等と必要に応じて連携・協力を図ることとしております。

本市が目指す協働のまちづくりを実現するためには、公的機関とも協働を進めていく必要があります。

²協働の語源として、「パートナーシップ（対等・平等の関係を重視）」、「コラボレーション（異なる特性と新たな発想を重視）」、「コ・プロダクション（相乗効果や効率向上を重視）」の3つがあると言われており、本市では、どれか一つという意味ではなく、3つの意味を併せ持つものとして捉えています。

³多様で多層な主体について、本市では、協働の取組がより効果的なものとなるように、市内在住者・在勤者・在学者や、各活動団体の種別等に係る横軸の関係性（多様）だけでなく、それぞれの立場において、世代や新旧住民、又はそれぞれの活動目的等に係る縦軸の関係性（多層）があることも踏まえて、協働の主体を捉えることとしています。

3 協働の主な効果

協働を推進することにより、地域活動の活発化や市民の意識の向上をもたらし、地域力の向上や市のイメージの向上などが期待できます。また、各主体が、互いの特性を生かし合いながら連携・協力することによって、それぞれの主体にとって、次のような効果を生むことが期待できます。

(1) 市民

新たな人との出会いが生まれ、生きがいづくりや自己実現の機会の拡大につながります。

また、多様化・複雑化するニーズに対応した、きめの細かいサービスを受けることができます。

(2) 地縁型活動団体

それぞれの団体の組織基盤の強化、認知度の向上によって、活動や事業展開の場の機会の増大が期待できます。

(3) 目的型活動団体

役割に応じ、特性を發揮して協働に取り組むことにより、それぞれの団体の目標を効果的に達成することができます。また、団体同士のネットワークの形成が期待できます。

(4) 教育機関

教育機関と地域等によるネットワークが形成され、さまざまな主体が児童・生徒・学生等の教育にかかわることにより、教育機関だけでは解決が難しい課題の解決につながります。

(5) 事業者

地域とのコミュニケーションが図られ、組織の活性化や地域ニーズの把握、新たなサービス提供のきっかけとなります。さらに、ブランドイメージや企業の評判が向上し、従業員の育成や、ホスピタリティの向上といった効果も期待できます。

(6) 市

多様化・複雑化するニーズへの迅速かつ的確な対応や価値の高い公益サービスの提供が期待できます。

また、市民と一緒にになって、地域課題の解決に取り組むことで、市の事業や仕事の進め方を見直す機会になります。

4 府中市らしい協働

本市において、今後、協働によるまちづくりをより効果的に進めていくためには、各主体が、あらためて本市の特徴やまちづくりにおける役割を理解するとともに、それぞれの特性や専門性を十分に発揮することが重要です。そのうえで、ともに考え、汗を流し、一体となって取り組むことにより、「府中市らしい」協働が育まれていくと考えます。

(1) 協働によるまちづくりのための役割分担

協働によるまちづくりを進めるにあたって、各主体の特性を最大限生かすためにも、それが期待される役割を理解し、その役割を遂行することが重要です。

ア 市民

協働によるまちづくりは一人からでも参加できます。このため、自分がまちづくりの主役であることを理解し、「自分たちでできることを、自分たちでやってみる」ことから始め、さらには地域活動等にも積極的・主体的にかかわり、自らの暮らしをより良いものとすることが期待されます。

イ 地縁型活動団体

地域課題を市民同士が助け合い、解決していくなど、市民による自治の充実に向けた基盤的な役割を果たすことが期待されます。

ウ 目的型活動団体

自らの活動が果たす社会的意義を踏まえ、協働によるまちづくりを主体的に推進するとともに、広く市民に活動内容等を紹介し、参加の場や機会を提供することが期待されます。

エ 教育機関

地域社会を構成する一員として、専門的知識の活用や学生等の事業協力、人材や施設等の資源の提供など、地域社会に貢献することが期待されます。

オ 事業者

地域社会を構成する一員として、技術やノウハウ等を活用した事業協力等、また、人材や施設等の資源の提供など、地域社会に貢献することが期待されます。

カ 市

各主体と連携し、効率的・効果的な行政運営に努め、組織間の連携強化や各主体だけでは解決できない課題の解決に努めます。また、協働によるまちづくりに関する共通のルールや制度、環境整備等に取り組み、協働の取組等について積極的に情報提供し、意識の高揚を図ります。

(2) 各主体の特性を生かした協働

地域課題を解決し、市民生活をより向上させるには、各主体が持つ、特性や専門性などを生かした協働を推進していく必要があります。

ア 地縁型活動団体

自治会・町内会は、地域社会において、近隣住民間の親睦を深め、さまざまな問題に対処するなど、地域づくり・まちづくりに寄与してきました。特に本市では、各文化センター圏域に組織されたコミュニティ協議会や自治会同士をつなぐ自治会連合会が果たしてきた役割は大きく、今後も本市との協働のパートナーとして欠かせない存在です。近年では、防犯・防災、地域福祉、ごみの減量化等に関する地域課題が増えているため、自治会・町内会やコミュニティ協議会、自治会連合会といった地縁型活動団体との協働は不可欠です。

イ 目的型活動団体

本市には、福祉・環境・教育等、さまざまなテーマを持って活動するNPO・ボランティア団体等があります。これらの団体は、社会の変化による新たな課題に対して、自発性、先駆性、専門性、機動性等をもって対応できるため、きめ細やかなサービスを提供できます。ますます複雑化・多様化する地域課題を迅速に解決するためには、NPO・ボランティア団体といった目的型活動団体との協働は不可欠です。

ウ 教育機関

市内には、国立大学や、高等学校などさまざまな教育機関があります。複雑化・多様化する地域課題の解決に当たっては、これら教育機関の有する専門的知識や施設等の資源を活用することが有効です。また、近年、学生によるボランティア活動や地域貢献が盛んになり、地域の活性化に寄与していることから、今後教育機関との協働を一層推進していく必要があります。

エ 事業者

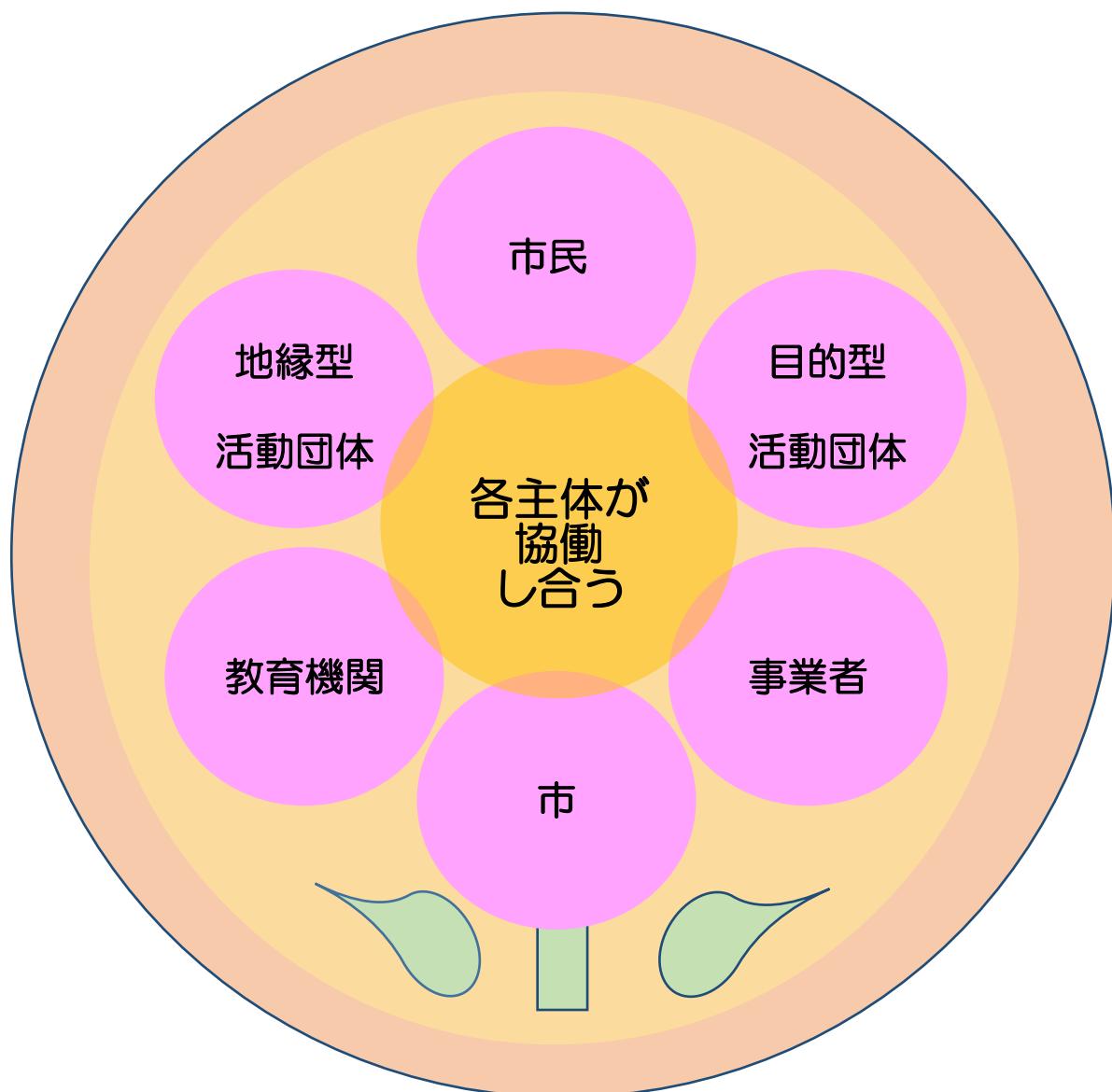
事業者は、近年、「企業市民」と言われるようになるなど、地域社会における市民としてその役割と責任を果たすため、社会貢献活動や公益活動に力を入れています。さらに、専門的技術や知識、また、スポーツチームなど、さまざまな資源を有していることから、地域課題を迅速かつ的確に解決するため、事業者との協働を一層推進する必要があります。

(3) 本市が目指す協働の姿

府中市らしい協働によるまちづくりに当たっては、取り組む課題や地域の特性によって、市民と市との協働だけではなく、例えばNPO法人と自治会、また、教育機関や事業者、あるいはこれらに市を含めた協働など、さまざまな主体間の協働の取組がますます重要になります。

各主体がそれぞれの持つ強みを生かし、連携・協力し合う市民協働を推進し、多くの市民が住みやすい、住んでよかったと思えるまちをつくっていきます。

市民協働による 「みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち」の実現



第3章 協働の進め方

1 協働の原則

協働事業を実施する主体は、次の協働の原則を意識しながら、協働に取り組むことが求められます。

(1) 目的共有の原則

地域課題の解決や社会的な目的の実現に向け、公益的な価値を相乗的に生み出すために協働することを相互に理解・認識する必要があります。

(2) 対等の原則

対等な協力関係にあるとの認識のもと、役割分担を明確にして、それぞれが責任を持って取り組むことが求められます。

(3) 相互理解の原則

対話を通じ、十分なコミュニケーションを図り、互いの立場や特性について理解を深めるとともに、信頼関係を築く必要があります。

(4) 自主性尊重・自立化の原則

それぞれの特性や長所を生かせるよう、その自主性を尊重するとともに、市民や各活動団体が自立して活動できるよう、取組を進める必要があります。

(5) 評価の原則

協働の質や効果を高めるため、一定の時期に協働事業を客観的に評価・検証する必要があります。

(6) 情報公開の原則

透明性を高め、信頼関係を築くため、協働事業に関する情報を積極的に公開する必要があります。

2 協働の手法

協働は、よりよいまちづくりのための「手段」であり、したがって、「何でも協働すればよい」ということではありません。

効果的に協働事業を行うためには、社会の変化や市民のニーズ等を踏まえ、事業そのものの協働への適性や協働によってもたらされる効果、また、協働の形態や活動領域などを総合的に検証することが重要です。

検証の結果、必ずしも協働に適さない場合もありますが、このような検証を行う「プロセス」が重要であることを、各主体間で共通認識を持つことが大切です。

(1) 協働に適している事業

協働に適していると考えられる事業として、次のような性質のものが想定されます。適性を有する事業については、更に協働により実施すべき事業か、効果等を検討し、総合的に判断します。

ア 性質上の視点

- (ア) きめ細やかで柔軟な対応が求められる事業
- (イ) 専門性・先駆性が求められる事業
- (ウ) 広く市民が参加することが求められる事業
- (エ) 地域の実情に合わせて実施することが必要な事業

イ 効果の視点

- (ア) 市民のニーズ（解決すべき地域課題）はあるか。
- (イ) 協働により地域課題を解決することについて効果が見込めるか。
- (ウ) 協働により各活動団体の特性が生かせるか。
- (エ) 総合計画や各種計画との整合性はとれているか。
- (オ) 経費は妥当か。

(2) 市民と市との協働事業の進め方

協働事業を実施するにあたっては、主体同士がそれぞれの特性を相互に理解したうえで、どのような事業形態が互いの特性を生かし、より効率的に事業を進め、大きな効果を上げられるのかを考え、形態を選択する必要があります。

また、協働事業の実施を検討する際には、それぞれの活動と市との関係性も考慮する必要があります（次ページ図参照）。なお、それぞれが独自に行う領域から、市が独自に行う領域について、その境界は常に流動的であるため、事案ごとに検討することが重要です。

ア 共催

事業やイベント等において、お互いの役割分担と責任を明確にしたうえで、各主体がともに主催者となって行う形態です。

イ 実行委員会・協議会

個々の構成員のもつノウハウや各主体のネットワーク等を生かし、各主体で構成された実行委員会や協議会が主催者となって行う形態です。

ウ 事業協力

主体のいずれかが主催者となる事業において、双方が資金・人材・物資・場所等を提供し、協力して事業を行う形態です。

エ 委託

地域性、専門性、迅速性等、各主体がもっている特性を生かすことを目的に、主に市が実施している事業を、協働する意図を持ったうえで委託する形態です。

オ 後援・協賛

各主体が行う公益性や先駆性のある事業に対して、主催主体を支援する形態です。

カ 補助

各主体が行う公益性の高い事業に対して、市が資金面で協力する形態です。

キ 政策形成過程への参画

市民や各活動団体の代表者が、アイデアや意見を市の施策に反映することを目的に、市の審議会や協議会等に参画する形態です。

＜図：市民の活動と市との関係性～協働事業の領域～＞

市民と市との協働				
市民の責任と主体性によって独自に行う領域	市民が主体となり、市が支援する領域	市民と市がそれぞれ主体的に連携・協力する領域	市が主体となり、市民の参加により行う領域	市の責任と主体性によって独自に行う領域
基本的には対象外	・事業協力 (市主催の事業への市の協力) ・補助 ・後援・協賛	・共催 ・実行委員会・協議会	・委託 ・事業協力 (市主催の事業への市民の協力) ・政策形成過程への参画	基本的には対象外

※政治活動、選挙活動、宗教活動、公益を害する活動は、行政が協働する領域から除かれます。

(3) さまざまな主体間の協働の進め方

さまざまな主体が、多様な組み合わせによって協働することで、更なる相乗効果が生まれ、複雑化・多様化する地域課題への解決に向けて、きめ細かく、柔軟に対応できる可能性が広がります。

このようなさまざまな主体間の協働を推進していくため、市は、協働の機会や場の提供に係る情報提供をするなど、さまざまな主体を協働へつなぐための後方支援に努めます。一方、各主体においては、本市が目指す協働の姿や、その進め方等を意識して協働に取り組むことが期待されます。

第4章 協働を推進するための基盤づくり

協働を推進するためには、その基盤となるさまざまな条件や環境を整えていく必要があります。ここでは、そのための今後の取組について示しています。

1 市民の協働に対する意識の醸成

より多くの市民が協働の取組について知り、関心を持ち、積極的に参加できるようするために、シンポジウム等の開催や、広報紙やホームページ等を利用した情報提供など、意識の醸成に取り組む必要があります。

2 職員の意識改革・スキルアップ

職員が、協働の意義や必要性等を十分に理解し、積極的に協働を推進できるようにするために、職員研修等を実施する必要があります。また、担当者の変更等により、協働の取組が停滞しないように、具体的な協働事業の進め方を示したハンドブック等を作成する必要があります。

3 情報共有・双方向型コミュニケーションの推進

協働を推進するためには、各主体がお互いに信頼できる関係を築くことが重要です。このため、行政は積極的に情報を公開し、市民や各活動団体と情報を共有することにより信頼関係の構築に努める必要があります。また、共有した情報に基づき、それぞれが、双方向に意見交換できるような仕組みの整備について検討を進める必要があります。

4 協働のコーディネート機能の育成

さまざまな主体間のコミュニケーションを促進し、ネットワーク化を図り、協働へとつなげていくためには、相談役・調整役を担える専門性をもった個人や、いわゆる「中間支援組織」⁴の役割が重要となります。このため、これら「協働のコーディネーター」の確保・育成に取り組む必要があります。

⁴中間支援組織については、いろいろな捉え方があり、必ずしも明確に規定された定義があるわけではありませんが、その機能、役割としては、主として①資源（ヒト、モノ、カネ、情報）の仲介、②NPO間のネットワーク促進、③価値創出（政策提言、調査研究）といった点があげられています。（内閣府NPOホームページより）

5 市民活動拠点施設等の有効活用

現在、市民や各活動団体に関する地域貢献活動その他の情報の発信や各団体間のネットワークの構築等は、府中 NPO・ボランティア活動センターが行っていますが、協働を一層推進していくためには、その強化が必要となります。

このため、府中駅南口第一地区第一種市街地再開発事業⁵における、施設建築物内に設置予定の市民活動拠点施設をはじめ、協働の推進のための場として公共施設等のさらなる有効活用について、検討を進める必要があります。

6 市民自身が市民の活動を支える環境づくり

地域課題の解決に取り組むためには、市民の活動を支えるための財政的な基盤の確立が必要となります。一方、行政からの助成を頼りにしていては、活動の幅にも限界が生じかねません。このため、協働に係る「自主性尊重・自立化の原則」を踏まえ、市民による寄附意識の醸成や市民ファンド⁶等の仕組みなど、市民自身がそれぞれの活動を支えていくける環境づくりの検討を進める必要があります。

7 協働事業提案制度の整備

地域課題を協働により迅速かつ効果的に解決するためには、市民が持つ豊かな発想や高い専門性、柔軟かつ迅速な行動を、出来る限り生かすことが重要です。このため、分野を限定せずに協働事業の提案を市民から公募する制度の整備の検討を進める必要があります。

また、市が実施している事業や実施予定の事業で、本方針等に基づき、市民や各活動団体と協働して実施すべきと考えられるものについては、市側から、市民や各活動団体のアイデアや提案を求められる制度の整備についても、併せて検討を進め必要があります。

8 協働を推進するための組織的な仕組みづくりの検討

協働を推進していくためには、市民に対し、部署による対応の差が生じることのないように連携を図る必要があります。このため、各部署で行っている協働の取組や成果等について情報を共有し、それぞれの協働事業に反映し、全庁的な協働の推進に資する組織的な仕組みについて検討する必要があります。

また、協働の推進に係る取組の進捗状況等について市民の意見を反映するための市民参加の協議組織を設置する必要があります。

⁵府中駅南口地区内には狭い道路や密集した木造建築物など防災面で様々な問題があり、それらの解消と駅前広場や道路など公共施設の整備、商業の活性化などのため、市街地再開発事業により市の表玄関にふさわしい街並みの形成を図ることとしています。

⁶市民からの寄附を中心に、市民の活動に助成を行うことを目的とした、市民自らが運営する基金です。

9 協働事業の評価・検証の仕組みの整備

協働事業の効果をより高めていくためには、事業実施後に、双方で結果について振り返りを行うことが大切です。このため、協働事業の振り返りを行い、より良い協働のあり方へフィードバックできる評価・検証の仕組みづくりに取り組む必要があります。

10 協働の取組を効果的に進めるための行動計画の策定・条例の整備

協働の推進を確実なものとするためには、本章に掲げる協働を推進するための基盤づくりに係る取組を効果的に行う必要があります。このため、本方針に基づく具体的な行動計画を策定し、PDCA サイクル⁷に基づく進行管理を行います。また、今後協働の取組を市全体でより一層推進していくため、協働のまちづくりに係る基本理念や姿勢等を明確に定める条例の整備を検討します。

⁷計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、見直し（ACTION）のサイクルで、計画の進行管理を行う仕組みです。

府中市市民協働推進協議会
検討結果報告書

平成26年10月